

令和元年第4回与論町議会定例会会議録

目 次

会期日程	(3)
第1日（12月6日）	
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	6
沖野一雄君	6
遠山勝也君	21
高田豊繁君	26
町 俊策君	37
林 敏治君	41
川村武俊君	46
大田英勝君	55
野口靖夫君	66
議案第53号 与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	77
議案第54号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例	78
議案第55号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	79
議案第56号 職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例 ..	80
議案第57号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例 ..	81
議案第58号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	82
議案第59号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	83
議案第60号 与論町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	84
議案第61号 沖永良部与論地区広域事務組合理約の一部を改正する規約	86
議案第62号 町道路線の一部廃止について	94
議案第63号 令和元年度与論町一般会計補正予算（第4号）	95
議案第64号 令和元年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	97
議案第65号 令和元年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） .	99
議案第66号 令和元年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）	100

議案第 67 号	令和元年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	101
同意第 3 号	与論町教育委員会委員の任命について	103
散 会		104

第 2 日（12 月 12 日）

議案第 68 号	与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	109
所管事務調査報告（環境経済建設常任委員長）		111
議員派遣の件		114
閉会中の継続審査・調査について		114
閉 会		115

令和元年第4回(12月)定例会会期日程

月 日	曜 日	日 程
12月6日	金	全員協議会 本会議(開会、一般質問、議案審議)
12月7日	土	休日
12月8日	日	休日
12月9日	月	委員会
12月10日	火	委員会
12月11日	水	予備日(議事整理日)
12月12日	木	議会運営委員会 全員協議会 本会議(閉会)

令和元年第 4 回与論町議会定例会

第 1 日

令和元年 1 2 月 6 日

令和元年第４回与論町議会定例会会議録
令和元年１２月６日（金曜日）午前９時００分開会

１ 議事日程（第１号）

開会の宣告

第１ 会議録署名議員の指名

第２ 会期の決定

第３ 諸般の報告

第４ 一般質問

第５ 議案第５３号 与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第６ 議案第５４号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第７ 議案第５５号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第８ 議案第５６号 職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

第９ 議案第５７号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

第１０ 議案第５８号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第１１ 議案第５９号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

第１２ 議案第６０号 与論町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

第１３ 議案第６１号 沖永良部与論地区広域事務組合規約の一部を改正する規約

第１４ 議案第６２号 町道路線の一部廃止について

第１５ 議案第６３号 令和元年度与論町一般会計補正予算（第４号）

第１６ 議案第６４号 令和元年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

第１７ 議案第６５号 令和元年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

第１８ 議案第６６号 令和元年度与論町介護保険特別会計補正予算（第２号）

第１９ 議案第６７号 令和元年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

第２０ 同意第 ３号 与論町教育委員会委員の任命について

２ 出席議員（１０人）

１番 遠 山 勝 也 君

２番 沖 野 一 雄 君

３番 川 村 武 俊 君

４番 林 敏 治 君

５番 高 田 豊 繁 君

６番 町 俊 策 君

7 番 大 田 英 勝 君
9 番 林 隆 壽 君

8 番 野 口 靖 夫 君
1 0 番 福 地 元一郎 君

3 欠席議員（0 人） 欠員（0 人）

4 地方自治法第 1 2 1 条による出席者（1 8 人）

町 長 山 元 宗 君	副 町 長 久 留 満 博 君
教 育 長 町 岡 光 弘 君	総務企画課長 沖 島 範 幸 君
会計管理者兼会計課長 大 角 周 治 君	税 務 課 長 武 東 真奈美 君
町民福祉課長 田 畑 文 成 君	環 境 課 長 白 尾 与志一 君
農業委員会事務局長 久 野 泰 司 君	産業振興課長 山 下 哲 博 君
商工観光課長 松 村 靖 志 君	建 設 課 長 町 本 和 義 君
教育委員会事務局長 田 畑 博 徳 君	教育委員会生涯学習課長 朝 岡 芳 正 君
水 道 課 長 仁 禮 和 男 君	与論こども園長 富士川 智恵美 君
茶花こども園長 富 千加代 君	那間こども園長 田 畑 綾 子 君

5 議会事務局職員出席者（2 人）

事 務 局 長 川 上 嘉 久 君 書 記 池 田 レ ミ 君

開会 午前9時00分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） ただいまから、令和元年第4回与論町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福地元一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、4番林敏治君、5番高田豊繁君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（福地元一郎君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月12日までの7日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月12日までの7日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（福地元一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては配付してありますが、その概要につきましては、事務局長に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（川上嘉久君） 諸般の報告をいたします。

監査委員から令和元年10月分の例月現金出納検査結果報告書、令和元年度定期監査の結果報告及び令和元年度財政援助団体等に対する監査の結果報告が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付してありますので、御一読ください。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりです。

また、議会だよりについては、9月の定例会の内容を特集した「よろんちょう議会だより第133号」を全世帯及び関係機関等に近日中に配布予定ですが、編集作業に当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） これで諸般の報告を終わります。

—————○—————

日程第4 一般質問

○議長（福地元一郎君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

2番、沖野一雄君。2番。

○2番（沖野一雄君） 改めましておはようございます。記念すべき令和元年を締めくくる定例議会、そしてこの仮庁舎における最後の定例議会です。2020年の新年明けからは、真新しい新庁舎を拠点にして本町の未来に向けた新たな1ページが始まることとなります。まずは、今年1年の皆様方の御労苦に対しまして感謝と敬意を表しますとともに、本町並びに町民の皆様の新年における弥栄を祈念しながら一般質問に入りたいと思います。

1 精神疾患をめぐる現状と課題及び今後の対策等について

- (1) 精神疾患は統合失調症、認知症、依存症、うつ病、発達障害など、さまざまな疾患があるが、本町における各患者数とその推移等をめぐる現状と課題、また、その課題解決に向けた対応策をどう講じていく考えであるか。
- (2) 町内での精神科受診は、与論病院や徳之島病院の巡回診療に頼っており、患者やその家族等の求めるニーズ対応に不十分な実態があると思われる。そこで、県内外の医療機関等に積極的に働きかけて、この巡回診療等の態勢の拡充を図ることが喫緊の課題と考えるが、町長はどのように認識しているか。

2 介護保険制度改正に伴う介護支援対策について

- (1) 昨年の介護保険制度改正により、居宅介護支援事業所の管理者は令和3年4月1日以降、「常勤専従の主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）」であることが定められた。この制度改正の影響によって、今後、既存事業所の閉鎖や介護支援専門員の不足など、介護現場における混乱が懸念されているが、町長は、現状をどのように認識し、具体的対策をどう講じていく考えであるか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、お答えを申し上げます。まず最初に1の（1）についてです。

近年、精神疾患の受診者が増加しており、担当課で把握している1つのデータとしては、自立支援医療を受けている方の集計として、全体で75人の方が受診をさ

れており、与論徳洲会病院が４０人、徳之島病院が２０人、その他の医療機関に１５人で、病名としては、統合失調症系が４４人で最も多く、続いて気分障害が１５人、その他といった状況となっています。

また、平成３０年度の本町の各疾患種別ごとの医療費を比較すると、精神及び行動障害疾患が心臓疾患やがんなどを抜いて第１位となっています。医療費総額で８２００万円を超えています。そのうち、統合失調症が５５７０万円程度、うつ病が１６６０万円ほどとなっており、慢性化する傾向があることや長期入院等が影響しているものと思われます。ストレスの多い現代社会において、いかに職場や地域社会がメンタルヘルスケアの必要性を理解するかが重要であると思われます。

町の取り組みとしましては、保健センターによる患者宅への訪問や面接、電話等での相談対応を行っており、平成３０年度実績で２９人の方を対象に３０１件の訪問、６２人の方に９０件の相談及び１１６件の電話相談を行っています。

精神疾患の対応に必要なことは、規則正しい生活と正しい薬の服用が大事であり、普段からの体調確認や服薬確認が重要となっています。

今後も各医療機関と連携しながら、見守り確認を行ってまいります。

次に、巡回診療等の体制の拡大を図ることについてです。

与論徳洲会病院で毎月実施されている精神科外来診療の受診者が多く、毎回５０人以上の患者が来られて、ドクターやスタッフの負担が非常に重くなっています。

与論徳洲会病院としても、改善を図るため精神科医師の確保に努力されているところ です。

また、徳之島病院のほうからも、ドクター不足の中において、出来得ることから始めたいとのことで、平成３０年１０月から看護師による訪問看護が始まっており、毎月１０件以上の患者宅訪問を行い、患者のさまざまな相談に応じて、主治医につなぐことにより、患者の症状安定に寄与いただいています。

町としましては、今後も医療機関との連携に努めてまいります。

次に、介護保険制度改正に伴う介護支援対策についてです。

この事案については、今後の介護保険事業の推進に大きな足かせとなることが予想され、非常に憂慮しています。

実際、本町において、これにより閉鎖となった事業所があります。これまでその事業所を利用してきた在宅介護者にとっては、これまで関係性を構築してきた相談相手が変わることで、また一から新しい事業所と関係性を築いていかざるを得なくなり、不安が生じているものと思われます。

これは、全国的な問題として国も経過措置期間の延長等を検討中ですが、今のところ結論に至っておりません。

町としましては、これまでも県に対して働きかけを行っていますが、将来的なことも考慮して、今後も主任介護支援専門員研修受講要件の緩和について、県独自の受講要件を設けることができないか、より強く働きかけてまいります。

このことは、本町のみならず、離島・へき地等人材不足に悩む小規模町村にとっても同様に重要な問題ではないかと考えています。

○議長（福地元一郎君） 2 番。

○2 番（沖野一雄君） 今、それぞれ御答弁がありましたが、精神疾患を巡る与論町が抱える現状と課題というのは、実は非常に大きな問題といたしますか大きな課題になっているかと思います。今の御答弁をお聞きしていてもありましたように、既に心臓疾患とかがんとか、そういったものを抜いて第 1 位になっているということで、医療費も既に 8 2 0 0 万円を超えて、近いうちに 1 億円を超えてくるのではないかとこの勢いで増えていると。これは日本全国でも増えているようで、調べてみますと全国では少なくとも約 4 0 0 万人に上っているということで、非常に社会問題になっているようです。私ども与論町としましても、本腰を入れて医療機関と連携をしてしっかり取り組んでいかななくてはいけないというのが新たな課題ではないかと考えています。

ちなみにいろいろ情報をとってみますと、精神疾患と一口に言いますが、冒頭で申し上げましたように統合失調症であるとか認知症であるとか、あるいは依存症。依存症と言ってもいろいろあります。ギャンブル依存であったり薬物依存であったり、あるいはその他のアルコール依存であったり、発達障害いろいろあります。例えば、鹿児島県の精神疾患を抱える総患者数というのは、ちゃんとした調査でつかんでいる数字が、これはちょっとデータが古いのですが平成 2 6 年度の調査で鹿児島県の総患者数は 5 万 4 0 0 0 人、人口比率による入院患者数と入院期間の日数では、全国でトップレベルというか全国ワーストの上位のようです。それから統合失調症の患者につきましては、全国で 7 0 万人台ぐらいいらっしゃるようで、うつ病もまた同じぐらいの数の方がいらっしゃるようで、これもまた増加しているということで、一方この認知症については、平成 2 9 年度の厚労省が発表している白書によると、患者数が 4 6 0 万人、高齢人口の全国平均で 1 5 %、今後の推移としては 2 0 2 5 年には 2 0 %になると。本町では前回 9 月議会で遠山議員が一般質問された内容で、中身の御答弁で 2 3 0 人以上いらっしゃるというような見込みで、与論町の場合、人口で計算すると大体 1 3 . 4 % ぐらいかなというように数字を見ているのですが、これが 6 5 歳以上の高齢者になると、またかなり数字が増えてくるというふうになるかと思います。与論町の高齢者人口、今ちょうど 6 5 歳以上の人口 1 , 7 5 0 人ぐらいいらっしゃるようで、約 3 5 % という高齢化率ですが、非常に

今後も高齢者の数は増えてきますので、認知症もまた増えてくるのではないかという懸念があります。

御答弁の中には、統合失調症とか高度障害、そういったのがちょっと数字が出ましたが、ほかの依存症とか発達障害とかそういったところは、ちょっと数字が御答弁いただけなかったのですが、全国レベルの話をちょっと紹介させていただきますと、ギャンブル、与論にもパチンコ店が2軒ぐらいありますよね。パチンコとかスロットの一番大衆的なギャンブルの依存症が全国平均で成人の3.6%あって、世界のトップレベルだそうです。厚労省の発表でですね。ギャンブル依存の方が約320万人ぐらいいらっしゃるということで、大変な数字です。それからアルコール依存症が全国で患者5万人ぐらいいらっしゃる、依存症の診断基準を満たしているような重い方々が約100万人いらっしゃる。そして、それにあわせてアルコール依存によって生活習慣病を併発するようなおそのリスクを抱えている人が、約1000万人ぐらいいらっしゃるということのようです。それから発達障害ですが、発達障害と言いましても自閉症とか学習障害とか注意欠陥多動性障害とかちょっと種類がいろいろ分かれていますが、昨年の4月の厚労省の発表では48万人ぐらいいらっしゃる。学校生徒でいきますと、約30人学級に2人ぐらいいらっしゃるということで、これもまた調べていくとどんどん増えていっている状態ということのデータがあるようです。本町の場合には、発達障害児についてはその拠点施設としては療育センターがあるのですが、そこでしっかり取り組んでいただきたいというところですが、やはりその施設整備、設備、そういった人材確保、対応する職員の確保が課題ではないかというふうに考えます。

そこで改めて御質問申し上げますが、例えば統合失調症でもうつ病でもそうなのですが、症状が出て医療機関を受診しないとか、あるいはいろいろ事情があって自立支援医療、いわゆる精神通院を受給しないという方もいらっしゃるというように聞いています。また想像もできます。あるいは、その精神障害者保健福祉手帳というのがあります。1級から3級いろいろ種類がありますが、こういった手帳もあえて持たないと。それは、町も十分啓発活動をされていらっしゃるでしょうが、それでも手帳をわざと持たない方、わざとという言い方が正しいかどうかは分かりませんが、そういう方々も多分いらっしゃると思うのですが、そういった実態数というのは、おおむねでもよろしいんですが、おおむねつかんでいらっしゃるかどうか課長にお聞きしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 議員からもございましたとおり、こちらのほうでつかんでいる数字というのは、自立支援のほうで申請のある方々を主に取っている数字

でございまして、そういう中で答弁の中にもあるとおり、徳洲会病院のほうにも50人以上の方が来られている、そしてまた新患の方もいらっしゃる、そういったことの中でちょっと数字の若干ずれもあるところで、やはり自立支援とかそういったものをとらずして、やはり来られている方もあるのかなと思っておりまして。また、内地のほうから帰って来られて、新しくまた内地のほうでいろいろな病気とかにかかられてまた帰って来られて、そういった方も増えている状況でございまして、はっきりしたこちらでつかめない数字も確かにあることは事実です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 残念ながら、手帳をわざと持たない、症状があるが手帳を持たない方とか、せっかく制度として確立されているのに自立支援医療、精神通院を受けないとか、あるいはましてもっと町が独自にやっている重度心身障害者医療費制度という制度も受けない。そういう方もいらっしゃる。十分に結構な人数に上るかと思しますので、ぜひしっかりと啓発をしていただきたいと思います。

手帳のメリットとしましては、精神障害者福祉手帳、ほかにも障害者手帳とかちょっと違うのもありますが、この精神関係の福祉手帳を持っているか持っていないかで違ってくるのを、改めて確認してみたいと思いますが。手帳を持つメリットとしては、例えば雇用面での障害者枠の活用とか所得税、住民税、自動車税の軽減、相続税・贈与税の特例措置、あるいは国債とか公債の利子、預貯金の利息が非課税になったり、あるいは公共交通機関とか公共料金の割引、先ほど申し上げましたように自立支援医療、本人負担1割ですがこれが受けられる。あるいは町が独自に助成をしている重度心身障害者医療費助成制度の適用もできるというような非常にメリットも大きいわけですね。

しかしながら、一方でデメリットとしては、手帳を持つことによってどういうデメリットがあるかということも、そこが大きなところかと思うのですが、私は障害ですという1つの証明になるわけですね。特に肉体的な身体的な障害につきましては、そんなに抵抗はないかもしれませんが、精神疾患というところの障害者ということオープンにしてしまうということについては、非常に御本人にとっても勇気がいるということで、ここがやはり大きな壁であろうかというふうに考えますので、そこをしっかりと担当課あるいはリーダーである町長をはじめ皆さん、しっかりと努力していただいて啓発活動をしていただいて、こういった埋もれた社会の底辺の陰に隠れた実態の人たちが増えないように、減らしていくようにしっかりと努力をしていただきたい、そのように思います。

多分、データとしては無いのだろうと思いますが、先ほどちょっと課長からありましたように、その島内の与論町の出身で島外で発症して戻ってくるケースという

のがいくつかあると思うのですが、そういった方々の状況は改めて数字としてあれば教えていただきたいのですが。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） それは、保健センターのほうである程度つかんでいる分はあるかと思うのですが、またその点数字が分かれば、後もってまた報告したいと思います。

○議長（福地元一郎君） 2 番。

○2 番（沖野一雄君） しっかりそういうところも情報を取っていただいて、いろいろな啓発をしていただきたいと思います。

先ほどの御答弁の中で精神疾患というのはもう既に第 1 位になっているということで、そこを大きな焦点にすべきだと思いますが、国においても 6 年ほど前に国が策定した第 6 次医療計画というのがあって、従来のそれまでは第 1 位にがん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、そういったのが大きな病として位置付けられていましたが、それに精神疾患という項目が追加されて 5 大疾患というふうに呼んでいるようです。要するに誰もがかかりうる一般的な病というふうにして位置付けられているということで、いわば日本の国を挙げて取り組まなくてはならない病気の対象になっているわけです。

あと御答弁の中にありましたように、その精神障害につきましては、やはり大きな問題としては、長期間その家族とか施設等の中に囲い込まれて地域社会の一員として生活することが厳しい現実があるということ。またあるいは周囲の差別や偏見によって、症状が改善しても地域に戻れずに社会的入院が長引くケースが多い。答弁の中では長期入院という言葉を使っていましたが、結局、長期入院イコール社会的入院に近いような状態の精神疾患の方々が、かなり多いという実態があるかと思っています。

そこで、そういった背景があるということで、その精神障害者の方々が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるように、医療面はもとより障害福祉あるいは介護、社会参加、住居の問題、教育面等の包括的支援策としていわゆる精神障害者にも対応した地域包括システムの構築を目指すというふうにタイトルでもってスローガンでもって、平成 29 年から国や各地方自治体はその支援の柱として掲げていて、それが既にもう 1 年から 2 年ぐらい過ぎているのですが、そのスローガンに基づいて、与論町は与論町でちゃんとしたビジョンのもとで進めているかと思うのですが、本町においてその具体的なこの精神障害者にも対応した地域包括システムの構築を目指すというこのスローガンに基づいた重点施策、あるいはこのシステムの導入に係る進捗状況について、課長ちょっと説明していただけます

か。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） その点、大変恐縮ながらなかなかできていない部分があるんですが、一応秀和苑の作業所のほうであったり、あるいはまた民間NPOなんです、あんどるというところの組織のほうでまたそういった方々が行って、場所づくりと申しますか、そういったことをされておりまして、そちらへの補助金を出しているところですが、確かに島外のほうでそういったグループホーム等に入ってもらっしゃる方ができれば与論に帰ってきたいが、入る施設がないということも確かに生じておりまして、そういった与論でグループホーム等の入れるような施設サービスが少ないということは、かなり大きなネックになっているところです。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 残念ながらあまり期待したような進捗状況ではないというような実態が分かりました。ではまたあわせて、今精神障害の全体的な質問をしましたけれど、ちょっと認知症のことも1つ確認しておきたいのですが。昨年の3月に町が策定されている与論町の高齢者保健福祉計画、高齢者福祉計画及び第7期の介護保険計画、この計画の期間は平成30年度から平成32年度までにおいて、介護と医療の連携を図りながら、本人、家族、地域を含む総合的な支援態勢を進めるということになっているわけですね。介護の中には、なぜ介護と関係しているかというと、与論町の要介護認定者、要介護の1から5までありますが、認定者の約6割が日常生活に支障がある認知症状があるという結果が出ていますので、そこでその介護と医療の連携というのは非常に重要になってくるわけですね。そこで、町の計画がしっかりつくられているのですが、その中で認知症の地域支援員の確保とか認知症の初期集中支援チームの活動などというのがちょっと謳われていまして、その成果といいますか、その数値目標の達成もあるかと思うのですが、その原状と進捗状況についてちょっと説明いただけますか。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 認知症に関しましては、確かに与論の場合は、ある程度大体施設に入っている方が認知症になっている方がありまして、實際上在宅の中での認知症として困ってらっしゃる方というのは、件数的には現在では少ないものと思っているんですが、また、国の制度といたしましても、後期高齢者の方々と医療連携をしていこうという流れがありまして、今後そういったものをしていかないといけないんですが、そのためには、その専門の保健師を必ず専任として、正職員として入れないといけないというのがありまして、今後に向けてそれを確保していけないといけない課題があるのですが、そういったことも含めまして、あとは認知

症専門のドクターをお願いして、これまで古川先生をお願いしてきたところなんです、実はちょっとまた古川先生も将来的にちょっと御予定がございまして、今後ともまた新しいドクターを探していかないといけないのかなというところです。

○議長（福地元一郎君） 2 番。

○2 番（沖野一雄君） これも残念ながらあまり期待された成果が出ていないということですので、前回の 9 月議会で遠山議員の一般質問もあったようですが、その中でも認知症の問題が取り上げられていますので、あまり突っ込みたくないと思いますが、しっかりとこの認知症についても取り組んでいただきたいというふうに思います。

そこで、この精神疾患、次の質問も精神疾患のことですので、ちょっとあわせて次の質問に入りたいと思いますが。徳洲会病院のほうでドクター不足という現実の中で、できることから始めたいということで、去年の 10 月からは看護師によって訪問看護とかが積極的に行われている。患者のお宅を訪問して、さまざまな相談に応じているという活動がメインだという御答弁をいただきました。我々議会人としては、やはり今の現状を少しでもいい方向に持ってまいりたいということで、私はこのようにできるだけその今の不定期の巡回診療、あるいは看護師による訪問看護だけではなかなか成果は上がらないと思いますので、しっかりと島外の医療機関と協定を結んで、巡回診療の頻度を増やす方向で頑張っていただきたいということで質問させていただきました。それも含めて、巡回の診療の頻度を増やすことはいろいろアイデアを募ればあると思うんですよ。鹿児島県では、精神疾患をしっかりと離島のほうまで手を回していただけるような医療機関というのは少ないと思うのですが、鹿児島県は、例えば鹿大病院であるとか県立始良病院、そういったところがメインになろうかと思いますが、近くの沖縄とか本土の宮崎とか熊本、そういった近い県外の医療機関にも働きかけてみていいのではないかと思います。じゃあその費用はどうするんだということもありますが、与論の場合は直営の診療所はありますので、民間の病院に頼るわけですが、そこはしっかりと民間の医療機関と折半をするような形で考えていってもいいのではないかと思います。どうですか、町長。なかなか難しい問題ではあるかと思うのですが、町長が動かないことには、なかなか打開策は見つからないと思うのですが、町長の考え方、御答弁の中にはなかったのですが、具体的な巡回診療を増やす考え方をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御指摘ありがとうございます。今までのところそういうことについては私にとってできておりませんでした、今後皆さんのまた示唆をいただき

ながら、そういう面で県内からまず巡回診療等の働きかけができないかどうか、そういうところも県とも相談をしながら進めていければと思っています。

○議長（福地元一郎君） 2 番。

○2 番（沖野一雄君） あえて申し上げてみたのは、やはり与論で一番疾患の中で第 1 位になっているというこの精神疾患、これは非常に大きな問題だと思うのですよ。しかも減る見込みがないということで、増加の一方だということで、ぜひ町長に腰を上げていただいて取り組んでいただきたいと思います。

私は、たまたまその巡回診療の頻度を増やす方向でどうかということで提案申し上げているのですが、そのほかにも対応策はあると思うのです。例えば、遠隔医療というのは、今言葉が数年前から出ていて、全国の離島とか山間へき地、そういったところでも結構取り組んでいるような自治体もあるようです。遠隔医療、いわゆる横文字になりますが、オンライン診察というふうに言っているようですが、例えばスマートフォンとかタブレット端末あるいはパソコンで、ビデオ通話に接続して行うオンライン診察、遠隔診察と言いますが、これが昨年の 4 月から診療報酬改定に伴って医療保険が適用になっているということを聞いています。国としては 2018 年 3 月に、厚労省の情報通信機器を用いた診察に関するガイドラインというのができていて、5 つのポイントがあるようです。今遠隔診療の話ですが、その 5 つのポイントとしましては、まず初診については必ず対面診療ではなくてはいけません。2 番目に、患者の合意と患者に応じた診療の計画を作成するということ。3 番目に、その精神疾患であれば精神疾患以外での別の疾患での薬を処方する場合でも、対面診療が必要であること。4 番目に、遠隔診療、オンライン診療についてはビデオ診察、要するにテレビ電話みたいなのでお互いに顔と顔を見ながら通話をして感じを見ていくというのが原則だということ。そして 5 番目に、これはちょっと特徴的なんです、そのドクターは、その決まった病院、例えば徳洲会病院であれば徳洲会病院の中でなくても診療ができる。例えば、自宅にいてとか役場に来ていただいてそこであえて診るとか。あるいは、たまたま出かけたついでに保健センターでこういう相談があるので診ていただけませんかというとき、保健センターでやるとか。そういった病院の外においても診療が可だということが特徴のようです。そういったことで、改めて今日通告はしていないんですが、この巡回診療の頻度を増やしてほしいということだけではなくて、それが無理であればあるいはそれとあわせて遠隔診療というのもしっかり取り組んでいただきたい。町長を中心に働きかけて少しでも実現する可能性があるのであれば、必要な予算措置、あるいは民間病院との連携でもって折半で補助金を出すとか、そういった方法も取ってもいいんじゃないかというふうに思います。いかがですか、町長。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。その遠隔診療あるいは巡回の回数を増やすとかいろいろな方法等検討していかなければならないと思います。要は、なかなかそれが表面に表れにくいというような患者の人権等も守らなければならない、先ほどありましたように啓発活動をしながら、そういう方向にも随時頑張っていかなければいけないなと思うところです。特に、この精神的な疾患がだんだん増えてきているというふうなことです、これに対しては我々行政としまして、今後力を入れていかないといけないなという考えです。

○議長（福地元一郎君） 2 番。

○2 番（沖野一雄君） 失礼ながら、町長のお声に元気がなくてちょっと心配なんです、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

この質問の最後に、ちょっと課長に確認したいんですが、精神科の患者の措置入院の関係、措置入院については徳之島保健所とかがしっかり連携して取り組んでいただいていますので、措置入院については県がしっかり先頭に立って取り組むようになっていきますので、しっかりされていると思います。私がちょっと確認したいのは、この措置入院に至らないが非常に危ないというか、深刻な困難な対応が難しいケースが結構出てくるんですよね。年に1、2度、あるいは多いときはそれ以上。そういった際に、やはりいわゆる措置入院はおいといて、措置入院に至らない任意になるわけですが、そういったやはり緊急時における臨機応変な役場の対応、家族の対応、そういった対応に苦慮されている実態があるかと思うのですよね。そこは町長がどこまで御存じか分かりませんが、そういった臨機応変の対応ができるような対策マニュアルというか、そういったものをちゃんとつくって、例えば田畑課長が異動しても次の課長にしっかりとつなげる、担当者が異動しても次の担当者がしっかりマニュアルを見れば、どういうふうに対応できるというのは必要だと思うのですよね。今日明日でぱっと行動しなくてはいけないようなことが出てきますので、そこはちゃんとマニュアルができていのかどうか。なければつくる必要があるかと思いますが、そこは課長どうでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 確かにそういったことはございまして、保健センターとかが特に相談に私どもの精神担当のほうに来ますが、基本的には家族にお願いするところなんです、中にはどうしても家族が一緒に行けない。特にそういった方というのは支援者が少ない、そういったことが結構ありまして、そのためにどうしてもうちの職員が行かないといけない、または女性職員であれば男性職員であつたり、やはり1人ではなくて2人ぐらい行かないといけないことが生じてまいりま

す。そういったことで、大体徳之島であったり、中には沖縄に行くこともございますが、緊急で起きることが確かにございまして、休日であっても突然出張しないといけない、出張命令を突然出さないといけないこともあります。そういったことで措置入院的なものについても含めて、マニュアル的なものは連絡体制であったりそういったものはつくってあるんですが、そういったもうちょっと詳しく分かりやすくマニュアルを、みんなにも分かるような体制をつくるべきなのかなと思っていますが、今後もっと検討してまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 2 番。

○2 番（沖野一雄君） 今後検討するではなくて、もう即やっていただきたい。実際そういった患者は増える一方ですので、しっかり対応していただかないとあとあと問題を引きずったり、極端な話裁判になったりして職員が訴えられるというケースも考えられなくもないです。その措置入院でなくても、例えば、若くて力があってちょっと家族でも対応が難しいというケースも出てくるし、あるいは力が無くても若い女性でちょっと取り乱したり、そういった患者を説得しながら任意ですので病院に連れて行かなくてはいけない、家族では対応できないと言って泣き付かれた場合、職員が対応しなければいけないケースが出てくるわけです、どうしても。だからそういうケースに、こういったケースの場合はこうしましょうというような、ちゃんと決まり事というかルールというか、そういったものをそれぞれつくっておかないと大変なことになりますよ。実際私も経験してきました。ですから、しっかりみんなの役場の中でも、徳之島保健所は措置入院の場合はしっかりやりますが、そうでない場合はなかなか電話で受け答えするだけで、親身になってやってくださいですよ。ですから、そこは町がしっかりしたマニュアルを基に行動指針をつくって対策を取っていただきたい。これは急ぐべきだと思います。ぜひやっていただきたいと要望しておきたいと思います。

次に、最後の質問、介護保険法の改正について、対策についてです。御案内のように御答弁にもありましたように、実際、今町内の介護支援事業所3カ所のうち1カ所は閉鎖中、向こうに聞いたら閉鎖というか休止というかそういった状態であるというふうに言っています。実は、御答弁の中にもありましたが、御答弁の中ほどに、全国的な問題として国も経過措置期間の延長等を検討中ですが、今のところ結論に至っておりませんという答弁がありました。昨日、私は県庁の、最近福祉関係の名称もちょっと長ったらしい名前になっていて、県庁のくらし保健福祉部高齢者生き生き推進課（介護保険室）という主管課に電話をして確認をしました。最新情報についてです。それによりますと、改めて御紹介しますが、最新情報としまして、厚労省の諮問機関社会保障審議会（介護保険部会）というのがあります。その

中で、先月の１５日に審議が行われたようです。２０２１年度介護保険法改正、３年に一度介護保険というのは全部法改正が進んでいきますので、見直しされたり、２０２１年度介護保険法改正に向けて、今のこの１２月までの予定で審議がなされるということのようです。その中で居宅介護支援に係る論点というのは３つあって、１つ目、利用者の負担を現在の無料から自己負担１割の導入をするかどうかというところ、それから２つ目に、介護支援事業所の管理者というのを主任ケアマネジャーとする人員基準要件の経過措置をさらに３年間延長する。さらに３年間ですから、私が通告で質問を申し上げた令和３年４月１日以降は、施行されて常勤専従の主任ケアが必要ですというところが、さらに３年間延長される。令和６年３月末までということ審議しているということで、これの背景は、なぜさらに延長する動きになっているかということ、背景に日本医師会とか日本介護支援専門員協会というのが強力に厚労省に対してプレッシャーをかけているようで、それで強く要請しているということで、そのような方向で審議がなされているようです。そして３つ目に、ケアマネジャーへの新たな処遇改善、ケアマネジャーの待遇が良くないということであまり人が集まらない、どうしても人材不足になっているという実態があって、それを背景に新たな処遇改善というのを検討しているということで、この３点が大きな論点になっていて、表向きの情報としましては、来年の５月の国会の審議で結論が出されるというような情報のようです。しかし、私のほうでネットとかあるいは県にも確認しましたが、今２番目に申し上げた居宅介護支援事業所の管理者を主任ケアマネジャーとする経過措置は、さらに３年延長されるという方向でかなり動きが進んでいるという情報です。よって、かなり令和６年３月まで経過措置が延ばされるというような見込みのようです。そういうことで、少し私も安心しているのですが、そこで、そういう県の担当者の話もその可能性が高いのではないかというふうに見えていますということでしたので、そのような方向に進んでいくのではないかと思います。

そこで、あえて、改めて執行部の皆さんに動いていただきたいのは、居宅介護支援事業所は今閉鎖あるいは休止しているのですが、この事業所に対して少なくとも法改正の施行、表向きは令和３年までとなっていますが、令和６年３月の見込みに可能性がかなり高くなりましたので、それまでの経過措置の期間については、ぜひその支援サービスを継続していただく方向で行政指導あるいはその機関に対して要請すべきではないかと考えますが、これは町長にお聞きしたいところですが、その前に課長にちょっと確認したいと思います。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 確かに私もそれを思ったときに、その施設としてでき

ればまた再開していただきたいし、お願いできればと思っていますが、ただ、なかなか先ほどもありましたケアマネジャーの処遇と申しますか、そういった金銭面における待遇が厳しい状況がありまして、なかなかケアマネジャーを望む方が少ないという実情もございまして、そういったことで、新しく資格を取られた方もいらっしゃるようですが、果たして本当にケアマネジャーを専門にやろうと思われるかどうかというのも疑問に思われるところもありまして、ぜひとも処遇改善的な面もしていけないと厳しいのかなと感じているところです。

○議長（福地元一郎君） 2 番。

○2 番（沖野一雄君） 私の質問は、ケアマネジャーの処遇改善というところで質問したわけではないんですが、確かに今おっしゃったようなことも大きな課題の 1 つなんです。ですから国のほうでも、ケアマネジャーの処遇改善というのを今審議中の部会においてもしっかり審議されているわけですので、多分これは良くなっていると思いますので、そのような方向でしっかり行政指導していただきたいなと思います。実態として、この 3 カ所のうちの 1 つが閉鎖してしまうと、今までそこの施設のサービスを受けていた要介護者の皆さんがサービスを受けられなくなると。あるいはほかの 2 つの事業所でこれが完全にきれいに吸収されてカバーができればいいのですが、今後またそういった対象者というのは、増えることはあっても減ることはないですので、しっかりニーズは増える一方ですので、できるだけ 3 事業所でいい意味でライバル的に競合しながら、いいサービスを提供できるようにしていただきたいなと思います。

時間も限られていますので、あまり突っ込みませんが、そこで、ちょっと通告にありませんが、この介護保険という制度は、西暦 2000 年から始まったんです。平成 12 年、まだ日が浅いわけですよ。試行錯誤しながら超高齢化社会を迎えようとしている我が国の介護保険制度ですが、3 年に 1 回ずつ見直しをしながら、行き当たりばったりと言ったら言葉が悪いんですが、試行錯誤をしながら続けている介護システムになっているわけで、そこで、2025 年問題というのが皆さんもお聞きになったことがあるかと思います。2025 年問題というのがあります。これは 2025 年には、4 人に 1 人が後期高齢者になるということで、後期高齢者は 75 歳ですね。いわゆる団塊の世代が 75 歳を迎える年が 2025 年なんです。そのときに日本の人口の 4 人に 1 人が後期高齢者になるという見込みで、介護の問題とか医療費とかそういった社会保障費の急増というのが、大きな社会問題のピークになるということで 2025 年問題と言っています。国としては、この超高齢化社会に対応する介護サービスの提供体制の整備を急いで、3 年ごとに法改正をしたり、あるいは今からちょっとここに焦点を当ててみたいと思いますが、介護予防とか自

立支援に成果を上げた自治体に保険者機能強化推進交付金、これは18年度、昨年度から始まっていますが、保険者機能強化推進交付金というのを拡充する方向で動いています。最近の新聞にも載っています。どういう制度かという、介護保険制度については、いわゆる一般会計について、例えば普通交付税というのが与論の場合は21、2億円ぐらいありますよね。財政状況の弱いところに国が国税、地方税も含まれていますが、それをしっかり充てて、日本全体がしっかりサービスが享受できるようにという意味で、それだけのお金が出てくるわけですよ。これに当たるようなものだと考えていいと思いますが、これが調整交付金というのがあるわけですよ。介護保険制度に調整交付金というのが大体7000万円ぐらい与論の場合はおりているようです。そこで調整交付金とは別に、言わば一般会計における特別交付税みたいなものですよね、特殊な事情があるところにはお金は出すというような制度。とはちょっと違うんですが、その意味で保険者機能強化推進交付金というのがあって、それは、要するに例えば認知症予防とか介護予防とかそういったのに積極的に頑張っている町村、頑張っている自治体に交付金を多く交付しようということとちゃんと評価をしながら、自治体に交付していくという頑張った市町村にはお金がしっかりおりていく、頑張っていないところにはお金はないというふうなそういう交付金ですが、それが与論町の場合は、例えば昨年の決算書を見てみますと55万8000円、ちょっと正しいかどうか分かりません。後でちょっと課長に確認していただきたいと思いますが、平成30年度の決算で55万8000円。今年の予算書を見てみますと、ちょっと細かいところを見てみましたら、この前の9月補正で計上された数値、当初で挙げた数値と合わせて25万5000円しかまだ上がっていないようですね。それだけこの交付金をもらえる見込みが少ないというか、国の評価、県の評価に自信のなさが出ているのかなと私は見ているんですが、このあたりの考え方を課長からちょっと説明していただけますか。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 国保事業もそうなんですが、介護につきましては、最近確かに国があれとむちを使ってくるような流れになってきておりまして、本当に努力していかないといけない部分があるんですが、与論町の場合は、人材がなかなか不足してそれに取り組めない部分があったりしまして、先ほど申しましたとおり、保健師もまた今現在与論町の中に保健センターに3人、そして包括のほうに1人ですが、もっと増やしていかなければいけないのかなと思っているのですが、そういった面の人材確保をまずしていかないと、今現在もその現場がちょっと結構マンパワー不足で負担が多くなっている分があるものですから、まずは、マンパワーを確保していかないといけないのかなというのを課題に思っています。

○議長（福地元一郎君） 2 番。

○2 番（沖野一雄君） 今課長はマンパワーが不足して、ちょっと動きがとれないという御答弁でしたが、町長はいかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今課長が答えたとおりでございまして、本当にいろいろ募集をしているんですが、なかなか与論町にそういうふうな希望者がいないということで苦慮しているところです。

○議長（福地元一郎君） 2 番。

○2 番（沖野一雄君） 募集をしていらっしゃるということで、待ちの姿勢だということがちょっと伺えるわけですが。やはりそうではなくて、もちろんマンパワーも不足しているでしょう。でもそれは全国の自治体どこでもほとんど同じですよ。特に離島、山間、へき地、同じような事情を抱えていると思います。まだ与論町は3人の保健師が保健センターにいらっしゃって、包括にまた1人いらっしゃる。包括のほうは、介護面とか認知症とかそういったところに対応していらっしゃるのでしょうか、以前からしたら保健師の数も増えていきますので、それなりにしっかりローテーションを組んでいただいて仕事の内容、事務の内容の見直しをしながら、対応していただければ今あるマンパワーで対応できる方法をしっかり模索していただいて、対応していただきたいなと思います。ほかにも保健師だけではなくて社会福祉士、精神保健福祉士とかいろいろな専門業務がありますが、そういった方の採用も含めて、福祉という問題は、間口も広くて奥も深くて難しい問題ですが、こればかりは避けて通れない大きな社会のニーズ、与論町の抱える問題ですね、先ほどの精神関係もそうですが。しっかりと対応していただきたいと思います。また、職員にも最大限の効果を上げていただくように、今ある体制で頑張りたいですし、必要に応じて専門家もしっかり確保していくという方向で努力をしていただきたいと思うことです。私としては、とりあえず保険者機能強化推進交付金というのをしっかりもらえるような方向で頑張りたい。新聞にもちょっとありましたが、さらに2021年度だったと思いますが、介護保険法の見直しに伴って保険者機能強化推進交付金が国が予算を2倍に措置しているというような情報もありますので、これは、例えば11月17日の南海日日新聞にもありました。結構詳しく載っていましたが、2020年度の当初予算案で、介護の予防とか自立支援に成果を上げた自治体に手厚く配分する交付金を、現在の2倍の400億円程度に大幅拡充させることが分かったということで、国も本腰を上げて介護予防事業に関するしっかり手厚い支援を考えているということですので、しっかりと積極的に取り組んで介護保険の与論町の先進的な取り組みというのをしっかりとやっていただい

て、少しでも多く推進交付金というのをに入れて、カバーしていただきたいと思います。頑張っていたきたいと思います。

最後に、この介護保険事業の進め方、あるいは介護支援事業所に対する指導のあり方、あるいは要請のあり方、そのあたりを含めて、今後の対応の考え方について町長に確認をして終わりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今後、本当に介護関係それから税金関係そういう関係につきましては、だんだん増えていく可能性が非常に高いということです。したがって我々としても、いろいろな県の指導をいただきながら、国へ要望できるものをひとつ頑張ってまいりたいというふうに思っています。よろしくお願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 2 番。

○2 番（沖野一雄君） 先ほど課長からもありましたが、国は今あめとむちということで、市町村のおしりを叩くような事業が今から次々出てきますので、しっかりと国や県からむちをもらわないように、あめをしっかりといただけるように頑張っていたきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 2 番、沖野一雄君の一般質問を終わります。

次は、1 番、遠山勝也君の発言を許します。

1 番。

○1 番（遠山勝也君） おはようございます。内容の濃い沖野議員の後で、私がしゃべるのですが、また、私の後にはまた内容の濃い高田議員が控えていますので、私はとりあえず皆さんの息抜きの時間と思って聞いていただければよろしいかと思います。

それでは、私のほうから2点ばかり簡単な質問です。

1 環境保全と農作業効率向上について

(1) プラスチックによる海洋汚染が世界的な問題になっている中で、本町の環境保全と農作業効率向上が同時に実現可能な「生分解性マルチの利用」を推進していく必要があると思うが、どのように取り組んでいくか。

2 本町農産業等の人手不足解消のための空き家情報の発信について

(1) 外国人技能実習生に限らず、島外からの雇用も推進していく必要がある中で、本町のアパート等の空き家情報を島外でキャッチできないとの声があるが、季節による見通しを含めた情報をネットに掲載する等、移住に興

味を持つ島外の人へのアピールが必要だと考えるが、どのように取り組んでいるか。

以上２点お聞きします。お願いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 生分解性マルチの利用の推進についてという御質問でございました。お答え申し上げます。

生分解性マルチは、時間経過や劣化により表面の開裂が見られるなど、ビニール製品より耐久性が劣る面もありますが、ほ場において自然分解されることから環境に優しい資材として注目を浴びており、先進地である沖永良部島においては、さとも収穫後のフィルム回収作業を省けることで評価も高く、本町においても今後の省力化資材として普及が期待されています。

また、最近、環境汚染問題となっているマイクロプラスチックの発生を抑制するためにも、自然界に残存させない資材である生分解性マルチの利用は、環境保全型農業の面から有用であり、ほ場における実証を重ね、取り扱い方法や利用しやすい環境づくりについて関係機関と連携し普及に向けて取り組んでまいります。

次に、人手不足解消のための空き家情報の発信についてです。

現在、行政が保有するアパート等の空き家情報としましては、空き家バンク、移住定住住宅（サンセット江ヶ島）、公営住宅があります。空き家バンクにつきましては、与論町ホームページに物件情報や登録制度について掲載しているところですが、登録物件の情報が不足している状況です。公営住宅や移住定住住宅のサンセット江ヶ島については、空き室が生じた際に入居者募集をホームページで掲載しているところです。

現状、空き家等の物件がほとんどありませんが、島外からの問い合わせは島内不動産業者を紹介しているところです。

本町における慢性的な住宅不足は、雇用問題をはじめさまざまな分野の障壁となっていますので、公営住宅の整備の推進、空き家等の改修助成制度の活用促進をさらに図るなど、対策を講じてまいりたいと存じます。あわせて、空き家等情報の検索が島外からの移住希望者等に容易に提供できるよう、ホームページのリニューアルも検討してまいります。

○議長（福地元一郎君） １番。

○１番（遠山勝也君） まず、この生分解性マルチという商品なんですが、微生物の力で分解され、最終的には水と二酸化炭素になります。今回取り上げたのは、私が最初農業を始めた頃に、もう２０年くらい前になりますが使わせてもらいましたが、価格が高い割には強度が里芋の芽出しの際に裂けるというような使い物にならない

商品だったので、すぐにやめてしまった経緯があるんですが、今回取り上げたのは、全国農業新聞で、これは埼玉県本庄市のケースなんですが、6ヘクタールぐらいのとうもろこしとかブロッコリー、水稻を扱っている農家で、8年ほど前からこの生分解性マルチというのを取り上げているという記事を見て、商品も良くなっているだろうという希望のもとに、与論町でも活用できないか。これを活用できれば、ただでさえ小さい畑の里芋とかつくっている農家にとっては、大変な作業効率の良さにつながりますので、この情報を調べてみたのですが。本庄市のケースですから与論島とは土質も違いますし、気象条件も違いますから、すぐそのまま与論島に当てはまるということも考えられないので、JAの担当の人と相談したら、沖永良部でもう4年前ぐらいから試験栽培していて成功例があるということでしたので、与論島でもどうかと思って話をしたところなのですが、何しろまだ出始めですので、値段が高い。今扱っているビニールやポリマルチからすると4倍ぐらいの値段になるということなので、であれば、そこに少し助成をして環境問題の解決にもなるわけですから、今例えばビニール焼却にいくらか助成をしていると思いますが、そこから少しでも回すという言い方はおかしいですが、環境面から言えばもう絶対これは推進していくべきだと思いますので、そういった助成も考えられるんじゃないかと思って質問しました。今現在、出された焼却ビニールの年間の排出量は、産業振興課長のほうでお持ちですか。お願いします。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） お答えいたします。農業用廃ビニールの処理量につきましては、平成29年が1万2410キログラムで、約12トン。そして平成30年度が16トン310キログラムです。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） 今多分これにキロ60円から70円の助成をしていると思いますが、その助成のところから、例えば生分解性マルチのほうに全部とは言わないまでも、考えてみてもいいんじゃないかなと思って質問しましたが、その辺はどうでしょうか。産業振興課長お願いします。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） お答えいたします。今議員のほうからは、その生分解性マルチを導入していただきたいということでの質問でありましたが、この生分解性マルチにつきましては、今年度の予算で農業装置と緊急支援事業、奄振事業の推進事業で、新技術導入実証法ということで生分解性マルチの実証法を設置いたしまして、島内の園芸作物の生産基盤強化をするために今実証を計画しています。確かに沖永良部において3年間実証を行って、今年度から本格的に導入するということ

もお聞きしています。さといも栽培で沖永良部で60から70ヘクタールのうち、5、6ヘクタールをそのさといもほ場に導入予定ということをお聞きいたしています。そしてその他にニンニク、豆類でも導入されているようです。生分解性マルチの分析測量については、先ほどもおっしゃったとおりに天候や土壌条件、土質、水分、微生物など多少差はあるようですが、時間とともに分解は確実に進み、作物の収穫に影響を及ぼすようなものではないようです。特に標準タイプでは、90日から100日間で分解されるというふうにお聞きしています。生分解性マルチにつきましては、使用後は剥ぎ取り作業や産業廃棄物処理をしなくてはならないために、作業効率と費用の面で農家負担も大きく、長年の課題ともなっている関係、野菜振興会の協力を得ながら、今年度から本格的に実証法を設置して取り組んでまいりたいというふうに考えているところです。以上です。

○議長（福地元一郎君） 1 番。

○1 番（遠山勝也君） すばらしいと思います。そのように推進していただければ、農家としては大変結構なことかと思います。お願いします。

2 番目、今回与論町のホームページも見まして、いろいろな情報、写真等、きれいなすばらしいホームページを見せてもらったんですが、もう一度このページを開けるかどうかという私は自信が無いんですが、このホームページを見ていたら島外の人で普通結婚で与論に移住するという人はいると思うのですが、与論島に来て仕事で定住というのはなかなか聞いたことはないなと思いながら、またこの与論町独特のニックネームで投稿していたものですから、記憶にすごい残ってしまして、その見たときにこういう人がいるのかなという驚きと、もしかしたらほかにもまだいるのかもしれないという願望の意味もあって、もしかしたらまだ発信されていない情報等ももしかしたらあるのではないかなと思って質問させてもらったんですが、今現在、話変わりますが、群島にある町では、定住促進のために住宅新築者に200万円とか、中古住宅の購入者に50万円の助成とか、そういうのを打ち出してやっているとところがあり、ホームページで見たりしたのですが、こういうことを与論島でこれが可能かどうかは分かりませんが、この辺については、例えば与論島独特の発信の仕方、定住者を呼び込むための方策とかというのはありますか。副町長お願いします。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 住宅のリニューアルという部分については、過去に何軒かございましたが、最近はそのリニューアルできるようなまた古民家が無いという現状もありまして、なかなかその部分については前に進まない状況です。ただ、この間奄美である方々とちょっと話す機会があったのですが、リニューアルというより

も、今後はＵターン者とかを対象にした増築とか、そういった方面への助成を一步進めて考えていったらどうかという話もしてみました。瀬戸内あるいは龍郷あたりでも今空き家対策を一生懸命やっているようですが、それはリニューアルできるような住宅というのがやはり奄美全体として無いということもあって、こじんまりとした新築の住宅を民間のほうで確保して、そちらのほうに体験的に滞在をしてもらうというような形をとっているようです。やはり、これだけ奄美全体で人口の減少化が叫ばれている中では、もちろん労働不足ということもありますが、抜本的に市町村で独自性を出していく必要もあるのではないかなというのを感じて帰ってまいりました。また今後検討させていただきます。

○議長（福地元一郎君） 1 番。

○1 番（遠山勝也君） 今副町長から出ましたように、瀬戸内町のケースではあったんですが、今の 200 万円と 50 万円の助成の件ですね。あちらも人手不足は深刻なようですので、しょうがないのかなと。この人手不足の問題というのは、結局最近では外国人技能実習生はとりあえず呼ばないようにしているんですが、結局はもう習慣の違いとかトラブル、言葉の違いとかということで壁をつくるよりも、それも合わせて全部言えるつもりで技能実習生も考えていかなければいけないのかなというふうに、まずは住宅不足を改善してからではありますが、考えていかなければいけないのかなと思います。この辺町長はどう考えますか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） やはりおっしゃるとおり、与論島における住宅不足については、前々から深刻な問題としていろいろな改造のための補助制度をしたり、あるいは町営の住宅を早めに建てていただきたいというようなことで頑張ってはいるところなのですが、今住宅についてのいろいろな調査をしてみますと、やはり祖先を祀っているとか、そういったことが非常にネックになってなかなか貸したがないという、これまた非常に古くなって改造のしょうがないということもあったりするということで、今後本当に大きな問題ではないかなと思っています。また、これまであった屋敷を何とか受け入れて使えるような、そういう方向にももっていかなければならないなど、みんなで話はしてあるというところなんですけど、そういうふうなことに今後検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（福地元一郎君） 1 番。

○1 番（遠山勝也君） 以上で終わりますが、私の今日の運勢は、関係者の皆さんにお礼を言ってくださいということでした。以上です。終わります。

○議長（福地元一郎君） 1 番、遠山勝也君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前 10 時 20 分

再開 午前 10 時 28 分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、5 番、高田豊繁君の発言を許します。

5 番。

○5 番（高田豊繁君） おはようございます。それでは、先般通告いたしましたとおり、一般質問を行いたいと思います。

1 各小中学校の要整備箇所の改善対策について

(1) 各小中学校における教育現場の要整備箇所については、これまで年次早期対策を求めているが、未着工箇所の対策はどのように考えているか。

2 教育委員会所管の事業について

(1) 教育委員会所管の事業については、社会体育部門より学校教育現場対策を優先的に考慮すべきと考えるが教育長の考えを伺いたい。

3 認定こども園の統合整備計画の推進について

(1) 認定こども園は、早期に 1 こども園に統合整備すると伺っているが、ちまたでは 3 園を 2 園に統合するとの情報もある。町長はどのように考えているか。

(2) 既存の認定こども園は、「保育所型」となっている。近年の法整備や設置の動向は「幼保連携型」が多勢、主流となっていると思うが、今後のこども園の方向性はどのように考えているか。

(3) こども園の統合整備計画を遂行するに当たって、町長は、直に現場の職員や保護者等の声を聞いて方向性を確立する必要があると思うが、どのように考えているか。

(4) 統合整備事業の遂行に当たっては、まず経営面や財源面、従事人材面等を網羅したアウトソーシング型の基本構想をベースとした関係者説明会や検討会を経て、基本計画、用地選定、測量調査、用地取得、実施設計・建築確認申請、許認可申請、予算要求、工事着工というスキームが想定されるがそれらの予定年次計画はどうなっているか。

以上、一般質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 学校施設の整備については、安全で安心して快適な教育環境を確保していくため取り組んでいるところです。しかしながら、限られた予算の中

では、全ての要整備箇所の着工は難しく、優先順位を付けて整備を進めざるを得ない状況です。

優先順位については、安全性の確保が急がれる箇所や教育活動に支障を来す箇所など、緊急度と重要度を基準に学校と協議して決めています。

今後の施設整備についても、現場等を確認しながら進めてまいりたいと思います。

次に、所管の事業についてです。

社会体育部門も学校教育現場対策も欠くことのできない大事な事項と認識しています。学校現場は、将来を担う子供たちの学習や心身を磨くとても大切な場所であり、快適に安心して学習が深まる環境整備が必要不可欠です。よって、スピード感を持って、緊急性の高い順に学校教育に支障を来さないよう対応してまいりたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 続いて、認定こども園の統合整備計画についてお答えを申し上げます。

まず、3園を2園に統合するという情報についてです。

近年、保育士等専門職員不足が常態化し、常に保育士確保の努力を続けていますが、十分な成果が得られず、こども園運営が非常に困難になっていること、また、施設の老朽化対策を考慮すると、将来的に町立こども園を1園に統合する方針です。こうした中で1園にするまでの経過期間、2園体制にすることを検討したことは事実ですが、まだ町としての確定的な方針が定まらない中で、うわさだけが先行し保護者や地域の方々に不安を与えたものと思われます。

現状において、さまざまな面を考慮すると来年度からの2園体制は困難であると判断しています。

現場職員への負担も増していることから、非常に厳しい状況ではありますが、現段階としては、こども園職員と協議を重ね、3園運営の改善策を練りながら、早期の1園体制への移行に努めてまいります。

次に、こども園の今後の方向性についてです。

現在、町立3こども園は、保育所に幼稚園機能を加えた「保育所型認定こども園」という類型に分類されます。御指摘のとおり全国の整備状況をみますと「幼保連携型」が主流となっています。運営主体が社会福祉法人等の認定こども園であれば、施設型給付費の対象施設として財政面で国・県・町からの補助が受けられますが、公立には国・県からの補助制度は無く、財政面からするとどちらの類型でも同じであると考えます。

また、県の担当課へ教育・保育内容等の運営面における「保育所型」及び「幼保連携型」のメリット・デメリットを確認したところ、公立の場合は特に大きな違いはないとのことですが、今後も近隣市町村等の事例も参考にしながら1園体制への移行のタイミングも考慮して検討してまいります。

次に、直に現場の職員や保護者等の声を聞いて方向性を確立する必要があるということですが、これに対しまして、先頃、常勤職員及び臨時職員と来年度からのこども園の体制方針を協議したところ、2園体制については準備の遅れもさることながら、保護者の強い反対もあり難しいと考えています。

また、3歳から5歳児の上学年と0歳から2歳児の下学年を別々の園にまとめることにより、職員数を調整する方法等についても協議しましたが、これも保護者の納得を得るのは難しいと判断いたしました。

現状、有資格者が不足している中で3園を維持するのは、職員の負担が大きく難しい状況が続くこととなりますが、園内での合同クラスの実施、保育士及び補助員等の確保を図りながら、効果的な運営について職員等と連携のもと、保育業務に努めてまいりたいと思います。

次、こども園の統合整備計画の推進についてです。

来年度、基本計画の外部委託予算を確保し、ビジョン検討委員会においてさまざまな分野の意見を集約し、子供たちが将来活躍できる人材に成長するための、夢のある基本構想を練り上げ、具体的な設計及び財源確保につなげてまいります。

さまざまな課題が山積していますが、できるだけ早く方向性をお示しし、安心して子育てに取り組める島づくりに努めてまいります。以上です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） まず、第1点目ですが、私ども総務厚生文教委員会は年1回こども園も含めて学校訪問を小・中学校でやっているのですが、この第1点目のことについては、この何年も前から全く大した予算もかからないのに、それが全然なされていないというところがやはり数件あるんですよ。これは、私は教育長がやはり担当職員に、ここはこういう意見があるから、こういう議会からも指摘されるから、学校側からも言われているからこうなさいという、予算がないからという逃げ答弁は、全くないのではないかな。だからできるところは速やかにそういうことでもってやってくださいよ。教育長どうですか。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） おっしゃるとおりです。学校からも意見を聞きまして、それから当初予算説明会もして、基本的にそのように進めていると思っています。年度ごとにきますので、当然積み上げられてこれやっていないよねという優先順位を書

いて出してくださいと。そうすると優先順位がその年に上がりますので、積み残しのないようにしながらやっていくということは、基本的に抑えてやっているつもりです。よって当然積み残しがあるのもありますが、ずっと前にいったのも残っているのも当然ありますが、その年度によって、学校が選んで優先順位は大事にするようにしていますので、この前もこの文教厚生委員会を受けてそのままにしないできちんとするべき当初予算でのもの、それから校長が本当に判断するもの、去年までのものはどれか精査して、きちんと話すようにという指導も続けていきますので、丁寧に対応をしてまいりたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 5 番。

○5 番（高田豊繁君） しっかりとひとつお願いいたしたいです。また、来年も再来年もそういった問題が出ないことを願いたいと思います。

それから、第2点目の教育委員会所管の事業についてですが、やはり学校現場というものが、僕は社会体育部門では優先されるべきだと考えているんですよね。その小中、高校は、県の管轄ですからあえて言いませんが、この費用対効果というのは常に事業を行う上ではいけないのですが、社会体育をした際の費用対効果と、子供たちの教育の現場で、子供の資質向上のために行うこの費用対効果とは全く比較にならないほど歴然たる差があると考えるのですが、なるべくそういった学校現場の整備あるいは健康管理対策、給食現場の対策が優先されるべきであって、社会体育部門が決して後回しというわけではないんですが、どちらかという比較をした場合では、やはりそちらを優先的に、先ほども優先順位というふうに再三言われていますので、こちらの場合にも優先順位で考えていただきたいと思います。

特にこのほかに、最近ちょっとやはり言われているんですが、この職員のトイレの問題、これは小学校の場合は大体12歳ぐらいまでですので、やはりそういった子供たち、特に茶花小あたり最近特にそうなんですが、女性の先生方が増えていらっしゃるんですよね。そういったことも加味しますと、その那間小と茶花小は校舎の築年数が古いんですよね。そういったところは、設備も非常に古いし劣化しているし、その対象とする体のそういったのも違いますので、そこら辺も十分に理解していただいて、その校舎をすぐ新築するということは今のところ難しいような状況だと思いますので、そういったのを与論小は新しいですからね、そういうのはいいかと思いますが、この那間小と茶花小は実際調査をしていただいて、対策をしていただきたいなとこのように考えているところですので、そういった先生方もプライバシーもいろいろありますので、そこら辺も配慮していただいて計画的に整備していただきたいと思います。教育長。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君）　ありがとうございます。先般そのことも出まして、担当も含めて課長と新校舎ができるまで待てない状況もあるようです。確かにおっしゃるように位置的な場所、駐車場との関係で探って、なるべく早いうちに1つでも増やしていくと。特に女子職員への対応については、今そういう感覚的にも昔と違って大事にされていますので、早急に対応を検討してまいりたいというふうに話をしているところです。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君）　5番。

○5番（高田豊繁君）　次に、3点目のところなんですが、先ほど申したんですが、公立の3こども園、さらに民営のところも全部回って、その結果として質問を申し上げるのですが、非常に私も多少驚いたんですが、那間こども園を来年度から廃止して、与論こども園か茶花こども園かに分けてでも統合するというような話が出ているというような、先般野口議員のほうからも話が出て私もびっくりしたんですが、こういった話が出るということは町サイドから出ているわけですから、これをそのまま、ちまたで言われているそのままにしておいたらいけないと思うのですよ。先ほどの答弁に、結局保護者や地域の方々に不安を与えたということですが、現状においてさまざまな面を考慮すると来年度からの2園体制は困難であると判断していますと。これを議会だよりでは確かにこれを載せますよ、これを載せることになるかと思うのですが、やはり町サイドから、いやそういうことはないですよと、はっきりとその保護者とか与論町民に知らせる情報ならそれが筋じゃないですか。町長どうですか

○議長（福地元一郎君）　町長。

○町長（山　元宗君）　ありがとうございます。そういうふうに今後対応いたしたいと思います。

○議長（福地元一郎君）　5番。

○5番（高田豊繁君）　やはり町民、保護者が安心してこども園に子供さんを預けるためにはそういった不安を払しょくしていただいて、しっかりとした計画もない状態でそういうことを先行させないようにひとつ配慮をお願いしたいと思います。

その次に、今後の認定こども園の統廃合のことについてですが、正確には分らないのですが、確か昭和31年頃だったかと思うんですよね、本町に幼稚園ができたのは。その大田議員あたりぐらいからかなと思うのですがね、それで何十カ年来ているのですが、やはり幼稚園というのが幼稚園教諭の方々が勤めておられて、大体小学校に補足して幼稚園が配置されたわけですが、平成17年か、平成18年頃かな、その国の方針だとかもあったようで、その幼稚園を廃止して厚労省サイドの管轄の保育所型のこども園に移行するということで、これは半ば教育委員会主導

で強制的になされたというイメージが強かったんです。それで全く保護者等の意見は取り入れられなかったと僕はそのように思っていますが、今ある一定の期間やってみて平成18年から今現在やってきていまして、後ほどまた質問があるかと思いますが、この子供たちの学力向上のことも昨今言われることを勘案しますと、沖縄も見てきたんですがハレルヤさんもありますが、やはりこの厚労省サイドの保育所型にも再度再考する必要があるんじゃないかと。やはり幼稚園機能を持たせた保育と、0歳から2歳までは保育型、だけど3歳から以降はまた幼稚園型というこの幼保連携型。国内で調べてみますと、ちょっと平成26年度ということで古いデータではあるんですが、認定こども園の数が約1,359カ所で、そのうち幼保連携型が720カ所ございまして、これは全体の53%、幼稚園型が410カ所で30%、幼稚園を加味したのがこれで83%になるわけですね。国内です。そして保育所単独型が189カ所で12%、そして地方裁量型が40カ所で3%しかないということでございまして、国内の主流的な多勢は幼保連携型なんですね。それとどこがつくるかといいますと、皆さんのほうが詳しいわけですが、今のこども園は児童福祉法に基づくということですが、幼保連携型になるとこれは教育基本法第6条の学校というのが加味されてきまして、認定こども園法の改正に基づく認可となり設置主体は国、自治体が学校法人、社会法人等で財政措置は施設給付型となっています。そういうことで、今度職員の面を考えますと、幼保連携型になりますと幼稚園教諭資格と保育士の資格を持った職員が必要になるわけですが、ちなみにこれも国内のデータなんですが、両方の資格を持ったいわゆる併有資格者の率ですが、76%が幼稚園教諭と保育士の資格を持った職員が配備されているということでございまして、私どもの町立こども園にも大変ありがたいことですが、この両方の資格を併有した資格者がかなりの職員の方々いらっしゃいます。そこでちょっとお伺いしたいんですが、こども園の園長が今日おいでいただいていますので、那間のこども園は、児童数が24人で職員数が12人とこの間調べてあるんですが、茶花の場合は、児童数は何人で職員数は何人になっていますか。

○議長（福地元一郎君） 富茶花こども園長。

○茶花こども園長（富 千加代君） お答えします。子供が今現在51人、職員が18人います。その職員の18人のうちの4人が14日勤務となっています。なので、ちゃんと数えれば16人ということになりますでしょうか。よろしく願います。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 次に、与論こども園の場合をちょっと。

○議長（福地元一郎君） 富士川与論こども園長。

○与論こども園長（富士川智恵美君）　お答えします。与論こども園は、現在職員は17人、うち14日勤務が3人。園児数は51人です。学童クラブ職員が1人14日勤務で、児童数が18人。療育センターは、職員は5人、うち1人が14日勤務。児童発達支援の園児が7人、放課後デイサービスの児童が16人、以上になっています。

○議長（福地元一郎君）　5番。

○5番（高田豊繁君）　そうすると、園児を合わせますと現時点でやはり130人から140人規模は、全体のこの公立のこども園で統合するとなると必要になってくるという計算になってくるわけですが、町民福祉課長そういう数字ですよ。

○議長（福地元一郎君）　田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君）　今、10月現在ではおっしゃったとおりで125人ほどで民間さんのほうが119人の子供さんが通っているのですが。今園長のほうから言ったとおりです。

○議長（福地元一郎君）　5番。

○5番（高田豊繁君）　ちょっとほかのところを見ていたような感じで。やはり先ほどの答弁で職員数が限られているものだから子供たちを、例えば3番目の答弁にしても、3歳から5歳児あるいは0歳から2歳児を別々の部屋にまとめるとか、那間を廃止して2園にまとめるとか、そういう話が先行しているような感じがするんですよ。そうするとどっちも保護者の反対があって、これがまた叶わないというような答弁のようですが、今の保育所型を幼保連携型に持っていくとか、という話は全く出ていないわけですか。

○議長（福地元一郎君）　田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君）　今のところ幼保連携にするということは考えておりません。幼保連携とその保育所型との差というのが特に、民間の場合は確かに幼保連携にした場合にいろいろな施設の補助ですとか、そういった面で相当メリットが高いと思うのですが、現在のところ県のほうにちょっと問い合わせている中で、そのメリット、デメリットの差というのが、それほどの差というのが今のところ見付けられない部分がありまして、でも、もし1園にする場合には、そのタイミングに合わせて幼保連携ということも、時代の流れとともにまたしていくのもありかなとは考えていますが。今のところメリット、デメリットという部分にはちょっと至っていないところですよ。

○議長（福地元一郎君）　5番。

○5番（高田豊繁君）　今のその比較をした場合に、そのメリット、デメリットという物事の基本のところなんですけど、ただ、その補助金の側でメリット、デメリットと

というようなことではなくて、僕が先ほどから言っているのは、幼稚園機能というのを持たせることによって、子供たちの今後の教育上也進歩するのではないかということも考えられるのではないかということで、そういうことでメリット、デメリットという、ただ建てるためのメリット、デメリットといっているのではなくて、だからそこら辺も加味した形での論議がほしいなということを言っているわけです。そういうことでございまして、確かに財政面とかそういうのがもちろん重要なんです、財政面とかまたそういう面は総務企画課長が一番詳しいかと思うのですが、これは公立の場合ははっきり申し上げまして、補助金が期待できないというのは歴然としておりまして、例えば、ハレルヤさんの場合は6割以上の補助金が出ているのですが、この総事業費が国頭の方も13億円ぐらにかかっていたか。ハレルヤさんも10億円以上かかっていますが、今も整備がされていますが、先ほどの発達支援の子供たちのものをつくる場合は、別に補助事業があるのですが、こういったのをただそういうメリット、デメリットというのは、これはそういう比較ではなくて、これは経営主体、設置主体をどこにするかということです。そういったことを含めて論議する必要があると思うのですよ。そうすると、今度はその先生方、職員をどうするかということ、いろいろな角度、今日はちょっと僕はこの場では申し上げられませんが、いろいろなのが考えられるわけです。いろいろなスタイルが。そういうことで、この問題もせつかくそういう検討委員会があるわけですので、そういった中で副町長あたりがリードをしていただいて、しっかりとこの点を統合するにあたっては論議をしていただきたいと思います。

そういうことで、今日この場で幼保連携型がどうだこうだという話は、もう進めることはちょっと難しいかと思うので、その次の点ですが、先ほどの延長になるわけですが、このこども園の先生方については、非常に子育てという職業に夢を持って、本土のほうで内地に行かれて、しかるべき教育を受けて資格を取るために勉強されて、島に帰って与論の子供たちのために頑張りたいというありがたい志の下に、今日のこの子育ての現場が保たれているわけですが、町長は、この3こども園にどのくらいの頻度で訪れて職員を励ましたり、職員の生の声を聞いているか、この点をちょっと伺いたいと思います。町長、お願いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 教育委員会と一緒に学校訪問、それから運動会や発表会等の機会にまわっていますが、普段のときにもできるだけまわりたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） この学校訪問というのは、非常に大事な機会だと思うのですが、また運動会も学習発表会も、これは大変大事なことです。やはりそれ以外に

自らの所管の職員、子供たちを見るということも大事ですが、職員と話をすること、ということもまた大事だと思いますので、今後はやはりその職員たちと直にひざを交えて話をされるということも大事かと思うのですよ。そういうことでひとつ配慮をお願いしたいなと思いますし、やはり今この現場、出先、保健センターとかほかのところもございいますが、こういったところにも町長がその足げくとはまでは行けないので、一応出向いて話をしたりというのは、最高責任者としてはおろそかにできない点だと思いますので、ひとつ御配慮をお願いしたいと思います。

最後になりますが、この認定こども園の今後の進め方なんですけど、やはり1園にする結論は出ているわけですから、そのためには、どうしてもその町民福祉課だけで物事を組み立てるとするのは、これはちょっと無理だと思うのですよ。町長は、この立候補の際もシンクタンクという言葉が頻繁に使われていましたね。そういうことで、これは本当に専門家の力を借りるしかないんですよ。これはもう外注しかない。

そういうことで、例えばこのハレルヤさんの場合、東京にある世田谷区かどこかとは思いますが、チャイルド社というところが3500万円でこの全体事業計画の策定を受けていらっしゃるんですね。事業費は10億9500万円で補助金は全体の63%6億9500万円が補助金で国、県、町ということになってはいますが、やはりこのこども園の問題は人づくりの根幹に関わることで、職員だけでこの資料作成をしたり、全体のマスタープランをつくるというのは無理です。こういうのをもっと先にやるべきだったと僕は思うのですよね。ですからそういう計画を走らせながら、その間こども園の問題も話が出たとしたら、まだ理解できるのですが、そういうマスタービジョンができていない状態で、そういった話が先行することは非常に私は理解できません。そういうことで、このような大事な大きな仕事というのは、まずこのプロジェクトのプランというものを、まず立派につくる必要があると。これはもう本当に先ほども言ったのですが、外部にお願いしてこれをしていくということしかない。例えば、環境課が今し尿処理タンクの設置にしても、外部委託で全体計画をつくっていらっしゃるんですが、それは白尾課長、総予算はいくらですか。

○議長（福地元一郎君） 白尾環境課長。

○環境課長（白尾与志一君） 手元に資料を持っておりませんが、当初4000万円か5000万円ぐらいだったんですが、半分の2500万円ぐらいだったと承知しています。2500万円台だったと思います。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 2500万円で契約されているという。その比較をしたら

ちょっとこれ、極端には比較できないかもしれないが、し尿処理タンクをつくるのでさえ、そのぐらいの予算をかけて全体計画をつくるわけですよ。ましてやこの与論町の本当に人づくりの根幹であるこのこども園を1つにするという、こういったスタイルでやっていくかという、こういったビジョンを策定するには、それ相当の予算をかけて、それ相当の経験のある経験豊かな業者をお願いして、まずここに何案かシミュレーションをしてもらって、それをたたき台にして議論を進めていくというのが順当なやり方ですよ。そういうふうに先ほど僕は質問の中でも書いてあるんですが、そういう流れについてはもう先ほど申し上げたとおりですが、こういうことをしながら、その中で検討委員会の方だってこれみんなアマチュアですから、そういうプロの本当につくってもらった1案、2案、3案。最終的にはその後のその建物をどうするかということまで含めて、一連の全体の構想をまずつくることが一番大事なんですよ。例えば、先ほども言ったのですが、公立ですと補助金はない。ところが、例えば社協とか民営ですと補助金はあると。そこら辺も十分にコンサルとかにたたき台とかつくってもらって、そういう財源的な面もシミュレーションしてもらえればいいと思うし、また、私どももそれ相当の今起債の残高も相当持っているわけですから、57億円以上持っていますよね、そういうことを加味すると、やはりなるべく財源を抑える必要があるということ、そしてとにかく質の高い民間と民営とその格差があってはならないと思うのですよね。せっかくすばらしい職員が揃っているわけですから、やはり民営との格差があってはいけないし、どういう方向に持っていったらこうなるということを、専門家にやってもらう必要があると、そういうことを早急にやってもらいたい。先ほど答弁があったんですが、本当は来年あたりというこの言い方自体も、本当にやる気があるのかなのかあまり響いてこないですね。ですから、この問題はもっと先のができているわけだから、話が上がっているわけだから、やはりこういうものは町長と特に教育長がしっかりとこうしようではないかということで、指導していく必要があると思うのですよ。ですから、その担当課長は担当局に任せっきりで駄目ですよ、これは。どうですか、町長、教育長。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） この前の文教厚生委員会でも厳しくそのようなことを御指摘いただきました。ありがとうございます。ちょっと戻りますと、実はそのビジョンに持っていくためには、町民あるいはPTA、園の意見をやはり伺って、それで今人員が足りない、施設も老朽化している、それを2園、1園でいくかということもある程度伺ってから、今のような専門的なものでいくんだという方向性も考えているという内容の中で、私も入ってビジョン検討委員会にはいましたので、基本的に

その段階で施設に対しても申し上げたとおりですが、施設に対しても人員に対しても2園でいくことが非常にいい方向ではないかと、代表である親も考えている中で話し合っ、それを保護者にも下ろしながら考えていこうという中で、このことが起きていたということで私は理解をしています。当然おっしゃるように、そのコンサルタントにいくらかけてというところまでは、私たちもその段階にビジョンではいきませんでしたので、今後この質の高い教育を維持するために、先ほどのあの方向の中でそれが不可能であれば、合同クラスいわゆる小学校での複式という形になるんですね。そういう形をとりながらでも今の陣容でやるならということを方向もまた今度のビジョン検討委員会でも納得をしてもらいながら、話し合いをしていかなければならないというふうに思っています。

もう一つ、先ほどの高田議員からありました保育所型と幼稚園型と地方裁量型と連携型のほうですが、与論が立ち上がったのは20年、そして最終的にこども園が立ち上がりました。そのときには、保育所型と幼稚園型の何の違いがあるのか私もいろいろ調べた、博識少ない見識からですが。その施設が持っているのが保育所型であって、その保育所に幼稚園の機能も生きて認定こども園ができるなら、保育所型。そして幼稚園の施設があるのに、保育所型を機能させるのであれば、メインの幼稚園型ということで、そういうことで与論の場合はできあがったのが保育所型認定こども園になって、数は一番おっしゃるように少ないんですね。最終的に。今度は教育の質ですが、これは教育委員会も積極的に関わって、保健福祉課あるいはこども支援課とかそういうところが各地区では持っているわけですが、教育の中身については限定して一生懸命やってくれているのが数値で出ていますので、こども園が保育所型であろうが、幼稚園型であろうが、連携型であろうが、その保育所指針、幼稚園指針、連携型の教育指針に基づいて、全部を読みこなして教育をなさいというような方向に就学前の教育について語られていますので、積極的に教育内容については連携をして取り組んでいるところです。長くなりましたが、しっかりビジョンを立てていくように努力したいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 今、教育長がおっしゃるのは大事なことだと思いますので、そこらも含めて、今のそのスタイルを、この場合この場合というのがありますので、そこらを今おっしゃられたとおり、そこをもっと掘り下げた形で保護者の方々にも検討委員会の方々にも分かるように、ぜひそういうのをやってもらいたいというんですよ。そういうのをしまして、マスタープランの中でそういう内容の中身のことを示して、どっちがいいのでしょうかということでどのスタイルでいくかということをやはりやっていかないと分からない。やっていかなかったら、本当に先ほども

言ったんですが、これは中身のことはほとんど分からないですよ。ですから、今おっしゃったような貴重な今の御意見、説明ですので、そういったこともメリット、デメリットがないというその一言で済みますのではなくて、こういうスタイルだとかこういうことになっている、こういうスタイルだとかいうことになって、そこからまで全部掘り下げて分かりやすいように説明資料を付けて、そういう中で議論をしていただきたいなとかいうふうに思うわけです。ですから、そういうことによって皆さんがまた理解して納得して、じゃあそれでいこうではないかということで新しい出発ができるかと思しますので、町長と教育長が大きな舵取りを今任せられているわけですので、そこら辺を含めて中身の濃いそういった基本構想ビジョンを作成するためには、どうしても予算もかかるだろうけど、また外部からの専門的なまた法的にも中身的にも、その補助制度の問題にしてもそこまで網羅した形で、ひとつトータルビジョンをつくっていただきたいと。そして私どものほうにもこういうふうになっているんだがということで、私どもまたそれに基づいて論議を深めてまいりたいとこのように考えているわけですので、ひとつよろしく願いいたしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） 5番、高田豊繁君の一般質問を終わります。

次は、6番、町俊策君の発言を許します。

6番。

○6番（町 俊策君） 早速ですが、質問をさせていただきます。

1 新庁舎を中心とした道路の安全対策について

(1) 新庁舎への緊急避難が生じた場合に備え、避難道路の通行標示や街灯設置、路傍の樹木の伐採等を行い、特に夜間における避難のための安全対策を講じる考えはないか。

2 各小学校校庭の樹木の管理について

(1) 各小学校校庭の樹木（ガジュマル）茶花小3本、与論小3本、那間小5本の整枝、支柱、根まわりへの盛砂、施肥等による管理が必要と思われるが、教育長は、学校の樹木の管理についてどのように考えているか。

3 登下校路の道路標示について

(1) 各学校校門周辺の道路、交差点は、横断歩道表示や車両の一時停止線が常に明確に標示されるよう点検し、補修等の早めの対応が必要だと思うが、これらの安全対策についてどのように考えているか。

以上3つについて、よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、新庁舎を中心とした道路の安全対策についてお答えを申し上げます。

新庁舎建設の基本方針は、災害に強く、町民の安全・安心を守る防災拠点となる庁舎としています。このことから庁舎機能の強化を図るべく、庁舎内の避難スペースの確保、庁舎敷地内の防火水槽や消火栓の設置、消防車両の配備、備蓄用倉庫の整備を進めているところです。

新庁舎周辺の整備においては、県道から新庁舎への町道窪舎 1 号線の歩道付道路拡張整備と本路線の無電柱化や、緊急時の避難場所として活用できる駐車場の整備などを計画しているところです。

新庁舎への緊急避難が生じた場合に備え、避難経路の安全性の確保や夜間における円滑な移動のための環境整備は大変重要ですので、御指摘のとおり新庁舎を中心とした避難経路の通行表示、夜間における安全で円滑な避難が可能となるよう効果的な外灯設置とともに避難道路の安全対策に努めてまいりたいと存じます。

次に、3 の登下校路の道路標示についてです。

御指摘のとおり、区画線や一時停止線等の道路標示等について明確になっていない箇所が多数存在しています。道路表示等は、公安委員会が設置するものと、道路管理者が設置するものがあり、今後、道路標識等含め関係機関と点検協議を進めながら緊急性のあるところから順次補修を行い、交通の安心安全な対策を講じてまいります。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 各小学校にはガジュマルに限らずさまざまな樹木があり、これらの樹木の多くが植えられてから数十年が経過しています。一見大きく丈夫に見える樹木ですが、中には幹の内部が腐朽していて台風などの強風によって根から折れてしまったものもあります。

また、生育に伴って張った根が周辺の構造物へ悪影響を及ぼしている樹木もあります。

今後の管理体制については、PTAや学校で対処できる部分と教育委員会に対応する部分、または専門職で対応する部分を考慮し、対応してまいりたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 6 番。

○6 番（町 俊策君） 質問事項の 1 番について質問をいたします。この街灯設置で緊急を要する場所というのが船倉茶花線からの引き込み道路なんですが、場所は菊池水道から入っていくところで、右と左に分かれています。その左側に行くとアパートみたいなのが何軒か建っています。あの道路が今後非常に通行が増えるものと思

われます。現況のところ、あそこは街灯が助産院のところまでしかなくて、そのあとは真っ暗、街灯は1つも設置されておりませんし、それから昼でも暗いんです。樹木が道路を塞ぐような形になっておりまして、ここはぜひ整備を、道路の幅をきちんと広げていただくことと整備していただきたいということ。この道路は非常に今後利用度が頻繁になっていくのは目に見えているわけで、それから同じような菊池水道の前から福祉センターへ行く道は、非常に高低差があります。ここは高齢者にとって通りにくいそうです。一輪車なんかを押したり、それから電動自転車なんかで行ったりする人には、通行は無理だと言っています。実際に用事のある人は、今の白鳥線を通って行くということなのだそうです。いずれにしましてもあそこの道路の高低差はかなりありまして、大雨の時は一番底のほうは浸水するのではないかと思いますので、上からの水の流れは相当急激で足をとられるのではないかという気がいたします。最近の雨の状況は非常に異常です。やはりそういったことへの危険性への判断もしていただきたいと思います。もちろん道路その他については当然建設の折から配慮されていると思いますが、町民の場合はそこまで知らされておりませんので、また知らせられないかもしれませんが、そういったことで改めて町民の皆様から不安な意見がありますので、何かの折にひとつ安心であると伝えられるように、安全な対策を取るということを伝えられるように御配慮をお願いしたいと思います。

それから、次の2番目の各学校の樹木の件ですが、茶花小の例をとりますと、大きなガジュマルが1本倒れたまま横たわっています。これについてはPTAと学校側の話し合いでどうにかこうにかするということですが、なかなか実施されません。それからいずれにしましても危険だと思われるガジュマルが多数あります。1つは那間小学校の校門のところにあるガジュマルなども、あそこは風が当たりますのでちょっとした強い風では長くなった枝は折れるだろうと思います。それから、先生方が感じていらっしゃるのはいかに立派な根回りを持っていて、倒れるわけではないというような前提の考えで、いかにガジュマルの根回りが弱いかということについての知識はほとんどありません。それからガジュマルの中で与論小学校のガジュ王というのがあるわけですが、来年で植樹されてから100年経つわけで、これはオリンピックの年に100年というのも大変価値のあることで、1つあの木も古い添え木はありますが、1回きれいに整備する必要があるのではないかと思います。それから、那間小学校の体育館棟の通路内のガジュマルもあれはもう枝が校舎を抜きこんでいますので、風は必ず当たります。そうした場合にあれが倒れると余計な被害も出てくると思います。それから根がもう浮いていますので、ああいったものも根回りを中心にもう1回砂とか土を入れる必要があるんじゃないだろ

うかと思います。いずれにしても樹木というのは、昔は学習何とかで、樹木の下
の読書会とかあって、茶花小にはその名残があるわけですが、そういったことで樹木
を大切にしたり育てなければいけないという風習はありましたが、今はそれはみんな
忘れられています。どうかその辺でいかに樹木が大切かというのは、法事るとき
に帰って来られた御兄弟の御婦人2人、大分歳を召された方ですが、校門の前で懐
かしそうに見ながら泣いていらっしゃったので、どうしたんですかと聞いたら、あ
のガジュマルは残っていてうれしいと。校門の前の3本のガジュマルのことです。
私たちの時代に植えたんですよと話しました。そういうことで、学校に対する思い
出というのは、校舎よりはむしろそこに生えている樹木についての風景が一番思い
出に残るのではないだろうかと思います。ぜひこれを情緒教育の1つとしても大切
にしていきたいなと思います。

それから、もう1点は、3番目の学校周辺の道路標示等ですが、これを道路につ
いてはそれぞれの管理者が違うというのはよく分かっているんですが、しかし町民
の方々、通行者にとっては道路は道路なんです。管理者が誰であるかどうかとい
う問題ではないと思います。それで、どうかひとつ県のものであろうと公安委員会であ
ろうと、どういう管轄の下であらうとも町の中に町民のためにこれを管理してい
く、注意深く受け付けてくれるあるいは管理してくれるそういった部署、ぜひ担当
者を決めていただきたい。その人に相談して、県にあるいは公安委員会にもこうい
うことで要望がありますという窓口としていただきたいです。現状のままでは、誰
が責任者か誰に言えばいいのか、言ってもそれが届かないというようなことになり
かねないと思いますので、そういったところもその内容の伴った体制づくりをお願い
したいと思います。

以上です。かねてから特に新庁舎についてはいろいろ御配慮されているとは思
いますが、改めて町民の親切な御指摘もあつたりいろいろしましたので、あえて質問
しましたが、今後とも新庁舎について町民が絶大の希望を抱いていますので、よろ
しく御配慮をお願いしたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（福地元一郎君） 6番、町俊策君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

————○————
休憩 午前11時31分
再開 午前11時31分
————○————

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、4番、林敏治君の発言を許します。

4番。

○4番（林 敏治君） それでは、令和元年第4回定例会の一般質問をいたします。

1 地域おこし協力隊の活動について

- (1) 現在、人口減少、少子高齢化が進行する本町において、島外の人材を積極的に受け入れることで、地域の活力の維持強化を図るとともに、地域の活性化に資するため、地域おこし協力隊を本年度も新規に取り入れているが、これまでにどのような活動成果があり、今後どう取り組んでいく考えか。

2 魅力ある観光地づくりについて

- (1) 本町が魅力ある観光地であるためには、大金久入口周辺の整備やコテージ村の民間委託など計画的な受入態勢の強化を行い、南国特有のイメージアップを図る必要があると痛感するが、積極的に取り組む考えはないか。

3 無電柱化の推進について

- (1) 近年、全国的に大型台風の襲来により電柱が倒れ、交通障害や停電が発生しており住民生活に甚大な被害をもたらしている。本町においては、新庁舎建設に伴い、電線を地下埋設の予定である。この機会に台風常襲地帯である与論島全体を無電柱化推進モデル地域として定め、県や国に要望して積極的に取り組む考えはないか。

以上、3点をお伺いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、地域おこし協力隊の活動についてお答えを申し上げます。

人口減少、少子高齢化が進行する本町において、島外の人材を積極的に受け入れることで、地域の活力の維持・強化を図り地域の活性化に資するため、平成28年度から地域おこし協力隊を設置いたしました。これまでの3年間の活動成果につきましては多方面においてありますが、特に与論島の情報発信、特産品開発への支援、ふるさと納税の推進、関係人口の交流促進、援農ボランティアの推進、英語・中国語を生かした外国人観光客の受入支援など関係団体や町民と積極的に関わりながら本町の地域活性化の推進に取り組んできたところです。

本年度においては、引き続き新たに2人の地域おこし協力隊を採用していますが、前任のこれまでの取り組みを継続展開するとともに、特に本町の大きな課題となっています特産品の開発や、人口減少対策の施策事業としてのふるさと留学制度などへの取り組みを積極的に推進してまいります。

次に、魅力ある観光地づくりについてです。

百合ヶ浜は本町に来島された観光客の多くが訪れる観光のメインスポットであり、多くのグラスボートが発着する大金久海岸は、その玄関口となる重要な場所です。大金久地区は、入込客数の増加に伴い利用者也増加していますが、駐車場の不足や一部施設の老朽化などによる安全面や景観面の問題も指摘されています。現在、遊歩道の再整備や植栽を順次行っているところですが、今後は老朽化した施設等の再整備や撤去を行いつつ、各種補助事業を活用し観光拠点施設や関連施設、駐車場の整備について検討してまいります。

また、大金久地区のコテージについては、現在、町で管理運営を行っています。今後はより利用者のニーズにあった効果的な管理運営が行えるよう、大金久地区にあるほかの施設も含めた形で民間事業者への指定管理委託を検討してまいります。

次に、無電柱化の推進についてです。

今年9月に関東地方を直撃した台風15号により、千葉県において大規模な停電が長期化しました。これを機に「無電柱化」について改めて注目が集まっており、減災の観点からも対応を急ぐ必要が出てきています。

御指摘のとおり、本町においても毎年襲来する台風により電柱の倒壊や破損を原因とする停電や通信の復旧作業に時間を費やしており、日常生活等に多大な支障を来しているのが現状です。現在、旧役場庁舎前から新庁舎までの区間について無電柱化の計画を進めていますが、無電柱化については防災面のみならず景観面からも重要であり、これを機に新たな地域密着型公共事業として無電柱化事業を打ち出す必要があると考えているところです。

今後とも関係機関に働きかけを行いながら取り組んでまいります。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） まず1点目の地域おこし協力隊の活動については、1年前の定例会で一般質問もありましたが、あえて再度質問をさせていただきました。これまでの地域おこし協力隊の活動は、与論島の情報発信や特産品開発、ふるさと納税の推進、人口交流促進、外国人観光客の受入支援など、幅広く本町の地域活性化の推進に取り組み、多くの成果があったと思います。高く評価をしたいと思います。そういうことから本年度は特に与論交流体験事業の推進、ふるさと留学生の推進、コミュニティ活動の活性化、地域の情報発信、地域資源のコーディネート支援などを主要な活動とした新たな設置要領を制定して活動しているということですが、これまでにどのような活動を行ったか。そして、どのような成果を挙げられたか。今年令和に入ってから活動の説明を総務企画課長に求めたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 今年初めてのお二人ですので、まず地域おこし協力隊の3年間を想定した流れの中では、まず初年度については、与論町をよく知っていただくということで、いろいろな地域のいろいろな会合だったり、それから研修だったりということを今の段階では、特にそういったところは知識を深めるというところに重点を置いてやってきていまして、まだそのこれといった成果というかその辺は実際出てはきてないんですが、今進めているところでは、特産品のいろいろなコーディネート、今いろいろつくっています。そしてもう一つは、教育委員会の中ではふるさと留学に係るいろいろな施策の推進ということでやってございますが、先ほど遠山議員からも質問がありましたが、いろいろふるさと留学をする際だとか与論町の住まい情報といいますか、そういったのが分かりづらいということで、教育委員会の磯村さんにはまた頑張ってくださいと思いますが、今からいろいろと展開していくとは思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） ですから、今までいろいろな活動があったかと思いますが、なかなか今回のこの総務企画課と教育委員会に割り振ってはいますが、なかなか活動が見えてこない。何をしているのかなと思いながら、私はちょっと質問をさせていただいたわけです。しかしこの1年間は研修だと言うんですが、これはもったいない時間だと私は思いますね。もう少し早めにひとつ取り掛かっていただきたい。確かに補正予算を組んで旅費を組んでありますが、やはり3年間しかありませんので、早めに活動していただいて、特にその特産品の開発をしていただきたい。そういうことから私はもう早めにスピード感があってほしいなと。どの事業に対してもです。そういう気持ちで皆さんにお願いをしているところではあります。ですので、今後も引き続きこれまでの地域おこし協力隊の活動をさらに継続、展開して、本町の地域活動やまちづくりを積極的に取り組んでいただきたいと、私は強く皆さんに要望いたします。

次に、魅力ある観光地づくりについてですが、近年観光客の増加傾向でありまして、受入態勢を強化していくことが私は極めて重要であると思います。そのためには観光スポットである大金久入口周辺の整備などが必要であると私は考えています。また、先般与論島の観光動画である「ヨロン8K」が国際観光映像祭フィルムロケーションの部門で第2位、準優勝に輝きました。このことは与論の魅力であり世界で評価されたということです。私たちの誇りでもあると思います。そういうことから、大金久入口周辺の看板の設置、それからPRの掲示板の設置が重要になってくると思います。最近はまだ外国人が訪れておりまして、特に中国、韓国、台湾

の方々が訪れておりまして、その外国語の案内板も私は必要ではないかと思えます。そういうことですが、いかがですか、商工観光課長。

○議長（福地元一郎君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 商工観光課の松村です。今の御質問についてお答えいたします。

確かに、最近外国の方々が多く入られてきているようで、看板とかも外国語でつくっていかなければいけないなというふうに考えています。また、周辺の施設の老朽化というのもまた確かにありまして、少しずつ進めてまいりたいと考えているところです。以上です。

○議長（福地元一郎君） 4 番。

○4 番（林 敏治君） その案内板をできればでっかく大きく設置していただきたい。もうあそこの入口周辺が貧弱で、ほかの観光地に比べて本当にあまり P R されていないなと思ひまして、ぜひ整備をしていただきたいと思ひます。

それと、マナーの問題も今出てきています。近隣の周辺住民から夜中に爆竹の音が聞こえるということも聞いています。だからそのマナーの問題も少しは指導していただきたいと思っています。その爆竹については、おそらく外国人が、特に韓国、中国あたりが好んでいるようですので、多分そのあたりの方がされているのではないかと私自身は考えています。そういうことから、ひとつぜひ大金久海岸、そして天下の百合ヶ浜ですので、これは世界に誇れる島だと私は思っていますので、ぜひよそに負けないようなひとつ入口であってほしいなと思っています。いかがですか、副町長。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） おっしゃるとおりだと思っています。確かに与論は以前に比べますと P R のほうが非常に先走っておりまして、これは奄美群島戦略ビジョンの中でも検証されたわけですが、受け入れについて今後どうしていくかというのを、今後の我が与論町の観光にかかっているのではないかとと思っています。宿泊の問題、いろいろなそれぞれあると思うのですが、観光施設につきましては、やはり奄美の中で与論がトップバッターで本当に走って 30 年 40 年過ぎて、今頃になって奄美が全部観光に力を入れていったという部分もあるんですが、全ての施設が奄美の中で一番みすばらしく古くなってしまったというのもありますので、今後そういった活用、リニューアル、本当に整備をして新たなものをどうやっていくかというの、観光整備の中では考えていかななくてはまずいのかなというふうに考えています。

○議長（福地元一郎君） 4 番。

○4番（林 敏治君） それから、コテージ村のことについてなんですが、前回の副町長がいろいろ関わったコテージ村だとは聞いていますが、今現在、私は近隣の住民から聞くと何も利用されていないと。せっかくクーラーも取り付けてあるのに、何もされていない。これはもう箱物ばかりつくって何もしていないではないかと言われているのですよ。それで何とか有効活用ができないものかと思って私は質問しているわけです。ですので今後、早急に小学校から大人まで、何とか利用できるような対策をしていただいて、ひとつ一般住民に対してやはり募集をするということも僕は必要ではないかと思っていますが、いかがですか、商工観光課長。

○議長（福地元一郎君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） おっしゃるとおりです。実際5月の連休の時は、たくさんの方々が御利用されたんですが、その後はちょっとまた少なくなっているのかなというふうには思っています。またそれを考えながら進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） ぜひ、早めに検討をしていただきたいと思います。

次に、無電柱化の推進ですが、このことにつきましては、奄美群島振興開発の推進に関する要望書の中で、奄美群島市町村長会や市町村議長会がもう既にこれを提出されています。本町においては、やはり台風常襲地帯ですので、このことについても取り上げて今質問をしています。本町においては、今年また大型台風17号が襲来しまして、一時670戸の停電があったようです。それから千葉県においても、相当な長時間にわたって停電して住民生活に甚大な被害をもたらしています。やはりこうした中で、近隣の沖永良部は、もう既に町単独でこれを予防されているというのを私は聞いています。そういうことから他町に遅れを取らないように、本町も無電柱化の推進モデル地域と定めて、この与論町をやはりモデルということを考えながら、強く県や国に私は要望する必要があると思っています。ですので、ぜひ、そうしないと予算も補助金も私はいただけないものだと思っていますので、これはほかの市町村より早く手を挙げて要望したほうがいいんじゃないかと思っていますが、町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今後、早急に取り組んでいきます。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 取り組んでいくというよりは、ぜひ実現をしていただきたい。ひとつよろしくお願いをしたいと思います。私の質問は単純な質問ですが、これは重要なことですので、皆さん。ぜひお考えになって、ひとつ積極的に取り組んでい

ただくことを希望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 4番、林敏治君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時26分

—————○—————

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、3番、川村武俊君の発言を許します。

3番。

○3番（川村武俊君） 日本共産党の川村武俊です。2019年度第4回定例会において、先般の通告に基づき質問をいたします。

1 給食センターの運営について

- (1) 給食センターは、老朽化が著しく、そろそろ建て替えの時期に来ていると思われるが、建て替えの計画はどうなっているか。
- (2) 近年、農薬汚染や遺伝子組み換え食品等に含まれる化学物質の影響が子供の発達障害やホルモン異常の要因として警告されている。子供の命をつむぐ食を提供するために、なるべく多くの島内産の安全な無農薬、有機栽培の食材を提供できるシステムづくりを構築する考えはないか。
- (3) 現在、給食で提供しているLL牛乳を普通牛乳に切り替える陳情書を平成24年に議会で採択しているが、今後、どのような取り扱いをする考えであるか。
- (4) 管理栄養士や調理師の人材育成においても、こども園の給食も給食センターにおいて提供できるシステムづくりを構築する考えはないか。

2 与論グスクの世界遺産登録について

- (1) 沖縄県立博物館・美術館は、11月19日から2020年1月19日まで「琉球王国のグスク及び関連遺産群」世界遺産登録20周年を記念した特別展を開催する。新作模型「与論グスク」の初公開もあり、琉球列島を代表する歴史遺産であるグスク全体を概括し発信する。今後、世界文化遺産登録に向けてどのような取り組みを考えているか。

3 外来動物等の対策について

- (1) 害虫のツマジロクサヨトウやミカンコミバエ等の予防対策はどのようなになっているか。
- (2) キジ、カラスの駆除対策はどのような状況になっているか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 給食センターの運営についてお答えいたします。

給食センターは、昭和50年4月に完成してから築44年が経過し、御指摘のとおり施設の老朽化が著しい状態となっています。また、平成21年に改正された「学校給食衛生管理基準」が示す施設・設備・運用にも十分に沿えていない状況です。これらのことから、町教育委員会では、新給食センター建設が必要であると考え、現在、建設に向けて取り組んでいるところです。

建設に向けての年次計画としましては、今年度中に建設用地を確定し、来年度に基本設計・実施設計で骨子が決まり、再来年度の令和3年度から令和4年度に建設工事を行い、令和5年度に新給食センターの運用開始を目指す計画です。

次に、運営についてです。

ユンヌワクワク地消拡大推進協議会の中で地産地消を推進しており、島内で生産する安全な野菜をできるだけ子供たちに食べさせてあげたいという理由から、産業振興課やJAの担当者を中心に野菜生産者を対象とする月1回の定例会を実施し、翌月の納入可能な野菜を申告してもらっています。しかし、ひと月先のことで天候や病害虫等の影響もあり、野菜の生育状況が把握できないとの理由から入荷量が伸び悩んでいる状況です。このような場合、できるだけ新鮮な県内産の食材を注文し、難しい場合は安全が確保されている冷凍の野菜を使うこともあります。できるだけ島内産の野菜を計画的に生産し、利用できるような流れを生産者や農業技術員等と連携して提供できるよう協議の場を増やすなど、一つ一つの課題解決を図りながら、有機栽培による新鮮で安全な野菜入荷につながるシステムづくりに努めたいと考えています。

次の、給食センターの運営についてです。

昭和52年11月にLL牛乳1リットルパック入りの給食を開始、平成11年6月からLL牛乳200CCへ移行して、現在に至っています。

まず、栄養面・安全面については、問題はないと考えています。ただ普通牛乳（チルド牛乳）への切り替えを実施する場合、クリアすべき事項が数多くあります。それは、保冷車・冷蔵保冷库・非常用電源設備（自家発電機・自家発電機格納庫・自家発電切替装置）配達員の人件費の確保・整備等が必要になります。その準備費用として1000万円程度、さらに次年度からの維持管理費として船の抜港・欠航対策用牛乳・みかん果樹代他、保冷車燃料代、保険料、手数料、重量税、修繕料、自家発電機燃料代、点検保守料など250万円程度の費用が必要になると試算しています。

このようなことから、新給食センター建設にあわせ、関係者の御意見を参考にしながら合理的に判断してまいりたいと考えています。

次に、給食センターのこども園への給食のシステムづくりです。

こども園への給食の提供については、新給食センターで行うことが理想的であると考えています。

文部科学省が定める施設の設備及び運営に関する基準によりますと、認定こども園の0歳児から2歳児までの給食は、自園調理が原則で、調理室の設置が義務付けられています。3歳児以上に対する給食は、認定こども園外で調理し搬入することができます。また、給食センター整備に係る国の助成制度である学校施設環境改善交付金交付要綱によりますと、対象経費として義務教育諸学校における学校給食の開設に必要な施設設備となっています。

これらを踏まえて、県内市町村の事例を調査・研究し判断してまいりたいと考えています。

次に、与論グスクの世界遺産登録についてです。

沖縄県立博物館で開催される「グスク展」では、本町の城跡の模型が「与論グスク」として世界文化遺産に登録されている「グスク」等の資料とともに展示紹介されます。非常にありがたいことだと感謝しています。

御質問の取り組みについてですが、本町では、与論城跡を国指定史跡にするため、今年度から文化庁の国庫補助を受けて事業を進めています。残念ながら奄美群島の主な有人5島の中で、与論島だけが国・県指定の史跡がありません。奄美群島と琉球諸島をつなげて考えた場合、「与論島」の部分だけが抜けたようになっていますので、できるだけ早く指定が受けられるよう事業を進めてまいりたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ツマジロクサヨトウやミカンコミバエ等の予防対策についてお答えを申し上げます。

今年、県内においてとうもろこしやサトウキビ等で発生が報告されているツマジロクサヨトウについては、これまでの病虫害調査では確認されておりませんでした。つい先日、農家からの情報提供により飼料用とうもろこしから採取した幼虫が対象害虫であると同定され、本町への侵入が初めて確認されました。

このため、初動対応として早期防除とほ場調査、情報収集を行っており、あわせて被害拡大防止に対する支援策として「さとうきび増産基金事業」を導入することで、春植えや株出し時の被害対策とし、同時に発生抑制につなげたいと考えています。また、とうもろこしをはじめとする飼料用作物につきましては、予防技術の普

及とともに「初期防除のための国の支援事業」を活用していく考えであり、本害虫の発生収束について関係機関と連携して取り組んでまいります。

ミカンコミバエの予防対策としましては、国の植物防疫所及び県の特殊病虫害係と連携し、進入警戒調査や初動対応の方法など侵入警戒と情報共有を行っています。具体的には、月2回のフェロモントラップ調査と年2回の着生果実調査により早期発見を行い初動防除とまん延防止に努めてまいります。

次に、キジ・カラスの駆除対策です。

カラスについては、猟友会の御協力をいただき昨年度は10羽駆除しましたが、今年度は2羽しか駆除できておりません。

「与論町有害鳥獣被害防止計画」を昨年度に策定したことにより、キジ駆除を目的とした卵の買い取りが可能になり、また、町猟友会によるカラス・キジ駆除が通年行えるようになりました。

今後、県の鳥獣被害対策実践事業による捕獲機材の導入の検討や鹿児島県鳥獣被害対策アドバイザー派遣事業を活用し、鳥獣捕獲講師による町猟友会の技術向上に努め、駆除対策を進めてまいります。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） まず、給食センターの建設については、今いつ頃行われるのかなということで質問させていただいて、中身については特別にこうだということはありません。

あとこの農薬汚染や遺伝子組み換え食品についてなのですが、特にグリホサートというのとネオニコチノイド、これが子供の神経とかがんの成分が含まれているということで、世界的にもこれの使用を禁止されているところが各国で出ています。例えば2015年ですとコロンビアですね、グリホサートを主成分とする製品散布を禁止をしています。このグリホサートというのは、全てを枯らしきるようなラウンドアップなんですけど、なぜこのラウンドアップが使われているかというと、遺伝子組み換え作物に対してかければ、その草は枯れるんだが、その作物だけは枯れないということで、このラウンドアップを使用しています。今モンサントという会社がこれを大々的に販売しているところです。スリランカのほうも、このグリホサートの輸入を禁止しています。2016年のイタリアでは公園や市街地、学校、医療施設周辺でのグリホサートの使用を禁止しています。2017年マルタでは、グリホサートを含む除草剤の販売を禁止しています。あとフランスでも2022年までにグリホサートを禁止するという方針を固めています。EUとかあとドイツ関係、アメリカのほうでもこのグリホサートの使用を禁止するということを決定しています。もちろん、このラウンドアップの性能というのはすごいもので、もうほとんど

その草を枯らしてしまふ、木にも注入すると木が枯れるんですよ。そういう成分を持っています。モンサントのほうは土に1回かえれば影響はないというんですが、とてもじゃないですがこれは影響あるんですよ。発がん物質が含まれているということで、世界的にもこれの使用を禁止しています。このことを私が申し上げるというのは、食パンは小麦粉からつくっているのですが、この輸入小麦の中にはほとんどこのグリホサートが入っているんですよ。日本産の場合には、検出をされておられません。2019年の4月12日に公開された農民連食品分析センターというところがあるんですが、このホームページによれば、市販の食パン製品にグリホサートの残留がほとんど入っているということですね。国産以外は確実に入っているということで、少量でもやはりずっと食べ続けると発がん性があるということで、子供の給食とかこういったものから除去をするような対策を取っていかないとちょっと危ないような気がすると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 今のラウンドアップやグリホサートですかね、そういったものの含まれているような食品、今は輸入小麦粉に関することでしたので、このあたりは学校給食会とも十分栄養士を通したりして、取り入れるパン用の小麦粉とかそういうものに対する安全性の確認体制も十分に高めて対応してまいりたいと思っています。幸いにして、ちょうど朝戸公民館でありましたその研修会にも御案内をいただきまして参加しましたので、今後の子供たちの給食の材料につきましては、そこらあたりは十分に注意してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） あとネオニコチノイド系の農薬なんですけど、これの特長というのは浸透性があるということですね。草の中へ入って組織を分解してそれが食品に残るということなんです、一番危ないのは。残効性ももちろんあって、神経性がやられるということでハチとかそういったのが、神経が麻痺されて帰巢本能がなくなるということで、世界的にも問題になっているということです。これが子供たちに影響を与えているという文部科学省の調査があるんですが、これは2012年度文部科学省が岩手と宮城、福島、これは東日本大震災があったものですから、そこを除いて、残りの全国の公立小中学校の学童約5万4000人を対象に今調査を行っています。これが5人に1人が発達障害の可能性があるとすることを発表されています。この発達障害の人数が2004年度は3万人だったのが、2015年には14万人増加しているということです。これに合わせてネオニコチノイド系の農薬使用が同じように推移をしているということです。ですから、文科省で調べたのは、そういったのが子供の発達障害に影響を与えているんじゃないかというふうを示さ

れているわけです。もちろん、いろいろ最近キレる子供とかそういったのが多くなっているというのは、こういったことも要因があるのではないかというふうに思いましてこれを取り上げたわけです。ですから、なるべく給食関係には、有機栽培とか無農薬、そういったものをなるべく取れるようなそういったシステムができれば一番いいかと思うのですが、そのあたりの取り組みはいかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 田畑教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畑博徳君） 現在、入荷している野菜につきましては、平成30年度で1万5388キログラムございまして、そのうち島内で自給しているものが、島内産を入れているものが724キログラム全体の5%を占めています。そういうことで、これから有機栽培の安心安全な野菜を供給するために、一層給食センターまた関係者と協力してこの5%を10%、20%ということで上げていけるように努力してまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 2つ取り上げたんですが、このネオニコチノイド系は殺虫剤に多く含まれていて、グリホサートは除草剤ということになりますので、そのあたりを認識していただいて、そういった取り扱いというのをしっかりやっていただければありがたいなというふうに思います。

あと、このLL牛乳についてなんですが、私もこれはあまりよくわからなかったので資料を取り寄せていろいろ調べてみました。そうしますと、まずこの牛乳は、低温殺菌牛乳と高温殺菌ですのと、低温殺菌するのは欧米でよく使われているそうです。日本の主流が高温殺菌を使用していると。なんで高温殺菌のほうが危ないかという、例えばあまりにも熱をあてすぎるとたんぱく質やビタミン関係が変質してくる。ですから、その発がんとかはないらしいんですが、例えばそのように変わってくると、いろいろな子供のアレルギーとかそういったのになってくるということで、このLL牛乳ではなくてほかの普通の牛乳を使用するという形であるそうです。ですから、なるべくだったら普通牛乳に替えていただければ一番ありがたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） この問題は、昭和63年あるいは平成6年ぐらいも喜界と与論町が残っていた時代もございまして、向こうでもこのロングライフという今おっしゃるようにUHT、とても高い高温で15度から30度の差があるんですよ。これによって1秒から3秒の滅菌をしたものを入れるということになりますね。その頃の厚生省の名前は、防錆乳内衛生課についての質問もありました。その頃パックに対する疑問があって調査をしたことがありましたが、今その平成25年度に調査

をしたのがありまして、基本的に栄養価と安全性にほとんど差はありませんという回答をしていらっしゃるようです。問題は、これはとっても逆に長持ちするので、ほかの牛乳よりも多く出せて安くなるので、牛乳界の中で生乳と違ってちょっと販売の関係もあってというのもあったとここに載っている。何が申し上げたいかというと、今度はこれをとにかく長く常温保存可能となっているために、いわゆる保存が非常に常温の中でもできる、もちろんおいしく飲むためには保冷をしないといけません、開けてから早く飲まないといけないというのは当然どの牛乳も同じです。そういうことで、問題点があります。先ほど申し上げたようにたくさんの保冷库の生乳を入れるとかほかにもいろいろな味をつけたフルーツ牛乳などの乳製品があるんですが、それを取り入れていくためにはかなりの保冷状況の設備を整えていかないとけない。運送から保管からそういうことで非常に価格が高つくということが大きな問題点です。最近の情報によりますと、沖縄のほうでも酪農牛乳をやった町があって、そこもその酪農牛乳が廃止された。そのためにL L牛乳も導入していくということで、加工乳プラスL L牛乳の配置も含めて、しっかりと牛乳を飲ませられる期間を確保したいというところもありますので、今安全と栄養面に今現在問題がなければ、このままですが、最後のところに書いたように、その施設面、安全面そういったものがこの学校、今日も船が欠航になったそうですが、こういうことも耐えうるのかもよく検討した上で、判断したいというふうに思っています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 2003年度に乳等省令の改正というのがありまして、それで成分調整牛乳が新設されたんですね。例えば、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳というのが今出回っていると思うのですが、そういったのはこの牛乳の効果はないそうなんです。いろいろ成分的には、ですから牛乳というのは継ぎ足したりとか、何か成分を調整したりとか成分を抜き取ったりとかしたら効果がないそうなんです。ですから、やはりそのままの牛乳を低温殺菌して使用するというのが通常だそうです。そうすれば成分が全然変わらないということです。例えば、成分を追加した牛乳というのは、ほとんどが添加物が必ず入っているということで、これもアレルギーの原因というふうになっているということです。例えば、低脂肪牛乳を飲んだからといってダイエット効果は見られないということです。確かに普通の牛乳よりは安い。低脂肪とか。だから価格面にしたらそれは安くいいんですが、成分的には全然普通の牛乳よりは劣っているということです。ですから、なるべくそういったのは頭の中に入れてながら使用していただければと思います。いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 先ほど申し上げましたように、新しい時代ですのでその成分表も今おっしゃる議員の成分表も比較しながら、より安心で、しかも島に有りずつと継続的に牛乳を提供できる、そういったことも含めながら検討してまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 次に、与論グスクの世界遺産登録についてですが、私は取り組みとかそういったのをお聞きしたくて質問に載せたのではなかったんですが、例えば、市町村の1人当たりの所得のデータが出ています。鹿児島県では与論町が一番伸び率がいいそうなんです。これが鹿児島県下で与論町が8.62%、奄美群島では断トツですね。与論町の伸び率の半分しかないですね。奄美群島で言うと天城町の5.8%、あとは伸び率が4%台、こういうデータが出ています。その要因として何が挙げられるかという、与論の場合は2年連続でトップになっているんですが、まず、沖縄経由の修学旅行生、こういう団体と沖縄経由の団体客を要因に入ってきたというのと、あともう一つが肉用牛を中心とした農業が展開されて、この2つが所得を押し上げているというこういったデータが民間のデータバンクのほうから出ています。ですから、そういった流れの中で、できればこういった与論グスクの模型を例えばサザンクロスセンターに展示するとか、サザンクロスセンターの上から沖縄が見えますので、そういった流れの中で修学旅行生の例えば歴史や文化の面でもそういったのがあてられるような、そういったのをつくっていただければ一番ありがたいなと思っています。もちろん畜産のほうも合わせてきちんとやれば、必ず与論町は伸びてくると思うのです。ですから、この2面をお願いしたいと思いますが、いかがですか副町長。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） ありがとうございます。与論グスクの調査につきましては、平成の頭ぐらいに前任の担当者が手掛けた経緯がございます。その後、国の文化庁の予算をいただいて、県の指定のほうに何とかできないかということで、当時の担当者が与論グスクの特に石垣でグスクの範囲の設定からしようということで、調査をしたことがございますが、その後予算的なこともありまして県とそういった連携が途絶えてしまいました。しかし、昨今の動きの中で大変ありがたいことに、こういった発掘関係を専門としている職員が1人、2年前に採用もできまして、何とかこの与論グスクを与論の観光の資源としてあるいは島の宝として何とか保存できれば沖縄と与論、あるいは奄美の中でどれだけまた琉球と関わってきたかというのを一つ一つ解明できていきますので、大きな与論の財産になると思いますので、今後

の担当者の頑張りを期待しながら、ぜひまた我々もできるだけバックアップをして進めてまいりたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 3 番。

○3 番（川村武俊君） できればお願いしたいと思います。やはり修学旅行生の誘致も考えながら、考えたときには必ずこういったのも必要になってくるのではないかと思います。ただ、もう海だけでは観光というのは成り立ちませんから、この歴史的・文化的なものを合わせながら、そういった観光面に生かしていければなと思いますので、よろしくお願いします。

あと、外来動物の対策についてですが、もちろん産業振興課の方が一生懸命取り組まれているので、私からああだこうだというのは申し上げませんが、例えば、害虫が、もし与論にアリモドキゾウムシがいなくなったらどうなるかといったら、さつまいもすごいんですね。今外国に農産物を輸出とかしています、大体 1.8 倍ぐらいの伸び率があるそうなんです。さつまいもに関しては 10 倍以上の伸びがあるそうなんです。ですからそういったあたりも考えてみたら、こういった害虫というのを駆除していけば、そういった農産物とかもどんどん売り込みに行けるといようなことですので、ひとつ取り組みのほうをお願いしたいと思います。産業振興課長。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） ありがとうございます。ツマジロクサヨトウについては、これまでいろいろ調査をしながら進めてきたわけですが、4 日にそれを確認いたしましたして、防疫処理、写真とか映像とかお送りしたところ、同定ということでそのツマジロクサヨトウということで確定いたしました。私どもとしても緊急に昨日から文書の配布で町民のほうにも周知をいたしましたし、農家のほうにもお願いをして今回っているところです。なるべく町内にまん延しないようにまた努力してまいりたいと思います。以上です。

○議長（福地元一郎君） 3 番。

○3 番（川村武俊君） あと、キジ・カラスのほうは、カラスのほうは駆除できると思いますが、キジはなかなか駆除までは至らないような気がするんですね。私は、ちょっと島外から来られている方に聞いたんですが、こんな近くでキジが見られるのかという大変喜んでいたんですが、私たち農家にとってはこれは厄介者で、観光に来られている方は、キジだというふうに 1 つの観光資材として、駆除できる部分は駆除をして駆除をできない部分はそうした資源を活用していくしか手がないのではないかなと思います。

以上でよろしくお願いします。私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます

ざいました。

○議長（福地元一郎君） 3 番、川村武俊君の一般質問を終わります。

次は、7 番、大田英勝君の発言を許します。

7 番。

○7 番（大田英勝君） 皆さん、こんにちは。令和元年与論町議会第 4 回定例会に当たり、先に通告した件について質問をさせていただきます。

1 アリの異常発生について

- (1) 西区方面の畑で見慣れないアリの異常発生があり、周辺住民に懸念が広がっていると聞く。アリの発生は他地区にも広がっているとの情報もあり、早急に駆除に取り組む必要があると思うが、町長の考えを伺いたい。

2 「ヨロン 8 K」の活用について

- (1) 「ヨロン 8 K」は、今年 3 月に大阪で開催された日本初の国際観光映像祭の国内部門でグランプリを受賞し、満を持して臨んだポルトガルでの同映像国際コンペティション部門で、52 か国 219 作品の中から見事 2 位に輝いた。このことは与論島の魅力が世界に認められたということであり、まさに快挙である。今後「ヨロン 8 K」を活用した観光振興が大いに期待されるが、具体的にどう取り組んでいくのか。

3 児童・生徒の学力向上について

- (1) 本町では、児童・生徒の学力向上についてどのような認識を持ち、その向上のためにどのような取り組みをしているのか伺いたい。
- (2) 先般、2019 年度全国学力テストの結果が公表され、残念ながら鹿児島県は、小学校の国語が全国平均を上回ったものの、中学校は全教科で全国平均を下回った。そこで、本町の小・中学校の結果はどうだったのか伺いたい。
- (3) 全国学力テストでは、秋田、福井、石川などの各県が常に成績上位を占めている。ついては、これらの県がどのような取り組みをしているのか調査し、本町にも取り入れる考えはないか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） アリの異常発生について、その駆除についてお答えを申し上げます。

御指摘のアリにつきましては、専門機関に写真データを送り調べていただいた結果、正式名称がクロトゲアリで体長が 5 から 6 ミリメートル、もともとは沖縄本島以南の南西諸島に分布し、食性はカイガラムシやアブラムシの分泌する甘露のほ

か、花蜜、イチゴ等の果実を主な餌とし、他の昆虫を食べることはないと言われています。

なお、生息地沖縄では、サトウキビ畑にひそむカイガラムシが餌の供給源となっている例が観察されているとのことですが、このアリがいつ頃、どのような形でこの地区に入ってきたかは不明で、聞き取り調査を含め現地調査を行い適切に対応してまいりたいと思っております。

次に、「ヨロン8K」の活用についてです。

昨年度制作した本町のプロモーションムービー「ヨロン8K」は、本町の美しい自然景観や伝統文化、食をテーマに超高画質の8K映像を駆使し、本町の魅力を色彩豊かに表現した作品であり、訴求力が高く本町の認知度向上を図るには最適な動画だと考えています。

このため、本映像を活用し引き続きユーチューブ広告によるデジタルマーケティングを行い、未だ本映像を見ていない方々や本町に関心を持ちやすい客層に向けて発信し、認知度及び観光地としてのブランド力向上につなげていくことや、これまでのユーチューブ視聴者のデータを分析し、ターゲティング等を行うことで他事業をより一層効果的上がるものにしてまいりたいと考えています。

また、航空会社の機内モニターテレビや大手家電量販店等で使用されている8K機材のディスプレイに表示いただくよう関係機関に働きかけるとともに、国内外で開催される映像祭等にも出品し、本町の魅力を多くの方に発信してまいりたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 児童・生徒の学力向上の認識と取り組みについてです。

与論町教育委員会は、「個性が輝き 島が輝く 誠の教育」をキャッチフレーズに、与論町教育大綱を踏まえ、国際化・少子高齢化・高度情報化など変化の激しい社会に即応できる能力の伸長を図り、心身ともに調和のとれた人間の育成に努めることを基本方針に、児童生徒に「生きる力」（徳・知・体のバランスのとれた力）を育むことを目指しています。すなわち学力は、その力の大切な部分であると捉えています。そして、「学力アップフォーウェイ・セブン作戦」と称した4つの取り組みに7つの実践項目を掲げています。1つが組織としての取り組み、2つに授業改善の取り組み、3つがきめ細かな指導の充実、4つが家庭・地域との連携です。現在、教育委員会としては、主として「授業改善」「自主学習の推進」「個別指導の充実」の3点を学力向上のキーワードとして重点的に取り組んでいます。

「授業改善」のために、各校での指導主事を招へいした研究授業、授業を通した研修の推進を、「自主学習の推進」のために自学ノートの実践、「個別指導の充実」

のために、個別学習時間の確保や指導の工夫等が大切であり、このようなことについて充実させるよう指導しています。

続きまして、全国学力テストの結果がどうであったかということについてです。

全国学力・学習状況調査は、毎年4月に小学校6年生と中学校3年生において実施されます。そして、その結果は、南日本新聞において全国の県の数値が公表されています。本県においては、与論町の「誠風」で公表したようなグラフ形式での公表となります。また、本調査は、基本的に国語と算数、中学校では数学で、時々理科が加わり、今年は中学校で英語が初めて実施されました。そのことも踏まえ、学力はその学年でも変化しますので、ここ5年間の状況をお答えします。

まず、小学校です。今年は、全国平均に届きませんでした。なお過去5年間では1回が全国平均以上で、2回がほぼ全国並で、2回が下回っていました。中学校は5年間全国平均を上回っています。今年初めて実施された中学校英語は、全国を下回った状態でした。理科は過去5回のうち2回ありましたが、どちらも全国を越えています。小学校理科は過去に1回あり、全国を上回っています。

特徴としては、小学校の学力向上が課題です。国語、算数共に学力の中位の児童の底上げが必要であることが分かりました。中学校の国語は、全国と比較し、学力下位の生徒の指導の充実と「話すこと・聞くこと」「読むこと」の指導が必要です。数学は、比例・反比例に関する回答率が低い状況で、英語では、全国と比較し、知識に関する項目で指導の充実が必要であるという結果でした。

続きまして、全国で上位を占めている県などの参考例を生かせないかということについてです。

学力の高い県の取り組みを参考にしていくことは、大切なことだと認識しています。本町では、先進地事例に基づく鹿児島県の取り組みと学力向上に関する情報に基づいた取り組みを学校へ指導しています。

先進地事例として、秋田県では、10年前から「主体的・対話的で深い学び」（いわゆるアクティブラーニング）をしっかりと実施しています。もちろんそれだけではなく、少人数学習によるきめ細かな指導、県の学習状況調査の悉皆（しっかい）実施、各家庭や地域との連携、家庭が教育力を働かせて生活基盤がしっかりしていることなどがあります。

本県でも鹿児島学習定着度調査を実施し、それで得た課題を解決する方法を取り入れ、良間に慣れるようWEBによる問題提供も実施しており、本町でも実践しています。

与論町教育委員会は、数年前から試行してきた結果を踏まえて、「自主学習推進プラン」と称して、自ら課題を探して解決する時間と足跡を残し振り返るための

「自主学習ノート」の実践事例集を今年発行しました。これからの時代に即応する、「主体的・対話的で深い学び」へつなげるためです。

先進事例にあったように、学力向上には、家庭の教育力や生活基盤をしっかりとすることも大切ですので、家庭・地域の教育力の向上、学力向上を目指した気風の醸成、特に生活習慣の確立を図るために、PTA活動、子供育成会の充実、教育講演会の充実にも努めてまいりたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） アリの異常発生についてですが、早速聞き取り調査や現地調査を行い、適切に対応するとのことで安心いたしました。こういった問題は一日も早く駆除に向けての取り組みを始めることが大事であると思います。聞き取り調査や現地調査には、漏れのないようにきめ細やかに早急に進めていただきたいと思います。ですが、いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 白尾環境課長。

○環境課長（白尾与志一君） その後の調査によりまして、数名の方からいろいろな情報をいただいています。7月の下旬にある方からそのような情報をいただきまして、現地確認に伺いました。1メートル50センチぐらいのところの道路沿いの立木なんです。そこに巣をつくって直径30センチぐらいの巣で、それが4カ所ぐらいということから、そういった専門の機関のほうに問い合わせをしまして、ほぼこのクロトゲアリに間違いないであろうということで、インターネット等を通じて調べたところによりますと、この虫の性格が、他の昆虫と共生する、人的被害はない、比較的小となしい性格である。またその巣をつくる場所というものが、樹上や草むらに生葉や枯葉による巣を建築するというので、大体10月頃の台風時期になりますと台風によって全部その巣は崩壊してしまっていて、また来年同じような繁殖活動を繰り返していくということですが、これが特定外来生物には該当しないということもありまして、これも行政レベルで全体的に駆除するということは難しいところではありますが、効果的にアリの性質からして、働きアリにアリの巣コロリとかそういったものを巣のほうに運んでいって、全体を壊滅的な方向に持っていくという方法が今考えられる一番効果的な方法ではないかと考えています。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） ありがとうございます。早速対応していただきましてありがとうございます。ひとつまた周辺住民もまた非常に心配して、もうどんどんそれがまん延するんじゃないかということで心配していたようですので、その辺またしっかりと対応していくということで、安心させてあげてください。

次に移りたいと思います。「ヨロン8K」についてですが、今回の受賞は本当に

すばらしいことでありました。町長は、ポルトガルでの授賞式に参加されたわけですが、その時の印象や感想について一言いただければありがたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。初めての海外旅行で言葉の分からないところ、食事の合わないところ、乗り継ぎまでに10時間乗り継いでからまた8時間ということで、夜をかけて二晩走ったような気がいたします。ポルトガルに着きまして、本当に各国からたくさんの方々がいらっしやいまして、その中で私たちの作品も公開されまして、高い評価をいただいたということで大変誇らしく思うことでございました。何がうれしかったかという、やはりこういう自然をそのまま私たちの時代まで残してくださった与論の祖先のありがたさですかね。そういうものを本当に感謝を申し上げたいなというふうに思うことでした。説明も何もない映像でしたが、それが人々に訴える力があつたのかなと。そして与論の美しさがみんなに認められたのかなというふうなことで大変うれしく思っています。出品した和歌山大学の尾久士先生なんかは、もっともっと例えばグランプリあたりかなという期待もあつたようなのですが、2番というようなことで、与論としては世界に打って出ることができて良かったなと思って、大変誇らしい思いで帰ってきました。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） 「ヨロン8K」の再生回数が、表に出てからあつという間に400万回を突破したという話があつたんですが、受賞後の動向としてはその再生回数が大いにまた伸びたとか、そういったことがあつたのかどうかについてちょっと伺います。

○議長（福地元一郎君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 受賞してからののはまだはっきりは確認していないんですが、9月補正のときに、デジタルマーケティングの補正でポルトガルで表彰式があるのでということで、ポルトガルのほうにユーチューブを流しましたところ、一気に100万回伸びたというふうに数字を聞いています。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） ありがとうございます。これがどんどんまた伸びて1000万、2000万と伸びて観光客もまたそれに応じて伸びていけば大変すばらしいなと感じたところです。それから、この活用方法についても、いろいろな形でいろいろ皆さんが抜け目なく考えておられるということで、そういった取り組みの中で観光客が伸びていくことを期待したいと思います。大いにまたすばらしいものをまた味方につけたわけですので、商工観光課でも自信をもって取り組んでいってほし

と思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次の児童・生徒の学力向上についてですが、教育立町を目指す本町にとっては、児童・生徒の学力向上は大変重要なことです。県内各地でも学力向上のためにさまざまな取り組みがなされており、教育長がかつて勤めておられた日置市教育委員会では、新聞報道なんです、基礎学力を養う目的で毎週月曜日に市内の全小中学校が、10分程度でできる今週の1問というものに取り組んでいると聞いています。そしてその問題は、県が運営するかごしま学力向上支援Webシステムから抜粋しており、今年からはお隣のいちき串木野市にも配信しているということで、自治体を越えた連携で学力向上を図っているということでありました。また、日置市の鶴丸小学校では、今週の1問のほかに、週末の宿題として教頭先生の1問も実施し、教頭先生が出題と採点を担当し、採点の中で「前よりたくさんかけたね」とか「これはすごい」とか「ちゃんとやれたね」とか一人一人にコメントを付けて返却をしているとのこと。そういったことで、担任だけに任せずに管理職も関わるということで、学校全体で学力向上に取り組む意識が広がったとその学校では評価しているとのこと。また西之表市の榕城小学校では、昨年度から月に1、2回、4年生から6年生を対象に補習指導の時間を設けており、習熟度別にクラスを編成し、授業がない他学年の教諭も教室に入って、苦手分野を個別に指導したり、質問に答えたりし、担任だけでは気付けなかった児童のいろいろな面を教員間でお互いに共有ができて、チーム力が増し、相乗効果が出たとのこと。また、枕崎市では、小中連携を強化し、新中学1年生に向けて教頭会が春休みの宿題集として、「中学校への架け橋」という宿題集をつくって、生徒はその課題を解いて新しい中学校に提出する。そういったことで小学校での学習定着度を中学校の教員がきちんと把握することが目的の1つであって、そのほか教科ごとに小中学校の教師が集まる会合を年に4回開くなど、授業力の向上にも力を入れているとのこと。また、奄美市のほうでは学力向上は学校だけでなく、家庭や地域の力が不可欠ということで、地域や家庭を巻き込んだ学力向上フォーラムを開催して、本年度は「読む力と学力」というテーマで約600人が参加したとのこと。そのほか鹿児島市の坂元小学校では、授業の最後に習ったことを自分の言葉で綴るまとめの時間を重視しており、教師が書いたまとめを単純に写す作業ではなくて、自分自身が自分の言葉で考えて書くことで、学習内容を自分のものにでき、表現することへの抵抗感が薄くなって、テストで最初から書くことを諦めてしまうという無回答が減ったということです。このようにさまざまな学力向上の対策の事例がありますが、本町でも現在取り組んでいることに加え、取り入れ可能な事例があれば取り入れてほしいと思いますが、教育長の見解を伺います。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） たくさんの提言ありがとうございました。このような機会に学力向上についてのまたお話ができることもありがたいと思っています。まず、先ほど申し上げましたように、家庭との連携も必要だということと、学校でもというのがありますが、フォーウェイ・セブン作戦というのは、インターネットのWEBに与論町の教育委員会の中に入れてございます。4つの指針と7つの具体的項目ということでとりあわせています。例えば、きめ細かな指導の充実、3点目のパターンでは、子供たちに、1つ、学習のしつけの指導も充実しているので、学習態度の確立ですね、授業の中で。きちんと話を聞くところに向き合う、それから先生が話をし出したら私語をやめるなどの学習のしつけ。それから発表態度の大きさといったのもあります。2番目に個に応じた指導ですので、授業の中で回るときにそれぞれ困ったことについて、うちの場合は少人数ですので、そこを大事にして取り組んでいるわけですから、先ほどの表現については、7番目に児童生徒の個性の伸長を図る各種作品コンクールへの応募ということで、さまざまな家庭におけるあるいは学校行事において、起きた事象をメモを取ることによって新聞や作文にまとめていく。そして作文を新聞社にも流して、それを新聞に取り上げてもらうという取り組みもしています。それから、その中で今おっしゃられた家庭での連携に関しては、今先ほどの学習定着度調査の中で、学習習慣というものについてテーマがあって、今小学校が学力が落ちていると言いましたが、その中で毎日同じぐらいの時間に寝ていますかというのは、全国に対して与論町の小学校58人、返事をした者の中では何と13%が毎日同じ時間に寝ていないというところがございました。そういう意味で、しっかりと「早寝、早起き、朝御飯」をできることをお願いをしたりしていかなければいけない。それから自学ノートと言いましたが、自分でしっかりと考えて問題を発見して、頑張ろうとする力をつくらなければいけない、ここが足りないなと思って見えていますと17項目に家で自分で計画を立てて勉強していますかというのは、全国は33.1%、与論町の子供たちが、はい、勉強を自分で計画を立ててやっていますというのは17.2%ということで、マイナスほぼ14%ぐらい落ち込んでいる。ということは、与論町の子供たちに進んで学ぶ力を付ける形をつくっていかなければいけないので、自主学习推進プランというのを手本として冊子にして、上学年から取り組んでもらうようにいたしています。それから次に、家庭での問題で言えば、「学校の時間以外に普段どれぐらいの学習をしていますか」という問いに対して、与論は学年×20分というのを放送で流して、自分の学年に20分をかけた時間は最低勉強していました。6年になると2時間以上ですね。そういうことになりますが、塾も含めて全部2時間以上の子はどれぐらいですかという

調査は、全国 12.4%です。与論は 8.6%です。これも 2 時間以上の学習をする子は 1 割もないということです。ただ、良いのは、子供たちは今住んでいる地域の行事に参加しているというのは、全国に対して 18%も高いということです。それから、「地域や社会をより良くするために、何をなすべきか考えることがありますか」というのは、全国 18.9%に対して 22.4%ということで、プラス 4%というような実態のデータもありますので、与論町では 1 つはしっかりと早寝早起きをして学習時間、それから夢や目標を持ってということでキャリア教育を進めています。その夢や教育についても、まだ与論の子はあまり夢やそういうのを持っていないというデータの結果は、全国より低い。だからしっかりとこういう目的を持って頑張るという意識を高めていくキャリア教育も推進してまいりたいというふうに学校でもやりながらしてはいるんですが、与論では先ほども、これは小中連携ですが、小学校から春休みとか冬休みに小学校から与えた学習は、中学校まで持っていつてみてもらってくださいというのを、早いうちから中高一貫はあったので、このことを進めています。それがやっているかやっていないかの採点をしています。○×というよりも、子供が冬休みの間に学習してきたものを持ってくることを見て、家で学習するかしらないかを中学校の先生が見て、それも含めた指導に生かしてほしいというようなことのやり方もしています。それから習熟度ということがございましたが、これは茶花小学校では、習熟度の問題の子供が加配をもらってやっているんですが、子供たちを分けて行っている。それから個々に応じたということで、今年はある小学校では夏休みに質問をしに来てよいという時間を設けて、当番でいる先生方に何でも質問においてという時間を取り組んだり、また小学校では、先ほどの教頭先生がワンチームで 5、6 年生の力を付けてほしいと私もおっしゃるように訴えています。なぜかという、担任任せだけでは見届けられない子供たちのフォローがありませんので、今各小学校では今度の県版テストで県定着度テストがございますが、その時に 5 年生の力を高めたいということで、教頭先生が入って、教頭先生からの問題をやったりするという方法。長くなりましたが、先ほどの日置市で行っている WEB 問題は、うちの指導主事が学校に流してやったかというのが返事をもらうという形での方法で、県の WEB 問題を活用して取り組んでいます。どれが一番効果的になるかはまた今後にかかってくると思いますが、今度の県定着テストに向けて今全力を挙げて、小学校は何らかの形で数値的に上げていただきたいと頑張っているところです。ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君） 7 番。

○7 番（大田英勝君） いろいろいっぱい取り組んでいるようで、非常に安心いたしました。また、しっかりと頑張っていただきたいと思います。全国学力テストと同時

に行った児童生徒のアンケートで、新聞を読む子ほど成績が良いという傾向があるという報告がありまして、新聞を読んでいますかという質問の中で、ほぼ毎日、週に1回から3回程度、月に1回から3回程度、ほとんどまたは全く読まない、この4つの選択肢でそれぞれを選ばせて、そういったグループの中で平均の正答率を比較したところ、小中学校の国語、数学、算数、英語いずれの教科でも、ほぼ毎日を選択した子供が平均の正答率が最も高く、読む頻度が下がるごとに成績もまた下がっているという報告があったようですが、一方また新聞を読む習慣のある子供の割合が年々少しずつ減少しているという傾向もあるとのことですが、これらのことについて教育長はどんな感想をお持ちですか。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 全くおっしゃるとおりです。読解力が下がったということでOECDが4位から8位、15位ということが昨日の新聞に載ったと思います。おっしゃるとおり、実は新聞とか読書、図書館の司書を配置して今新しい時代の教育のために本町はありがたいことに読書の司書を置いて学校図書館にいますが、この新聞を読んでいますかというのは本町の子は残念ながらビリです。今おっしゃったとおりの順番で申し上げますと、全国毎日読んでいるというのが1番のところでは7%に対して3.4%ですから半分以下です。2番時々のところは同じくらいです。その次は19.5%対し11.3%、ほとんどが読まないが81.4%に対して74.1%ですので、ほとんど読まないのは全国よりは少ないという形にはなっています。だけど毎日少ないというふうになっています。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） また、そのアンケートの中では英語の勉強が好きと感じている生徒のほうが、正答率が高いというそういった傾向もあったということです。英語で自分の考え方をまとめたり、即興で気持ちを伝え合ったりするような授業を受けている生徒のほうが英語が好きと感じており、授業の工夫が学力向上につながるということです。私はこの好きか嫌いかにについては、好きだからできるのか、できるから好きなのか、これは表裏一体ではないかと思っています。また、できないから嫌いになるとか、嫌いだからできないということもあるんじゃないかと思います。また、教科の好き嫌いのほかにも、例えば教科担任の好き嫌いも学力向上にも大いにつながっているんじゃないかという思いがあります。私自身も、その昔好きな先生の教科は一生懸命頑張って、いい点数でも取って褒められたいというような気持ちでやっていたような気がいたしています。そういう意味では、先生方も子供たちに好かれるということは学力向上につながるのだと思うし、子供たちがまた先生を好きになるということも学力向上につながるのではないかと思いますので、

できるだけ先生方も好かれるような努力をする、生徒もまた先生を好きになる方向で頑張っていくという、それはこの辺何か微妙なあれなんです、大事なポイントではないかと思うのですが、教育長はこの辺どう思いますか。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） おっしゃるとおりだと思います。本当に家庭も今、批判ということだけが中心になりがちですが、親もそういう見方で教師に向き合うときには、良くないときは親子一体でピシッと言い合っていると思いますが、やはり子供に伝え合うとき先生の良さを認めたり、先生の足りなさも言っていると思いますが、そこに付いていくという親の応援も好きになること、また先生も同じですね。できない子を分け隔てというか、できない子供たちをできないやつだという目で見ないで、できないのには必ず才能が別にあるはずだというプラス思考で子供を眺めて、どうしたらこの子の暴れん坊が本当に元気の良いものに生かされていくのかとか、そういう部分の見方で両面努力することは大田議員のおっしゃるとおりだと思います。その辺もまたどう学校で教えていくか、教育委員会もそのような先生に育てていくかは、大きな1つの課題であると思います。そのとおりだと思います。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） 先ほどの答弁の中で、本町の学力テストの結果については小学校が全国平均に届かず、今年の場合、中学校が全国平均を上回ったということです。過去5年の中にも先ほどあったとおり、小学校は全国平均以上が1回、全国並みが2回、全国以下が2回ということで、全国平均からするとあと今一歩というところですね。しかしながら、中学校はずっと本年も過去5年も全国平均を上回っているということで、これは、これが逆だったら大変なのですが、小学校の遅れを中学校で取り返して、また追い越しているということでは非常にいい傾向であると思うし、しからばその小学校をもっともっと伸ばしてあげれば、中学校も飛躍的に伸びるということにもなると思いますので、ひとつぜひとも小学校にもっともっと力を入れていただいて、そして中学校もさらに伸びていくような方向で取り組んでいってほしいと思います。

それと、秋田、福井、石川などの件なんです、この中で難しくてあまり先ほど教育長が説明をされましたが、すぐ忘れてしまいました、この悉皆（しっかい）実施という意味と、良問に慣れるというこの良問というのはどういう意味なのか、ちょっとだけ教えてください。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 悉皆調査というのは。

○7番（大田英勝君） 学習状況調査の悉皆実施。

○教育長（町岡光弘君） 先ほどのように鹿児島県は、5年生と中1、中2に鹿児島県の全部に受けさせる、必ず受けなさいという調査を向こうの秋田県でもやっている。そういう調査が出ています。これは、本の中になぜ秋田とかがいいのかという例を出したデータから私も引き出しているものですから、それも鹿児島県でも県の学習定着度調査というのを悉皆調査で毎回やりなさいよというのを今度は5年生でやるんですね。全国は6年生、県の定着度調査は5年生で。県の定着度というのは中1と中2で行っています。こういう意味が悉皆調査で必ずやる、選択調査でなく希望調査じゃないということ。

それから、もう1つは良問。その中で、良い問題。表現力と知識と一緒に問うてある。とても応用を果たさなければできない問題、これが一番人間に求められている大事な問題なのですが、要するに覚えていればいいというような問題ではなくて、グラフを見てこのグラフの読み取りから、今後このAという町はどういう努力をしたら伸びていくのかという問題、そういう良い問題を引っ張ってよく考えさせてあげてねという意味。そういう問題を与える。2×2が4をやりなさいではなくて。それを生かさないとその次の問題が解けないという。昔でいう応用問題ですね。こういった問題。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） 分かりました。ありがとうございました。この最後の問いでは、その私は秋田、福井、石川がいつもいいものだから、そこの取り組みについてもっと掘り下げて調べて取り入れるのがないかということをやっていただけないかということだったんですが、秋田ではアクティブラーニングとか、こういったことをやっているというような説明だけで、それを取り入れていくかどうかについては答えがないみたいですが。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） これに書いてあるように取り入れていきますということですから。これは、なぜ秋田が良かったのかということと、総合的な学習の時間にこの子供たちがアクティブラーニングを長い間かけて実績を表しているというデータ分析なんです。だけど、今鹿児島県はつい最近アクティブラーニングを取り入れているということで、私たちもそれを今研究しながら県の教えているものの情報を取り入れて、なるべくこのアクティブラーニングに対応できる深い学びをさせていく努力も続けていきます。それからWEBで流している悉皆調査もしっかり捉えますよという意味で書いたつもりでした。そういう意味です。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） はい、ありがとうございます。このアクティブラーニングに当

たるのがこの自主学習推進プランとかそういったものに当たるような気がしますので、そうなのですが。また福井、石川についてもいいものがないか、調査してしっかりと取り組んで、島の子供たちを伸ばしてあげていただくようにお願いしたいと思います。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 7番、大田英勝君の一般質問を終わります。

次は、8番、野口靖夫君の発言を許します。

8番。

○8番（野口靖夫君） それでは、8番質問させていただきます。令和元年のこの12月定例会の取りを務めさせていただきます野口靖夫です。今回は先に通告いたしました3点について御質問させていただきます。特に私の質問はレベルが低いもので、皆さんの答弁が非常にお困りになるかと思いますが、私も与論町の会議規則または与論町議会の申立事項に従って質問するわけですので、どうぞひとつ忌憚のない御答弁をお願いしたいと思います。

まず1点は、魅力ある島づくりをするためには、どうしても教育長、この私たちが必死になってつくってきましたサッカー場、総合グラウンド。あそこを町民からあまり使われていないのではないか、あまり有効的な活用がされていないのではないかという御質問が町民からときどき受けるんですよ。そうする時に、我々は真剣にこういうことがあってはならないと思ひまして、このつくる前から、またつくる途中からも議会でいろいろ議論してまいりました。また我々は文教経済委員会の時、その時は供利さんが委員長だったんですが、奄美市の総合運動場の施設の有効活用について調査をしたんです、所管事務調査で。そうしていろいろと町民を巻き込んでこの議会全体でいい施設をつくって、いかにそれが有効的に活用できて、町民から文句を言われないうにできるかということで議論をしてまいりました。そこで、今現在はどうなっているかといったら、閑古鳥が鳴いている感じで非常に町民からお叱りを受ける時がございますので、今後の活用、これからはどのようにしていけるか、そこをまず教育長からお聞きしてみたいと思います。

2点目は、もう皆さんも御存じのように、この島はこの与論町はどうしても今度自然遺産、奄美、徳之島、琉球北部、西表島、その自然遺産に認定されたら、これは谷間になるような感じになるんですね、現実的には。それが逆に言えば、ちょうど両脇に自然遺産ができるわけだから、非常にやり方によっては逆に観光浮揚の政策ができるわけですよ。そう思うときに、観光課サイドではどう考えておられるのか。それをチャンスだと捉えるのか、これは厄介だと考えておられるのか。そこら辺の今後の構想についてお聞かせいただきたいということです。

3点目は、お手元にすぐこうしてありますから、平成7年度に計画されました緑化推進計画があります。れっきとした推進計画書があるんですが、これが平成7年のものですので、ちょうど与論島が構造改善、畑地帯総合整備事業のこの真っ盛りの時期にできた計画書なんです。もちろん観光も上昇気流の時でした。ですからやり方によっては畑地帯総合整備事業をやっても、この事業を進めれば、おのずと観光の振興もできるということで、我々は非常に大賛成をしまして、莫大な費用を投じてこの計画書を作成して実行しようということを決めていったのです。ところがいかんせん、その事業書を知っておられるのはおそらくこの中におられないと思うのですよね。おそらく今の商工観光課長も知らないと思います。だから、今の商工観光課長にこの質問をするのも大変失礼かと思いますが、ぜひ拾い上げてお答えいただきたい。これをどうしようと思っておられるのか、今後それをどのようにしてこの観光振興に加勢をしていこうと考えておられるのか、その3点についてまずお聞きしてみたいと思います。

1 スポーツ関連施設の有効活用施策と魅力ある観光地づくりについて

- (1) スポーツ関連施設の有効的な活用施策を伺いたい。特にサッカー場は町民が等しく注目している施設であり、計画的に運用されることが望まれていると思うがどう考えているか。
- (2) 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録は、本町観光振興のチャンスであるが、本町の観光振興の基本構想を伺いたい。
- (3) 植栽事業について、今日まで事あるごとに議論してきたところであるが、平成7年に策定された、与論町緑化基本計画の実施状況の推移について伺いたい。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、最初にスポーツ関連施設の有効活用施策についてです。

本町は、多目的運動広場を核とする既存の施設や自然環境資源を生かした「与論町スポーツアイランド」の確立を目指しています。これは、スポーツを通して町民の健康の保持増進、生涯スポーツ活動の推進、競技の振興と競技力の向上、スポーツ交流人口の拡大による地域振興を目指すものです。

サッカー場を含めスポーツ関連施設については、町内各種団体への利用促進を図りながら、島外からのスポーツ合宿や大会の誘致活動も進めています。スポーツ推進員を中心に、ニュースポーツのアルティメットの普及に向けても練習しているところです。

また、観光とスポーツ・文化との融合ということで、来年度の鹿児島国体のデモ

ンストレーションスポーツとして、多目的運動広場を拠点に「史跡巡りウォーキング」を計画しています。

今後もスポーツ文化ツーリズムを推進するために、観光協会やスポーツクラブ等関係機関と連携しながら進めてまいりたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、世界自然遺産登録によって私たち本町の観光振興をどう取り組んでいくかということです。

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録が実現すれば、世界的に注目を集めることは間違いなく、本町への誘客を図る絶好の機会と認識しています。

これまでも、世界自然遺産登録を見据えて、沖縄北部地域や奄美群島と連携し、広域観光ルート形成に向けて旅行商品の造成や広域観光イベント等のプロモーションを実施してまいりました。あわせて今年度から奄美大島・徳之島・沖縄の主要観光施設や港等を利用し、来島される旅行客を対象にした本町で利用できる地域商品券の配布、大量送客が可能なフェリーの利用促進を図るための沖縄北部地域を経由した観光動画の配信などの効果的な誘客にも取り組んでいるところです。

今後は、沖縄と奄美群島の関係機関及び航空・船会社や旅行会社等との連携をさらに強化し、沖縄と奄美の両地域を結ぶ地点として本町の魅力を発信し、広域観光ルートの形成及び両地域からの誘客促進に努めてまいります。

また、誘客戦略とあわせて増客を見越した受入態勢を整備することが重要であり、宿泊施設の誘致や老朽化した宿泊施設及び観光施設等の改修整備についても積極的に取り組みたいと考えています。

次に、植栽事業についてです。

町民憲章に謳われています、花と緑の美しい町づくりを目指して、公共施設や沿道に花木等を植栽することで「南国ヨロン」のイメージアップを図るため、各学校、自治公民館、育成会その他各種団体等の御協力の下、着実に植栽事業が進んでいるものと感謝しています。町としまして、ヨロンマラソンのコース沿いをはじめ、地権者の御理解と御協力の下、マニラヤシなど南国情緒が実感できる植栽に努めています。また、緑化推進員に業務委託し年間を通して植栽の管理に努めています。

引き続き町民の皆様の御協力をいただきながら、植栽事業を通して「南国ヨロン」にふさわしい地域の景観と調和のとれた魅力あるまちづくりに努めたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 8 番。

○8番（野口靖夫君） 教育長にお伺いいたします。まず、その教育長の最初の御答弁によりますと、与論町は与論島スポーツアイランドということで非常に力を入れて頑張っておられるという答弁でございました。確かに言葉では与論島スポーツアイランド構想ということでやっておられるのは分かるんですが、今、御存じかと思うんですが、この間11月6日の南海日日新聞に鹿児島県のスポーツ合宿の状況というのは発表しているのですよ。その中で鹿児島県でのトップは鹿屋市、次は鹿児島市。奄美のトップは奄美市なんです。それで10番目に天城町、15番目に徳之島町、15番目にも与論町は載っていないんですよ。全く載っていない。ということは、これが載るからいいことではなくして、私が言いたいのはそういうことではなくて、せめてスポーツアイランドとして名乗る以上は、それなりの行動をしないと恥ずかしいですよ、言葉自体が。奄美市は、先ほど申し上げましたように、我々の所管事務調査で、これはどうしても先進地を視察してそれをしっかり見聞して、与論町のスポーツ振興のために、または島の発展のために生かさなければならないということで、我々は命をかけて町民の税金を使って、所管事務調査に行って調べてきて報告しているんです。そのためにはこうこうしたほうがいいですよと、これは必ず町民に笑われますよと。我々がやる以上は笑われないようにしっかりと有効活用をしなければならないのではないかとということで、あの施設はできたんです。役場の仮庁舎がある多目的屋内運動場、あれももう新庁舎ができたなら移動して、原形に戻して有効的に活用できるわけですよ。私は先ほど申しましたように過去のことはいい、これからどう有効的に活用するかということはどう考えておられますかということで質問したのです。そう考えるときに、我々は所管事務調査でこう言いました。しっかり報告してあるんです。委員長報告ということで、ぜひ真剣に考えていただきたいということで、我々はこう述べたわけです。これは供利委員長が発表しています。本町の観光振興のためには、実効性のある受入対策を講じる必要があることから、基本的な施策、事業として各種のスポーツ大会や合宿等の誘致に積極的に取り組まれるよう要望いたします。そのためには、現在整備中の多目的運動広場、いわゆるサッカー場ですね。これを拠点施設としての役割を果たせるようにしていただきたいということです。それが肝要ですと。スポーツ合宿を誘致するための取り組みに際しては、受入宿泊所と合宿舎との綿密な連携が最も重要であることや、受け入れに対する町民への啓発及び町関係機関が一丸となった広報支援体制の充実が必要である。そのためには、その今の教育委員会の中にしっかりとした部署をつくってやらないと、ただ言葉だけではできませんよということをこの中にも謳ってあるわけです。それを皆さんにコピーをしてお渡ししてある。だから、これをつくるときにちょうど今の田畑局長、あなたの前身の定年で辞められた

同じ田畑局長がね、あれだけ燃えてあの施設をつくったのです。だから僕はあの課長は定年されたからもう終わりではなくて、サッカー協会のサッカー連盟の大島郡の会長もしておられるのですよ。そういう人の今までの知識とか経験とかを有効活用する、生かす。そしてあなたも今サッカー連盟の与論町の会長でしょう。お互いに連携してやれば、あれは有効活用できますよ。ノウハウを持っておられるわけだから、前の田畑課長、局長はね。そういう人材の有効活用というものが大事です。それを中心にして、いかにすればそのスポーツアイランド構想をまとめ上げられるかということをこれから考えていかなければ、本当の魂のこもった有効活用はできないというのが私の考え方なんです。教育長どう思われますか。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 御提言は厳しく受け止めています。今部署をつくってというところまではいかないんですが、とにかくさまざまな交流連携で引っ張ってこようという努力はしておりまして、つてをたどってさまざまな場所から来たりしていますので、またそこも含めてうちの生涯学習課長からも、今までも含めながら今後も含めることも視野に入れて、職務努力はしています。ただ、即入るかどうか分からないので、もっともとおっしゃるように、計画的に交流が入るのが最も望ましい方向ですので、よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） せっかくですので、局長にもお伺いしたいと思います。今あなたはサッカー連盟の会長として一生懸命頑張っておられますが、本当にありがたいことです。というのは、本当に今のサッカー連盟の役員の皆さんが一生懸命に無報酬でボランティアで何か与論島でサッカー大会とかあるときは、無報酬で頑張っておられるでしょう。あの姿を見た時に、会長としてどう思いますか。本当にあれで続きそうですか。今のボランティアだけで。そういうことではないのではないかと思いますのですよ。やはりボランティアにも限度がある。イベントをするためにはそれは金が必要です。だからそのためにイベントをするためには金が必要で、その人たちを犠牲にしてイベントをしたって、与論の発展にはなりませんよ、それは。お互いに向こうも利益になるこっちも利益になるようにしないとそれは続きません。そう思うときに、私はそう思いますが、局長はどう思いますか。

○議長（福地元一郎君） 田畑教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畑博徳君） サッカー連盟の歴史が45年ほどございますが、サッカー連盟の指針としましては、青少年の健全育成と社会貢献ということで、無報酬でこれまでやってまいりました。それぞれ小学校、中学校、高校とコーチを配置しまして、小さい時からサッカーをしなくてはやはり育たないということ

で、しっかり指導して高校まで上げる。そして社会人で花を咲かせるというスタンスでやっていますが、そのようなことで野口議員から無報酬ではできない、もうちょっとお金のほうも支援していかなければやる気が出ないというような、以前からお言葉をいただいたのは聞いています。そのようなことですが、我々は自分たちの力で何とかしてまいりたいという、これまでのサッカー連盟の理念のもとにこれからもその気持ちは変わりはなく、それぞれ1万2000円ずつ役員は2万円ずつ負担金を出し合って運営をしています。そういうことで、気持ちは大変ありがたいんですが、またこういう流れでやっています。また、後輩たちが本当に土日、祝祭日をさいて、年間20回ぐらいの大会をしています、本当によくやってくれていると思います。また、彼らの付き合いによりまして大島からも静岡からも沖縄からもたくさんの仲間がそういう先生たちの引率のもとに、この与論島にやって来てくれまして大会をしてくれることが本当に大変うれしく、また誇りに思いますし、これからの与論の社会体育の振興につながると思いますし、経済効果の波及にも大きく貢献してもらおうと思っています。また、今野口議員からありました質問のような支援についてはありがたく受けたいと思います。ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） リーダーとか指導者というのは、そういうのは田畑局長が言われるようなそういう精神が必要なんです。その精神は非常に貴重な精神なんです。だけど、それでは続かないから、だから私は奄美市の例を出したのはそこにあるんです。奄美市はそういうことが続くように受入態勢ができるようにそういうシステムをつくっているんです、教育委員会の中に。だからそういうことを見習って、先進地ですからね。奄美市の朝山市長も与論びいきですよ、山町長が赴任された笠利町の町長でしたからね、朝山町長は。今の市長ですよ。それで山町長とも非常に懇親は深くて、今も現職ですからできる、教育長も名瀬のほうで校長もしておられたわけだから、そういうのをいかに活用するかということ。そういう先進地を見習っていつまでも持続できるような、いわゆる与論スポーツアイランドを確立できるようなシステムをつくったほうがいいんじゃないですかということを私は申し上げているんです。どうかひとつそういうことをいつまでもこういうことばかり議論できませんので、そのようにもっていただきますことを切に願って次の項目に移ります。

次は、先ほど言いました世界自然遺産についての問題ですが、商工観光課長、これは私の個人的な見方ですが、今商工観光課は自分で一生懸命やっておられると思っておられると思うのですが、我々から見たら、ちょっと最近受動的になっているのではないかと。来るのを待ち構えているのではないかという感じがするんで

す。我々から見たらですよ。もうちょっと動いてほしい。どのように動くかといったら、町長が先ほど答弁されました中にも書いてあるんですが、いわゆる広域観光イベント等のプロモーションを実施していますと、書いてあるんですが、実は実施していないですよ。してないですよ、やっているのはやんばる駅伝ぐらいですよ。これも例えば大田議員たちとかああいう人たちが向こうの離島の方々と友だちになって、何十年間と参加して、それでやっと誘致できた1つの結晶ですよ。だからそういうことを思うときに、我々はこれから積極的に動かなければならないと私は思うのです。そのためには、奄美の市町村長会あるいは議長会でも、奄振予算の確保のために一生懸命動いておられますよね。県においては、県議会議長が離島振興対策都道府県議会議長会の会長として、奄美群島の予算確保のためにこの間の新聞にも載っていましたね。今動いておられます。ですから、これは何のために動くかといいますと、自然遺産が認定された場合に、すぐそれが発揮できる、効果が上がるように、その予算確保をしていただきたいということで、国のほうの政府に陳情しているわけですよ。これはマスコミにも新聞にも載っています。これは私が申し上げなくても、おられる方が全部見ておられると思いますが、そういうことを思うときに、我々はじっと待ち受けていたんでは駄目なんです。受動的じゃ駄目、能動的に動かなければ。それは大事なことなんです。これをいかに活用するかということによって、我々の観光の浮沈に関わる問題だと私は思っています。課長、あなたにお聞きしますが、あなたは未来のホープですから、今課長になったばかりですので、だからあなたに何としてもこの与論島の観光の浮揚を考えていただきたいということで、今先ほど町長が答弁されたこととは別に、どのようなことをすれば観光の浮揚策になるとお考えですか。ほかにあるならば答弁していただきたい。

○議長（福地元一郎君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ただいま御質問をいただきましたが、将来どうすればいいかというのは、いろいろな方々に聞いていかなければならないし、またそれをまとめていかないといけないと思いますので、すぐに私の考えというふうにはお答えすることはできません。あとまた話が変わりますが、イベントをやっていないということなんですが、一応ふるさと祭りというのがありまして、その中でご当地マラソンというのがあります。それを毎年1月の5日から10日まで5日間東京ドームのほうで宣伝していますし、あとは、今年が町イチ！村イチ！というのが東京のほうでありまして、こちらから漁協とか農協とかが行きまして、イベントをしてまいりました。漁協のいか丸くんとか新しい商品を販売したところ、大好評だということで、それをまた島内産の品物に使っていければなと考えているとお聞きしています。

あと、沖縄北部と奄美大島の世界自然遺産登録なんですけど、そちらは地域商品券を沖縄県の本部や奄美大島、徳之島から与論にお越しいただいたときには、その地域商品券をお渡ししています。持って来られた方が観光協会で交換をしていますが、大変素晴らしい商品だとお聞きしています。またそれが来年の登録となれば来年オリンピックがありますし、ユーチューブで見たということで、日本に来られた際にまた与論にもお越しいただけるのではないかというふうに期待しているところです。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 鹿児島県の中で本当に観光町として先進地となっているところは、あなたはどこだと思いますか。どこが一番先進地だと思っておられますか。鹿児島県の市町村の中で観光立町だとあなたが思う町を教えてください。

○議長（福地元一郎君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 30年前は与論町だったと思いますが、今は分かりません。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） そうだと思います。私が感じるところです。鹿児島県の中でナンバーワンの観光立町と言われているのは長島町です。長島町は、これは本当に素晴らしいです、全て。イベントにしても全てにおいて景観づくりにしても、特産品開発にしても。これは長島町というのは、本当に皆さんが鹿児島に出張があるときは、近くだから行って見るに値する町です。私はそのように思っていますから、町長は今聞かれたと思いますから、町長のはんこを1つもらってちょっと行ってきたいです。本当に何百倍と島のためになりますよ。実行すれば。

またもう一つは、日本で一番と思うのは島根県の海士町ですよ。島根県の海士町というのは外海離島で、与論島よりも交通の便は悪いです。そして、もうとにかく海士町は、借金だらけで町自体が潰れそうところだった。そこで山内町長が出られて、特産品開発をして日本一の有名な観光名所になったのです。それで全国の教育委員会の教育長の方々が軍団を組んで視察をしに行っておられるのです。田中教育長も行かれました。それで帰って来られて非常に素晴らしいところだということと言っておられました。私も行きました。もちろん町費ですがね、所管事務調査だから。だから町税を使って先進地を見た以上は、我々もそれなりに勉強して視察をして帰ってくるわけだから、お互いに見識を高め合って協力し合って、それを有効的に発展させるようにしようではないかということなんです、私が申し上げたいことは。だから、私は役場の職員に我々は特に環境経済建設委員会の場合は、所管する委員会の課長、担当者の方々は、全員私たちと一緒に視察をされて、そし

てそれを持ち帰ってきて一緒に議論をして、それを島のためにちょっと100倍でも200倍でも返そうではないかと、それで。そうすれば旅費なんかちっぽけな旅費ですよということをいつもそう思って忙しい中を、いやだいやだ、駄目だ駄目だという総務企画課長を説き伏せて、お金をもらって行っているんですよ。そういうことが大事なんです。またそれを進めるのがリーダーである町長の仕事と私は思っていますが、町長どうですか

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） スポーツ関連施設の活用ということで、商工観光課長も申し上げなかったかと思いますが、実は2、3日前に和歌山に行ってまいりました。和歌山大学との提携で、与論の観光をどのようにしていけば、どういう面で活性化できるかということで、全国でただ一つしかない観光学部を持っている和歌山大学の学部長と与論と提携をいたしまして、観光学部と提携をいたしまして、与論の観光についていろいろと勉強しているところです。申し上げたいのは、実は与論の観光について夏場はお客様が来るということでも、冬場とかそういうときに何とか客を呼ぶ方法はないかということですので、「星空の街・あおぞらの街」ということで、その全国大会があるんですが、今年は北海道の摩周湖のそばに弟子屈町というところがありまして、環境大臣やらが参加するイベントです。これを来年は与論で11月に実施するというようなことで決定いたしまして、もしが雨が降ったときにどうするかということで、ドームを向こうが貸してくれるというようなことで、そういう段取りをしたりしました。今後の観光についてということで話をしてきたことでございました。

それからKKBの鹿児島放送で、県のドライブ100選ということで、与論の百合ヶ浜が選ばれて、これが3月25日にKKB放送の15分番組で放送されるというようなことで、そういうふうなことやあるいは先ほどの「ヨロン8K」とか、あるいは観光協会が出したポスターが優秀賞になったとかというようなことで、商工観光課の頑張りに私もありがたいなと思っているところです。また今後とも一緒になって皆様方の御指導をいただきながら、また頑張っていければというふうに思っているところです。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 大体わかって来られた感じがいたしますので、次に移りたいと思うのですが、今、町長が百合ヶ浜がそれだけすばらしいものだということをおっしゃられました。百合ヶ浜というのは皆さん、あの大型観光客船が与論島に来ますよね。観光客船のお客様が私はバスをもって行って迎えて島内観光をしてあげたりするんです。そのお客様が言うには、とにかく百合ヶ浜はすばらしいと。これはラ

ムサール条約にも匹敵するところだよと。だからこれを大切にしていって与論島の本当の奄美の島々の中でもこういうところはないんだよということをほとんど言います。そういうことからするとき、今町長が言われたとおり、あれも1つの目玉です。でどうかひとつお互いに知恵を出し合ってやっていけば、必ずやこの私が言わんとすることは、今大体わかりつつありますので次に進みます。

次は、植栽のことですが、なぜ私がこの平成7年度の事業計画書を出して質問したかといいますと、これは重要なことなんです。観光地には、植栽事業は欠かせないものなのです。その植栽と景観の整備、景観確保というものは観光地には必要なのです。それがなければ観光地とは言えません。これは間違いありません。そういうことですので、そう思うときに、私はここにこれを持って来ました。この与論町緑化基本計画、これは本物ですよ。これは、平成7年度に当時の商工観光課長が与論島はこれをしなければいけないということで、冊子にしてこれは要らないというのにこれまでしていただいて、この外のこの枠まで付けていただいて、議員全部に配ったんです。これ全部その当時の議員は持っていますよ。だから、これを読んでみますと、本当にすばらしいことが書いてありますよ。まさしく全部とはできませんが、これに見習ってやっていけば本当に観光客だけではなくして、島に住んでいる人たちでさえ感動しますよ。この基本計画を見ていくと、なるほどなど。本当に住んで良かったと言える与論島になります。やはり自分の地元の町民が住んで良かったと思えるような島づくりをしないと、観光客だって来たいと思えるわけじゃないですか。そう思うときに、それをまさしく謳っているのはこの基本計画なのです。だからこれをおそらく商工観光課長、あなたのところにこれはありますか、観光課に。ないでしょう、もう。ありますか、ちょっとあるかないか教えてください。

○議長（福地元一郎君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 新庁舎に移動するため、書類を片付けておりましたら、ちょうど出てきました。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） そういうもんなんです、片付けてって、そうでしょう。大体そう。これは二、三百万円で作ったやつではない、何千万円ですよ。これだけの予算を投じて作ったんですよ、当時。中身を開いたら、私はその当時はこんなの自分でつくったらいいではないか、いちいちこれを福岡のコンサルタント会社につくってもらったんです、これは。何千万円かけて。だからそんな自分たちでつくればいいではないかということで、私は議会で、その時は私は昭和59年に当選していますから、平成7年度ですからちょうど中堅クラスですよ、議会の。そこで議

論したことがあります、覚えています。自分でつくろうではないかと。それを覚えているからこそ大事にして置いておいた。そしたら、案の定商工観光課長が言うように、私も久しぶりに取り出してみたら、本当に我が与論島の未来を占っている基本計画だった。そう思うときに、これはこのまま眠らしておくわけにはいかない。私が議員のうちに1回は取り上げて山町長に2期目の期待をかけてみようと思って、今回令和元年の12月最終をかけて質問したのです。分かりますか、町長どうぞ、何か。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。私も先日これを見てびっくりしていたところです。本当に各要所要所の植栽の計画がされていて、そして道路の途中途中の植栽の計画もされていて、ああ、これが今までできていればよかったなというふうに思っているところですので、今後また相当中身も変わっていて、建物が建ったりいろいろなことがあって、ここはちょっと無理かなと思ったりもするところもございますので、そういうことも考えながらみんなで検討していければありがたいなと思っています。

それと私が一番ありがたいなと思っているのは、町民の方々が海岸の掃除をしてくださいます。それと同時に道のそばの掃除、植栽も本当にボランティアでやってくださる方々があちこちに見受けられて、本当にありがたいと思うことです。こういう雰囲気はずっとみんなのために自分ができることはないかというようなことでやっていただける、そういう町民が増えてきて、目に付いてきているということで、本当にありがたい雰囲気になったなというふうに思っているところです。また皆様方もそういうところを見かけたら、声掛けをしていただけたらありがたいなと思います。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） いろいろ申し上げてまいりましたが、お互いに議会と執行部というのは、先ほどから誰もが申し上げていますとおり、両輪のごとくなんです、両輪。私が前になってみるか、後ろになってみるか、そう思うときにお互いが両輪になって前に進んでいけば、必ず我々の島はいい島ができます。と私は信じています。どうか皆さんお互いに、高い金を使って我々議会は所管事務調査をして、あの連中は観光で遊びに行っていると思わないように、そうとられがちなんです、そういうことをしたらいけないが、とられないように我々もしているつもりですので、今後その所管事務調査で皆様方の前で発表するときは、そういうことで発表しているわけですので、それが無駄にならないようにお互いにいい方向にやっていけばいいんではないかと思っています。

時間が来ましたので、最後になりますが、我々はこの間5月の何日かに大分県の姫島というところに行ってまいりました。これも外海離島の島で、向こうは皆さん方御存じのように、大分県知事が一村一品運動で名を馳せた県です。観光立県、そして温泉町。与論島は台風常襲地帯、自然が非常にいいところ、全く似ている。外海離島で、姫島村は小さな島なんです。そういう島のことを今度見てきまして、所管事務調査で行ってまいりまして、今定例会の最後の日には所管事務調査の委員長報告をさせていただきますので、その中でも今のこの植栽に関することを申し上げますので、どうか耳を研ぎ澄ませてお聞きになっていただきたいと思います。

それでは時間となりましたので終わります。

○議長（福地元一郎君） 8番、野口靖夫君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時33分

再開 午後3時43分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第5 議案第53号 与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第5、議案第53号「与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第53号、与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本条例は、令和元年8月7日付の人事院勧告に鑑み、本町職員の給与を改定するため、所要の改正をするものです。

また、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律において、成年被後見人等について、欠格条項により資格等を一律に排除する仕組みから、各資格・職務・業務等に適した能力の有無を個別的・実質的に審査し判断する仕組みに移行するよう見直しがなされ、これに伴い関係条項を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第５３号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５３号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第５３号、与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５３号、与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第６ 議案第５４号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第６、議案第５４号「町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第５４号、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本条例は、令和元年８月７日付けの人事院勧告に鑑み、特別職の期末手当の支給割合を改正しようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君）　これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第５４号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５４号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君）　討論なしと認めます。

これから、議案第５４号、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５４号、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第７　議案第５５号　報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君）　日程第７、議案第５５号「報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山　元宗君）　議案第５５号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

本条例は、令和元年８月７日付けの人事院勧告に基づき、議会議員の期末手当の支給割合を改正するものです。

また、地方公務員法の一部を改正する法律により、特別職の非常勤職員の任用要件が厳格化されたため、報酬の支給対象となる職員や委員等の見直しを行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といた

します。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第５５号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５５号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第５５号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５５号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第８ 議案第５６号 職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する 条例

○議長（福地元一郎君） 日程第８、議案第５６号「職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第５６号、職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

令和２年４月１日から制度開始となる会計年度任用職員制度において、会計年度任用職員の休職期間については、その任期の範囲内とするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といた

します。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第５６号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５６号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第５６号、職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５６号、職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第９ 議案第５７号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する 条例

○議長（福地元一郎君） 日程第９、議案第５７号「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第５７号、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

令和２年４月１日から制度開始となる会計年度任用職員制度において、懲戒処分となったパートタイム会計年度任用職員の報酬を減額対象とする改正です。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といた

します。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第５７号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５７号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第５７号、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５７号、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１０ 議案第５８号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第１０、議案第５８号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第５８号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

令和２年４月１日から制度開始となる会計年度任用職員制度において、育児休業職員への勤勉手当の支給から会計年度任用職員を適用除外とし、育児休業復帰後の号給調整から会計年度任用職員を適用除外とする改正です。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といた

します。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第５８号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５８号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第５８号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５８号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１１ 議案第５９号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第１１、議案第５９号「職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第５９号、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律において、成年被後見人等について、欠格条項により資格等を一律に排除する仕組みから、各資格、職務、業務等に適した能力の有無を個別的・実質的に審査し、判断する仕組みに移行させる見直しが行われ、これに伴い、職員等の旅

費に関する条例の関係条項を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第５９号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５９号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第５９号、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５９号、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１２ 議案第６０号 与論町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第１２、議案第６０号「与論町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第６０号、与論町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

この改正は、住民基本台帳施行令の一部改正により、住民票の記載事項に旧氏が

加えられることに伴い、旧氏でも印鑑登録ができることとするため、改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2 番。

○2 番（沖野一雄君） お尋ねをいたします。改正後と改正前の資料の 3 ページになりますかね、3 枚目で見てみますと、例えば、第 2 条の 1 項の最後のところ、「本町が備える住民基本台帳に記録されている者とする。」改正前は、本町が備えるという部分が改正前はなくて、改正後はそれを入れるということですが、この言葉の文言の使い方の意味の違い、要するに前は備えるという言葉がなくて、改正後は備えるという言葉を入れているわけですが、それでは備えていない場合あるいは備えないこともあるということなのか、そのあたり分かるような説明をお願いします。おそらく、例えば第 6 条で出てくる磁気ディスクを使った登録のやり方、方法があるということで、これとの関わりでのことかなと思うのですが。要するに与論町の場合は、その住民基本台帳の紙媒体と磁気ディスクの 2 つの方法で登録がなされ証明事務が行われるという意味なのか、そのあたりを分かりやすく説明をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） すみません、私もちょっと勉強不足でその辺の詳しいことはよく分からないんですが、ただ、旧氏を使えるようになったということで、今は磁気ディスクも戸籍住民基本台帳もパソコン、情報化されてきている部分がございます、大変申しわけないのですが、後もって担当からまた調べて回答させていただきますと思います。

○議長（福地元一郎君） 2 番。

○2 番（沖野一雄君） 分からない点は私ども議会でも全部把握しなくてははいけませんので、今の 2 点しっかり調べていただいて回答を求めたいと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 60 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第60号、与論町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、与論町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第13 議案第61号 沖永良部与論地区広域事務組合理約の一部を改正する規約

○議長（福地元一郎君） 日程第13、議案第61号「沖永良部与論地区広域事務組合理約の一部を改正する規約」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第61号、沖永良部与論地区広域事務組合理約の一部を改正する規約について提案理由を申し上げます。

この改正は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づく、沖永良部与論地区広域事務組合の経費の支弁の方法の変更等のために、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番。

○8番（野口靖夫君） 確認させてください。総務企画課長でもいいし、町長でもいいです。2点です。1点目は、運営協議会の中で決められた資機材の購入、これの確

約が取れたのかどうか。もう1点目は、これは申し合わせ事項として、管理者、消防長、総務課長、それと議長。これはその3町で持ちまわり制でやられるのかどうか、これは申し合わせ事項だと思います。その点の内容の確認は、中身を知らせていただきたい。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。まず、資機材の購入の件です。資機材の購入につきましては、令和2年度に与論町の救助タンク車の更新の予算計上を予定しています。それから令和3年度に本署、そして令和4年度にさらに与論町の救急予備車、この3年間の計画については計画どおり進めるということで確認が取れています。

それから、いろいろ消防長とか人事の申し合わせ事項の件なんですけど、こちらについてはまだ向こうに申し入れとかはしてはいないんですが、今後また運営協議会等で述べてまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） もう1回。その申し合わせ事項について、今後運営協議会あたりで課長としてちょっと問いただしてみる気持ちはありますか、どうですか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） これまで、この負担金の問題で4年ぐらいかかったわけですが、そういった議論の中で議会の皆様方から特に指摘があった事項だと思いますので、これはもちろん副管理者である町長とかもですが、今後この件もですがほかにもたくさんいろいろな指摘を受けていますので、この辺はまた3年後からその再度負担金の見直しの協議を始めるということになっていますので、この辺は今回いろいろ議論してきた、また指摘されてきたことについては、私自身受け止めて対応して、申し出てまいりたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 今の総務企画課長の答弁でちょっと質問していなかったわけですが、もちろん我々消防議員も今見たことは言います。その消防議員の中で、組合議会の中で言います。いわゆる管理者、消防長、総務課長、議長これに対しては我々も言いますが、与論町の総務企画課長として、そういう運営協議会の中で総務企画課長の立場として言えますかということを知っているんですよ、私は。我々もだが、あなたも責任もって言えますかということ、この運営協議会の中で。与論町の議会でそう言っていましたよと、どのようなことをしたかって言えますかということ。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） はい、それはもう言えます。

○議長（福地元一郎君） ほかにありませんか。

5 番。

○5 番（高田豊繁君） この表記の問題なんです、この 12 条の第 2 項で、改正前は「消防長（事務局長を兼務する。）及び第 3 条第 2 号に従事する職員は管理者が任命する。」と書いてあるでしょう。これをわざわざ「消防長並びに第 3 条第 2 号及び第 4 号に従事する職員は管理者が任命する。」と、なんでこれを前のおりこの並びに持ってくる必要はないんじゃないの。「及び第 3 条第 2 号並びに第 4 号」という表記が、これがまっとうな書き方ではないですか。なんでこの及びをわざわざ逆に取って並びにというのを先に持ってきたのですか。まずこれが第 1 点。

それと負担金の出し方なんです、第 14 条の（1）号ですね。「当該負担金総額の 100 分の 30 に相当する額を関係町の均等割とし、当該負担金総額の 100 分の 70 に相当する額を地方交付税法第 11 条の規定により算定されるそれぞれの関係町の当該年度の基準財政需要額のうち消防費の割合とする。」改正前は、この中で「消防費の割合を基準とする。」という表記になっているんですね。そうすると多少切り上げ切り捨て、ある程度幅を持たせることが可能だが、消防費の割合とするといってこれを断言するということよりは、前のおり消防費の割合を基準とするというのが、僕はやりやすいし、そのほうがいいと思うんだけど。

その次の「ただし、事業費補正は参入しないものとする。」これは正しいですよ。けど、その消防費の割合を基準とするといって、前はなっているのに、ここにはアンダーライン、消防費の割合とすると言い切っているんだけど。おかしくないですか。この 2 点をちょっと。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） この規約の改正につきましては、沖永良部のほうから送られてきた内容です。それで、改正前と改正後の第 12 条第 2 項の言葉の使い方になるかと思いますが、この辺はちょっと「及び」とか「並び」とかという表記の仕方が、どういうふうな理由でなのか分からないんですが、今の例規を改正する場合は、ほとんどシステム上でされているのがよく使われていますので、そのところでこういった表記になっているのではないかというふうには思います。

それから、「消防費の割合を基準とする」それから「消防費の割合とする」、特に内容的には違いというか、その辺がちょっと「基準とする」というのと「割合とする」という違いがよく分からないんですが、どちらの表記でもよさそうな感じでは捉えていますが、今回基準を削除し、事業費補正を算入しないものとするといった表記の追記に伴って、これが削除されたというように思っています。

○議長（福地元一郎君） 5 番。

○5 番（高田豊繁君） これは沖永良部の消防がつくったと思うのだが、この文章の及び並びの使い方というのは、及びが先に来るわけよ。そして並びが来るんだよ、だから。そこを僕は言っているんだよ。これは注意してあげたほうがいいんじゃないのということだよ。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） これはちょっと確認します。

○議長（福地元一郎君） 2 番。

○2 番（沖野一雄君） 私はこの消防の組合負担金については、ちょっと申しわけないんですが、誰よりも勉強しているつもりです。誰よりも勉強してきたつもりです。それで、あえて町民の立場から、町民の目線で、質問を2つしてみたいと思います。

1 つ目、この負担金の改正案については、組合の発足、昭和58年2月以来、36年間実際にこれが施行されると、実施に移されると37年間という流れをがらりと変える方向性になっていくわけですが、この算出の根拠としてきたこれまでの地方交付税法で算定される基準財政需要額の消防費についてその割合を7割に減らし、均等割を新たに3割導入するという趣旨ですよね。そこでお尋ねですが、3町の負担金の例えば前年度決算額、平成30年度の決算額でみてみますと、和泊町の負担金が端数もありますが1億1970万円。知名町が約1億1450万円、与論町が約9800万円というふうに承知をしています。ちなみにこの改正案で、去年の決算額にちょっと当てはめて算出し直した場合、この決算ベースで3町それぞれ増減額はどうなりますかというのをちょっとおそらく数値を出していってしやると思うのですが、説明していただきたいと思います。それによって町民がより分かりやすく与論町の負担はこれだけになって増えていくんだなというのが分かろうかと思しますので、知名、和泊、与論町の分の増減額を教えてくださいたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） すみません、平成30年度の資料でしかちょっとお示しできないんですが、平成30年度の決算でいきますと、現方式では与論町の負担が9799万7000円となっております、今回の改正によって均等割30%、基準財政需要額割が70%となる場合については、1億182万1000円となります。そういったことで、現在の基準財政需要額の負担とすることよりも382万4000円負担が増えるということになります。

○議長（福地元一郎君） 2 番。

○2番（沖野一雄君） 私どもが手に入れている資料でもそのような計算になって、要するに昨年の実績でいきますと、与論町は382万4000円の増になると。頂いた資料をちょっと見てみますと、ちなみに和泊町の場合は、約270万円の減になります。知名町は約114万円の減になるということで、和泊、知名は非常に喜ばしいということになっているわけですね。与論町だけ382万4000円ですからおおむね若い職員の1人分の給料ぐらいに当たるんじゃないですか。そういう実態であるということを町民のみんなも理解しなくてはいけないということになります。

そこで、2つ目の質問ですが、今年の7月、この広域事務組合の幹部の皆さん、3町の町長はじめ財政担当、総務企画課長とか、そういったので構成する組合運営協議会が開かれたわけですが、その中で負担金について協議がなされたということで、今日の議案のたたき台がつくられたということですが、この新たに導入する均等割、それからその基準財政需要額が7割に圧縮されるということで、さらに3年後に見直しを行うということでも合意をその運営協議会でしているということを聞いていますし、先ほどの沖島課長の説明で3年後に見直しの協議を始めるというような説明、言葉に少しどうなのかなというのがちょっとありましたが、私が伺いたいのは、町長にお伺いいたしますが、さらに3年後に見直しを行うことでも合意がなされているということですが、2期目の現山町長の任期中において、町長は3年後にもさらに本町の負担割合を増やすお考えなのか、そのあたりをはっきりとこの場で説明いただきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） お答え申し上げます。本来であれば、本当に基準財政需要額というようなことを非常に大事にしていりたいというわけで、与論の提案としては本当はそのまましていりたい、あるいはどうしてもできないときには8割というふうな話も申し上げたりしたわけですので、できるだけこれ以上増やすようなことには絶対反対していりたいというふうに思っています。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 私が申し上げたいことは、できるだけという言葉ではなくて、今後死守していただきたいということ、あるいはその時にはまさに3町もその解散して、そういうこともやむなしという方向でしっかり背水の陣で臨んでいただきたいということを、あえて要望したいと思います。私は非常にこの提案がなされたこと自体が非常に残念というか、37年前にこの組合発足にする際に、当時の3町の町長、特に与論は山市郎町長ですね、本当にすばらしい町長でした。私も役場職員に採用させていただきました。本当にお世話になりましたしすばらしい町長だっ

たと思います。その3町のすばらしい町長が、初め、当時の幹部の皆さんが本当に知恵を絞って厳しい財政状況の中でお互いの文殊の知恵を出し合って、お互いに3町が結婚する上で約束事だったわけです。この基準財政需要額の消防費を基準にしようではないかということで。それに伴っていろいろな申し合わせ事項もあったわけですが、この結婚に際しての3町の約束事です。あるいは兄弟島の約束事と申し上げていいでしょう。兄弟島のその象徴的なですね。こういったことを3町がお互いに歩み寄って兄弟の島として頑張っていきたいということでやった経緯を考えますと、どうしても私はこれはちょっと納得がいかなくて、申しわけないんですが、山市町長は私は草葉の陰で泣いていらっしゃるんじゃないかと私は考えています。そういう意味で、今回これから議決、採決をなされるわけですが、結果にかかわらず3年後に向けてぜひ今の現町長、しっかりとした考えを持っていただいて、背水の陣で臨んでいただきたいと、解散もやむなしということで必要であれば今からその準備を進めていくという姿勢で臨んでいただきたいと思いますので、ちょっと一般質問みたいになってしまいましたが、ぜひ、町長そのように要請申し上げて私は質問を終わります。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第61号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

2番。

○2番（沖野一雄君） 私ばかり意見を申し上げさせていただいて、非常に恐縮ですが、やむにやまれず町民の気持ちを考えたときに、私は本案に対しては反対を表明したいと思います。反対の理由としましては、3点に集約して申し上げます。

1点目、組合設立に際して、設立当初の和泊の武田町長、知名の日吉町長、そして今の山町長のお父さんであります山市町長をはじめ、当時の関係者の皆さんが英知を絞って熟議を重ねた結果として採用した、地方交付税で算定する基準財政需要額の数値というのは、全国の地方公共団体が置かれているさまざまな諸事情、

例えば離島であったり、山間部であったり、へき地そういったいろいろな諸事情とか、そういったことを年年歳歳変化していくいろいろな実態を把握する上で最も公平かつ公正なデータです。そしてそれは毎年見直しがされて、総務省で発表してそれに基づいて交付税が交付されるという仕組みになっています。非常にすばらしいデータで、これを全く普通の方々が異論を挟んだり、おかしいのではないかということは全く私はないと思っています。そしてその今日においても、なおこの交付税制度に代わるような、客観的に各地方自治体を比較する上で平等性を推し量る基礎数値というのはほかにないのです。そういう意味で、私はこれを基準にしてきた37年間という歴史、この見直しは私は不要だと考えます。

2点目、本案がもし可決された場合、数年ごとに更なる見直し論というのが毎年のようにおそらく提起されるでしょう。3年後に見直しをするというお話でしたが、3年後また満を持したように出てくるでしょう。半分ずつにしましょうよとかですね、均等割の割合を増やしましょうよとか、そういったことで元より条件不利な立場の与論町の負担割合というのは、なしくずし的に増やされていくというのは、私は自明の理だというふうに思っています。それが2番目です。

3番目、財政力の脆弱な市町村事務の広域化については、今後将来的に考えた場合、厳しい行政課題の解決に向けてはやはり広域化というのは拡大、加速化していくというのは必然的な流れです。しかしながら、沖永良部2町との当組合脱会の先行議決、今年の3月にありました。議会で解散しようという議決ですね。そういったやり方や、負担金見直しに係るこれまでのごり押し的な進め方、強引な進め方、こういった経緯を我々与論町の立場から鑑みたときに、広域化の望ましい先例、好ましい事例とはとても言いがたい状況となっていることから、現時点において安易にあるいは妥協して、安易な妥協を図る本案の採決については、私は拙速であり、時期尚早というように考えます。

以上の3点から反対です。以上です。

○議長（福地元一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番。

○5番（高田豊繁君） それでは賛成討論を申したいと思います。本件は、地方自治法第286条に基づく団体長が規約の変更、協議を行うにあたって、同法290条に定められているとおり、構成団体の議会の議決を要する議案として今回提出されているものです。先ほど反対討論がありましたが、私はこの内容を十分に理解し得る内容であると聞きいていましたが、私はまた別の角度から本件を検証して意見を申し上げてみたいと思います。

昭和58年4月1日、沖永良部与論地区消防組合が発足、10月1日から業務開

始となっており、発足以来37年目を迎えています。近年まで両島の消防職員は、相互信頼連携し、消防防災業務や救急医療体制を維持し、町民の生命、財産を守り、町民からの信頼も厚く日々研さん精励勤務し、業務遂行をしているのは御承知のとおりです。このような信頼関係にある組織の中において、経費資源に関する負担金を先人による合意の下で営々粛々と基準財政需要額の消防に占める割合をベースとして算定する方法で運営されてきた事実、経緯に対して、均等割や職員数割という誠に規約に反する言動行為が行われ、あまつさえ組合離脱の議決まで行い、2対1というパワーバランスによる圧力的行為が行われ、その要因をあたかも与論町議会が否決したかという、いわゆる悪者的な報道もなされました。私どもはこの明白不合理なことをなかなか良しとすることができない。私どもは祖先からの遺訓である誠のこの教えのアイデンティティを持っているわけですが、あえて悪いと言われれば、この誠の譲れないこの正直な気持ち、この1点だろうと思っています。

私は、今回の事件に際し、舞台裏で一部消防本部の職員の画策行為も聞き及んでいます。そのほか3町の財政状況も少し参考材料として考察してみたいと思います。ちなみにこれは少し古いですが、平成28年度実質公債費率は、与論町は8.5%、知名町は11.8%、和泊町16%で、債務残高では与論町約57億円、知名町82億円、和泊町102億円となっており、財政事情面からの推察もする必要がありますのではないかと思います。また、平成28年度消防費の決算における消防費の構成ですが、与論町は2.1%、知名町は2.5%、和泊町2.2%となっており、与論町が特に低いという状況ではない。今後の試算や協議の際は、この全体消防費の構成数値は非常に基本的な大事な数値であると思いますので、先ほどの条例の負担金の割合の条例案も、これも特にこれを算定する上では留意していく必要が必ずあります。

ところで、今回管理者側から出されている均等割30%、基準財政需要額割70%という負担割合は、後年度にはさらに本町に不利な負担割合を強要してくるということは、明々白々であろうと思います。先ほども総務企画課長の説明もあり、3年後には再度この協議に移るということをお聞きした場合、今回の負担割合の算出方法はさらに厳しいものが予測されるところを十分に予測していかなければならないと思います。仮に、設立当初今回のような負担割合を前提としてあったならば、おそらく本町は沖永良部とは同じ船には乗らなかったのではないかと。今となっては突然船に乗った後、37年目にしてはしごを外されたような、トラップを外されたようなものじゃないですか。私はこのように考えます。しかしながら、これまでの先人たちの苦労、歴史的な両島のつながり、ましてや現場の消防職員が今後も落ち着いて仕事をしていく必要もあることと鑑みた場合、また、私はそのドイ

ツの鉄血宰相と言われたビスマルクという有名な人がいますが、このビスマルクの言葉に「政治というものは、とにかく妥協の産物である。」ということを行っています。また、故田中角栄は、「世の中は白か黒かばかりではなく、灰色の中にこそ民意はあるものだ。」ということも言っておりまして、そのような総合的な見地から、今般一定の妥協線は見い出す必要があろうと考えます。

しかしながら、この先、先ほども沖野議員からございましたように、本件に関しては、与論町にとってより厳しい選択を迫られる事態が待ち受けていると思わなければならない。そこで、これまでの数度町長に申し入れをしてきているところですが、まず第1点目。今回の負担割合は運営委員会で3年後には見直すという、後の為政者への負担付きのことを強いる条件は付すべきではない。一時しのぎ的な妥協は絶対にしないでいただきたい。後世のことは後世の為政者が考えることとはっきりと意見していただきたいと考えます。第2点目です。今回与論町に配備される予定であった作業工作車導入の予算を完全に別問題である負担金と絡めて、令和元年の当初予算からはずすというような、誠に専横的な組合管理者の専決行為は全体の管理者としては誠に不適切かつ不合理であり、今後は組合管理者選任は与論町も含めた輪番制とする必要があると考えます。最後に、外海離島の広域体制のあり方や限界も考察しつつ、今後は財政面、人材面共に厳しいながらも自力による自主防災、自主消防防災体制の方策や考え方も十分に検証していく必要があるし、その1つの転換点ではないかと考えます。

以上、私は今回の提出議案に苦渋の選択ではありますが、賛成したいと思います。

○議長（福地元一郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで討論を終わります。

これから、議案第61号、沖永良部与論地区広域事務組合規約の一部を改正する規約を採決します。

この採決は、起立によって行います。議案第61号、沖永良部与論地区広域事務組合規約の一部を改正する規約については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福地元一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第61号、沖永良部与論地区広域事務組合規約の一部を改正する規約については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 1 4 議案第 6 2 号 町道路線の一部廃止について

○議長（福地元一郎君） 日程第 1 4、議案第 6 2 号「町道路線の一部廃止について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 6 2 号、町道路線の一部廃止について提案理由を申し上げます。

本路線は、町道整備事業等により整備された道路ですが、県営畑地帯総合整備事業のため、道路法第 1 0 条第 3 項の規定により、町道路線の一部を廃止するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 6 2 号は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 2 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 6 2 号、町道路線の一部廃止についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 2 号、町道路線の一部廃止については、可決されました。

—————○—————

日程第 1 5 議案第 6 3 号 令和元年度与論町一般会計補正予算（第 4 号）

○議長（福地元一郎君） 日程第 1 5、議案第 6 3 号「令和元年度与論町一般会計補正

予算（第４号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第６３号、令和元年度与論町一般会計補正予算（第４号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、奄美群島成長戦略推進交付金１４８４万５０００円、財政調整基金繰入金９６２万５０００円などを追加し、過疎対策事業債６３０万円、緊急防災・減災事業債２０００万円などを減額計上しています。

次に、歳出の主なものとしまして、財産管理費３３２万６０００円、移住・定住促進事業１００万円、海上貨物輸送環境改善事業２２３１万４０００円、町単独改良事業費８９０万円などを追加計上しています。

歳入歳出予算にそれぞれ１７９１万５０００円を追加し、一般会計予算総額５４億６６８４万９０００円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

２番。

○２番（沖野一雄君） ちょっと２点だけ質問いたします。１点目は、後で特別会計農業集落排水事業も出てきますが、農業集落排水事業に繰入金がかっているんですよね。一般会計にも繰出金がかっているはずなんです、見当たらないんですがどこかに隠れているんですかね。農業集落排水のほうに一般会計からではないんですか。他会計繰入金がかっていますよね。農業集落排水は後で審議しますが。農業集落排水特別会計の繰入金と一般会計の繰り出しがあるはずなんです、一般会計の繰出金がかっていないんですが、どうでしょう。説明を求めます。

○議長（福地元一郎君） 仁禮水道課長。

○水道課長（仁禮和男君） 今回の農業集落排水事業の特別会計の中で、一般会計繰入金を６万９０００円減額していますが、こちらの当方のミスでございまして、総務課財政サイドへの連絡が行き届いてなかったために、総務企画課の予算書の中に６万９０００円が入っていなかったということになると思います。すみませんでした。

○議長（福地元一郎君） ２番。

○２番（沖野一雄君） であれば、集排のほうは後で審議に入りますので、集排のほうは差し支えなければですが、総務企画課と突き合わせをしていただいて予算書を作

り直すか、差し替えをするかそういった方法をちょっと取っていただきたいと思います。

あと1点は、これは私の要請なんですが、ぜひしていただきたいんですが、あまり普通は見ないところですが、37ページ、38ページ、職員の給与費の明細のところですが、例えば一般職左上、職員数が載っていますよね、補正後、補正前103人というのがあります。それから38ページの級別職員数のところにも職員数が出てきます。そこに、これはもう時代の流れで今は再任用職員という方いらっしゃる。あるいは今いらっしゃるかどうか分かりませんが、これから出てくるでしょう、短時間勤務職員数とか、その再任用職員あるいは短時間勤務職員数を括弧書きで、内書きでもいいでしょうし、分かるように括弧書きで示すべきだと思うのです。気の利いた市町村はそうのようにされているようですので、調べてみたら。そこを括弧書きで入れていただきたいと、次回から結構ですのでそのような方向で検討していただきたいと思います。総務企画課長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） また再任用職員についても、分かるような形で表記したいと思います。

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第63号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第63号、令和元年度与論町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号、令和元年度与論町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 16 議案第 64 号 令和元年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（福地元一郎君） 日程第 16、議案第 64 号「令和元年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 64 号、令和元年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について提案理由を申し上げます。

歳入では、財政調整基金繰入金 102 万 4000 円、諸収入雑入 58 万 6000 円を増額し、国民健康保険税 2106 万 5000 円を減額計上しています。

歳出では、総務費総務管理費 49 万 1000 円、保健事業費 111 万 4000 円、諸支出金償還金及び還付加算金 180 万 4000 円を増額計上し、保険給付費療養諸費 1510 万 8000 円、保険給付費高額療養費 775 万 6000 円を減額計上しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 64 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 64 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 64 号、令和元年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号、令和元年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第65号 令和元年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（福地元一郎君） 日程第17、議案第65号「令和元年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第65号、令和元年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

令和元年度人事院勧告に基づく給与改定に伴い、総務費の人件費及び旅費の予算組み替えを行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後4時57分

再開 午後4時57分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議案審議が終了していないため、あらかじめ延長します。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第65号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 5 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 6 5 号、令和元年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 5 号、令和元年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 8 議案第 6 6 号 令和元年度与論町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（福地元一郎君） 日程第 1 8、議案第 6 6 号「令和元年度与論町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 6 6 号、令和元年度与論町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、国庫支出金介護給付費負担金 9 0 0 万円、支払基金交付金介護給付費交付金 1 2 1 5 万円、県支出金介護給付費負担金 5 6 2 万 5 0 0 0 円、繰入金介護給付費繰入金 5 6 2 万 5 0 0 0 円を減額計上しています。

歳出の主なものとしまして、介護給付費介護サービス等諸費 4 4 6 4 万円を減額し、総務費総務管理費 2 0 万円、地域支援事業費一般介護予防事業費 2 5 0 万円、基金積立金 7 2 9 万円をそれぞれ増額計上しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2 番。

○2 番（沖野一雄君） 7 ページですが、ちょっと説明を求めたいと思いますが、7 ページの下から 2 番目の 2 項の一般介護予防事業費の中の業務委託料。業務委託料は確か当初予算で、いわゆるサロン事業だけが委託で計上してあったと思うのです

が、それが今回初めて見ますが、令和元年度与論町日常生活圏域ニーズ調査・高齢者等実態調査業務ということで、委託１５０万円上がっているのですが、これは初計上ということでそれも特定財源のところに数値がなくて、特定財源なしで一般財源だけでやろうということなんでしょうが、どういった調査でどういった目的に行われるのか、その説明を求めます。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） お答えいたします。これは、今まで一般会計の中で組まれていたんですが、実は３年ごとに見直しを行います介護保険事業計画、それが第７期が来年度で終了するものですから、今年その前の１年前にニーズ調査・高齢者等実態調査をすることになっておりまして、その予算をこの地域支援事業の中から、その補助金等を含めた形で実施できるような形でこの特会に組み替えているところでございまして、あとそのほかにもう一つ申し上げたいことは、今年１１月から開設を予定しておりました有料老人ホームが、諸事情で仕切り直しとなったことを含めまして、上のほうの地域密着型サービスが大きな減額をしています。ということで、今年度実施する予定のニーズ調査・高齢者等実態調査を特会のほうに組み替えたものです。

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第６６号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第６６号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第６６号、令和元年度与論町介護保険特別会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第６６号、令和元年度与論町介護保険特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 19 議案第 67 号 令和元年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（福地元一郎君） 日程第 19、議案第 67 号「令和元年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 67 号、令和元年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について提案理由を申し上げます。

令和元年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）については、歳入で繰入金 241 万 6000 円、諸収入 1 万 8000 円を増額計上しています。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金 219 万 2000 円、保健事業費 2 万 4000 円、諸支出金を 1 万 8000 円増額計上しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 67 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 67 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 67 号、令和元年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 67 号、令和元年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 20 同意第 3 号 与論町教育委員会委員の任命について

○議長（福地元一郎君） 日程第 20、同意第 3 号「与論町教育委員会委員の任命について」同意を求める件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 同意第 3 号、与論町教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条の規定により、与論町大字茶花 248 番地 2、富敏紀氏を任命したいので、議会の同意を求めます。

御審議され、同意していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2 番。

○2 番（沖野一雄君） 私はこの本案に別に異議があつて質問するわけではないんですが、質問というよりもちょっと指摘をしたいと思います。この提案の上程の文言なのですが、下記の者をうんぬんとしてあつて、「法律第 4 条の規程により議会の同意を求める」となっていますが、この「規程により」というこの規程の「程」はですね、これは定めるのほうなんですよね。法令用語の使い方からすれば。だと思ふのです。条例とか規則とかそういう頭に持ってくる一連の条項の総体、全体を一覧として呼ぶ場合は、この規程なのですが、個々の条文の一つ一つの条項の定めを指して、第何条の規定によって議会の同意を求めるというような表現の場合は定めるのほうですので、ここをしっかりと間違えないように、今後使い分けていただきたいと思います。教育委員会の事務局長どうですか。

○議長（福地元一郎君） 田畑教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畑博徳君） 「定」のほうに改めたいと思います。定めるのほうに。

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第 3 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、同意第3号、与論町教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福地元一郎君） 起立多数です。

したがって、同意第3号、与論町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

—————○—————

○議長（福地元一郎君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、12月12日本会議ですが、日程の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにします。定刻まで御参集願います。

本日は、これで散会します。

—————○—————

散会 午後5時11分

令和元年第 4 回与論町議会定例会

第 2 日

令和元年 1 2 月 1 2 日

令和元年第４回与論町議会定例会会議録
令和元年１２月１２日（木曜日）午後３時００分開議

1 議事日程（第２号）

開議の宣告

第１ 議案第６８号 与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例

第２ 所管事務調査報告（環境経済建設常任委員長）

第３ 議員派遣の件

第４ 閉会中の継続審査・調査について

総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会
運営委員会、共同墓地調査検討特別委員会

2 出席議員（１０人）

1 番 遠 山 勝 也 君	2 番 沖 野 一 雄 君
3 番 川 村 武 俊 君	4 番 林 敏 治 君
5 番 高 田 豊 繁 君	6 番 町 俊 策 君
7 番 大 田 英 勝 君	8 番 野 口 靖 夫 君
9 番 林 隆 壽 君	10 番 福 地 元一郎 君

3 欠席議員（０人） 欠員（０人）

4 地方自治法第１２１条による出席者（１８人）

町 長 山 元 宗 君	副 町 長 久 留 満 博 君
教 育 長 町 岡 光 弘 君	総務企画課長 沖 島 範 幸 君
会計管理者兼会計課長 大 角 周 治 君	税 務 課 長 武 東 真奈美 君
町民福祉課長補佐 坂 元 守 君	環 境 課 長 白 尾 与志一 君
農業委員会事務局長 久 野 泰 司 君	産業振興課長 山 下 哲 博 君
商工観光課主事 裾 分 大 喜 君	建 設 課 長 町 本 和 義 君
教育委員会事務局長 田 畑 博 徳 君	教育委員会生涯学習課長 朝 岡 芳 正 君
水 道 課 長 仁 禮 和 男 君	与論こども園長 富士川 智恵美 君
茶花こども園長 富 千加代 君	那間こども園長 田 畑 綾 子 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局 長 川 上 嘉 久 君 書

記 池 田 レ ミ 君

開議 午後3時00分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第68号 与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第1、議案第68号「与論町企業職員の給与の種類及び
基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第68号、与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する
条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本条例は、令和元年8月7日付けの人事院勧告に鑑み、企業職員の住居手当を改
定するため、所要の改正をするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といた
します。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君） 住居手当の金額が変わってくるということだと思うのですが、
人事院勧告に基づいての改正ですので、今、疑義を挟む点はないのですが、ちょっ
と具体的なその住居手当の額がどのように変わってくるか。本人の場合あるいは配
偶者の場合ということで、本人も配偶者も両方とも改正ということになるようです
が、具体的に住居手当がどのように変わってくるのかの例示を示していただきなが
ら、説明していただければありがたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 住居手当の現行としては、下限額が1万2000円と
なっています。これが改正されますと下限額が1万6000円となります。そして
上限額が現行で2万7000円、改定後が2万8000円になるということです。
そうすると住居手当が増えるようなイメージで捉えられるような感じですが、一概
に計算を個別にやるとそうでもなくて、実際は住居手当が減るということです。全
体では今住居手当をもらっている方々の統計をしますと約4万7000円減るの
ですが、各個人個人で見えていきますと2,500円から3,000円の枠で減額になり
ます。2,000円以上の減額になった場合は、経過措置の対象となりまして、1

年間の経過措置が行われます。一概にこれで住居手当が増えるということではないということです。計算式によりますと下がるという。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） それでは、ちょっと具体的な数字で説明をいただきたいのです。例えば、家賃が2万円の場合と家賃が4万円の場合で、手当額はどのように変わってくるのですか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） ちょっと今計算式を持って来てないものですから、後で報告してよろしいですか。

○2番（沖野一雄君） 分かりやすいのでもいいです。3万円の場合5万円の場合でもいいですよ、分かりやすいやつで何か。多分この条文を読んで、みんな分かる人はなかなかいないと思うのです。具体的な家賃の額を示して、その場合はいくら、この場合はいくらかと。水道課長は分かっているんじゃないですか、企業職員だから。企業職員の改定でしょう、これは。

○議長（福地元一郎君） 仁禮水道課長。

○水道課長（仁禮和男君） すみません、今手元に資料を持ってなくて、具体的な金額は後でお知らせしたいと思います。すみません。

○2番（沖野一雄君） すぐ出なければいいですよ、後で。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） すみません、後で報告したいと思います。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第68号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第68号、与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の

一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号、与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 所管事務調査報告（環境経済建設常任委員会）

○議長（福地元一郎君） 日程第2、所管事務調査報告を行います。

環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

8番。

○8番（野口靖夫君） 環境経済建設常任委員会の所管事務調査を御報告いたします。

当委員会は、各種団体との意見交換会や議会報告会などから、課題や要望として出された特産品開発、養殖漁業、公園景観・植栽事業、若者定住促進対策等について重点的に議論検討することを目的として、3月15日を皮切りに3回にわたって委員会を開催いたしました。課題解決のためには、外海離島で本町と類似している先進地を調査する必要があるとのことで、行政側から産業振興課長が同行し、5月9日から10日にかけて、大分県の姫島村を調査することといたしました。

大分県は過去に一村一品運動で名を馳せ、観光地としても今も名高い県であり姫島村はJR日豊本線宇佐駅から31キロメートル離れた伊美港から村営フェリーで20分、国東半島の北5キロメートルの沖合に位置する人口約2,000人、東西6.6キロメートル、周囲17キロメートルの一村一島の外海離島です。

まず、養殖や水産加工、漁協の活動状況内容等を調査するため、大分県漁協姫島支店を訪問し、漁業運営委員長、支店長の説明を受けました。支店は組合員数130人、職員20人で運営されています。一本釣り、たて網流し網、はえ縄が中心で、平成31年度は離島漁業再生支援交付金事業でヒラメ、赤ウニ、カサゴ、子持ちダコなどの種苗を放流するとのことです。また、漁場の保全と乱獲防止のため禁漁期間を設定し、資源管理の徹底を図っているとのことです。

姫島の特産品と言えば「姫島車えび」です。村内には3カ所の養殖池があり、塩田の跡地を利用して海水を引き入れ、稚魚が放養され、3カ月程度出荷されるとのことです。隣接地にある加工センターでマイナス30度のアルコール液に付けられ生の状態と変わらぬみずみずしさと、瞬間真空パックで全国に発送されています。車えびの養殖は村の沿岸漁業と並ぶ基幹産業であり、平成30年度の水揚げ高は7.3トン、販売額4627万円で車えびをメインとした料理で村を訪れる観光客

に喜ばれています。

車えび養殖場は、昭和38年本格的な養殖を目的として、瀬戸内海水産開発株式会社が進出して始まりましたが、技術不足等から業績が上がらず、昭和40年に撤退し、債権債務を姫島村に引き継ぎ、村が出資し、いわゆる第三セクター方式で、現在の姫島村車えび養殖株式会社を設立したとのことです。当初17億円の売り上げから、水質管理が難しく5億円まで減少し、60人いた職員が30人まで減少したとのことです。しかし、若者の職場が確保されていることに異論はなく、地の利を生かした若者定住促進策の一翼を担っています。

また、周防灘の潮流による豊かな漁場が育んだマコガレイ、カサゴ、ヒラメ、アワビ、赤ウニ等の海産物も有名です。

加工品として、漁村女性起業家グループが運営する「姫島かなんど工房」が姫島わかめ、ノンオイルドレッシング等を加工販売し、平成30年度の販売額は1390万円とのことです。5月、10月には「島育ちは、活きがいい」とのキャッチフレーズのもと、おさかな祭と銘打ってイベントも開催されています。

その他、「渡り蝶」アサギマダラの「日本一の飛来地」を目標に取り組んでいるボランティア組織があることを知り、その活動実態を調査すべきとのことから、アサギマダラを守る会の大海範男氏を訪問して、その現場で説明を受けました、大海氏は教育委員会事務局を退職後、中心となって現在22人の会員とともに活動しているとのことです。‘たかが蝶’と軽く言われる人もいますが、この姫島においては、アサギマダラ蝶を通じて姫島の自然環境や生態系を子供たちが学ぶことにより、愛郷心を育んでもらいたいという思いと、離島であるがゆえに中学校を卒業して島外に出て、故郷の自然を思い出してもらいたいとの思いから始められたとのことです。今や姫島が「アサギマダラの大規模中継休息地」として新聞、テレビ等で紹介され、全国から注目を集め、地域住民や観光客、蝶の専門家等多くの方が観賞、観察して自然の神秘に触れ、感動し、自然環境保全の大切さを感じているとのことです。飛来地の維持管理等については、ボランティア活動に委ねられ、必要な資材等を寄附金や会費でまかなっており、この活動状況を野田聖子前総務大臣も視察しており、会員も増えているとのことです。主な活動内容は、①海岸に自生している植物「スナビキソウ」の保護のため、台風・高潮による流出土砂の補充や施肥、除草等。②飛来地案内看板を作成し、道路沿いに設置。③生態等についての説明看板の設置、マーキング調査による移動情報の提供等によるPR活動。④生き物との触れ合い。自然保護等に関心を持ってもらうための小学生へのマーキング指導等です。蝶という生物を通して、自然保護、環境保全の大切さを知り、多様性を認め合う行動の中に「教育の原点」があり、観光振興につながるキーワードが見えて

きたようでした。

5月10日は、姫島村役場を訪問し、若者定住促進対策について、総務課長、企画振興課長から説明を受けました。全国的にも有名になったワークシェアリングは、昭和40年代前半、過疎化、人口減少対策として、若者を村に残すため、村民の決断によって始められたとのこと。島外からの民間企業の進出は難しく、活性化のためには地場産業の育成と若者雇用の場の確保が課題であり、その1つが車えび養殖事業であり、役場の職員雇用施策であったとのこと。

役場職員は、平成31年4月1日現在201人で、約7割が役場本庁以外のフェリー・診療所・高齢者生活福祉センター・地域包括支援センター等で就労しているとのこと。ラスパイレス指数が79.6と全国町村では最下位で、ワークシェアリングによって村の過疎化を防ごうとしていることが痛感させられましたが、そのことが問題解決の最良手段ではなく、近年、あらゆる政策にも取り組んでいるとのこと。平成29年度から「姫島ITアイランド構想」を提唱し、企業誘致活動を積極的に展開し、平成30年度から令和元年度までに2社が営業を開始しています。

日本全国の自治体において、地域間競争、知恵比べで成功例として全国的に名を馳せているのは、島根県海士町、そして鹿児島県長島町が話題になります。定住促進策は若者が起業しやすい環境の構築にあり、住民主導による対策会議を立ち上げることにあり、その起点は議会と行政にあると思われます。

また、私たちは景観づくりと公園整備、植栽や歴史文化を知り、住民の生活環境にも同時に触れたいとの思いから、姫島の景勝地である、姫島灯台や七不思議巡り、姫島ブルーライン、西村記念公園等を視察いたしました。

与論町が抱えている課題の中に「安心安全な海上輸送確保」のための港湾整備と台風災害による南海岸防災工事がありますが、同じ外海離島でありながら、姫島は全てが完璧に整備されていることに、姫島に到着直後から痛感させられました。それは「政治力」という一言です。田中角栄総理時代に、自民党副総裁がこの姫島村出身であったとのことで、西村記念公園がその栄誉をたたえています。どの公園、景勝地にもトイレが完備されており、敷地内が徹底して清掃され、清潔感が強く感じられました。また、海岸と内陸、背景のロケーションにマッチングした植栽がなされており、観光地としての「癒しの空間」が私たちを迎えているようで感動させられました。

特に植栽の大切さ、心に癒しをくれる自然からの贈り物だということでした。それにしても、なぜ与論町においては遅れているのか、与論町にもほ場整備後の残地や路肩、ため池の土手、海辺地、景勝地等と植栽場所はいくらでもあります。防風

林や防潮林、緩衝緑地等は生活環境の保護にもなり、子供たちが自然に触れ合い、思い出づくりの場となります。

これらの調査を通しての結論は、本町でもできるということです。先に申し上げましたように、姫島も与論島も外海離島であり、地震常襲地帯、台風常襲地帯と全く全てにおいて条件不利地域であり、「創造力と実行力を兼ね備えた人物」が出現する日を待ちたいものです。全国で町おこしに成功し、活性化している自治体には、必ずすばらしいリーダーが登場しています。そのリーダーの責任の下、住民やＩターンＵターン者が活動できる場所を創造することができるか、この一点にかかっていると思います。

最後に、姫島村訪問に際して、漁協、役場、養殖場の職員から懇切丁寧な説明をいただき、有意義な調査となりましたことに、衷心より厚くお礼を申し上げたいと思います。

以上で、環境経済建設常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） これで所管事務調査の報告を終わります。

—————○—————

日程第３ 議員派遣の件

○議長（福地元一郎君） 日程第３、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

—————○—————

日程第４ 閉会中の継続審査・調査について

○議長（福地元一郎君） 日程第４、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教・環境経済建設・広報常任委員会、議会運営委員会、共同墓地調査検討特別委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（福地元一郎君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第4回与論町議会定例会を閉会します。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） すみません、今ちょっと計算しましたので、先ほどの質問に対してお答えいたします。

沖野議員から2万円と4万円の場合、今までと今後どうなるかという質問でございましたのでお答えいたします。

まず2万円の場合は、これまで旧制度につきましては、単純に1万2000円を引いていましたので、2万円引く1万2000円で8,000円。この新しくなっ
てからは、単純に1万6000円を引くということで、4,000円になります。
したがって8,000円が4,000円になるということで、4,000円の減額。
2万円の家賃を払っていた方は4,000円が減額となります。

それから4万円の場合、これまでは4万円から2万3000円を引いて、その2分の1に1万1000円を加算してございます。それで旧の場合は1万9500円
になります。それから新しい制度になりましたら、4万円から2万7000円引い
て、2分の1をして1万1000円を加算する。そうすると1万7500円、現在
1万9500円が1万7500円に変わるということでマイナス2,000円にな
ります。

2万円と4万円のケースでいきますとこういうふうになります。

○2番（沖野一雄君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君） はい、終わります。

—————○—————

閉会 午後3時24分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 福地 元一郎

与論町議会議員 林 敏 治

与論町議会議員 高 田 豊 繁